

品川区環境基本計画

みんなで創り育てる環境都市

2023（令和5）年3月

中間見直し（改訂）

生ごみは
ひりょうにした
ごみをふせ
ていい!!

緑を
大切に
HR
M

ゴミを大切に
分別して
リサイクルする。

持続可能な未来にするため
どんなことができる？
- エコルとごし メッセージ展示 -

節電を
する。

エコルとごし
におとされて
環境にいい
知るよ
自分できることある!!

しぜんの
木、光を使用
して、す。

みんながSDGs
の理解を深め、
環境にやさしい、具体的な
取り組みを気軽にでき
システム作りをする。

ごはんを
のこさず
たべよう

水を大切に
使おう!

2018（平成30）年度～2027（令和9）年度

品川区環境基本計画 中間見直しにあたって



品川区では、2018（平成 30）年 3 月に「品川区環境基本計画」を策定し、「みんなで創り育てる環境都市」を将来像として、地球温暖化対策をはじめ、環境保全や生活環境の向上に寄与するさまざまな取組を区民、事業者の皆さまと手を取り合いながら着実に進めてまいりました。

その結果、区内の二酸化炭素排出量は順調に削減が進み、大気や水質も改善されるなど、「環境都市しながわ」の実現に向けて着実に前進しております。

また、区は環境教育にも力を入れており、2022（令和 4）年 5 月には、東京都内の公共建築物として初めて「Nearly ZEB（ニアリーゼブ）」の認証を取得した品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」が戸越公園にオープンしました。オープンから 1 年足らずで来館者は約 20 万人にのぼり、区民の皆さまをはじめとした多くの方に、ご好評いただいております。

一方、近年、地球温暖化の進行による猛暑や集中豪雨の多発化、プラスチックによる海洋汚染、生物多様性の損失などの新たな環境課題が明らかとなっています。

このたび、本計画の中間年を迎えるにあたり、新たな環境課題や社会情勢の変化に対応するため、中間見直しを実施いたしました。新たに 2030（令和 12）年度までのカーボンハーフ、2050（令和 32）年度までのゼロカーボン達成を目標に掲げるなど、これまでの取組を踏まえつつ、新たな技術を取り入れながら、より積極的に環境施策を推進していく内容になっております。

環境施策推進のためには、本計画を区民、事業者の皆さまと共有し、それぞれの役割の中で、協働して取組を進めていくことが重要だと考えております。必要な環境施策を推進しながら、区民、事業者の皆さまと一体となって「環境都市しながわ」の実現を図ってまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しにあたり、品川区環境活動推進会議の委員の皆様をはじめ、アンケートやパブリックコメントへのご意見等、ご協力いただいた多くの区民・事業者の皆さまに心からお礼申し上げます。

2023（令和 5）年 3 月

品川区長

森澤 恭子

目 次

第 1 章 計画改訂の背景.....	1
1. 計画改訂の趣旨.....	1
2. 環境政策を取り巻く動向.....	2
3. 計画の位置づけ等.....	7
第 2 章 区の現状と課題.....	9
1. 計画の進捗.....	9
2. 計画改訂の視点.....	10
第 3 章 計画で目指すもの.....	12
1. 望ましい将来像.....	12
2. 将来像実現のための 5 つの基本目標と共通目標.....	14
3. 施策の体系.....	15
第 4 章 施策の展開.....	18
1. 施策.....	18
基本目標 1 「脱炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）.....	18
基本目標 2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）.....	42
基本目標 3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）.....	52
基本目標 4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）.....	76
基本目標 5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）.....	80
共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）.....	82
2. みんなで取り組む“重点プロジェクト”.....	90
第 5 章 計画を進めるために.....	104
1. 推進体制と進捗管理指標.....	104
2. 進行管理.....	108

第 6 章 資料編.....	109
1. 区民・事業者等の環境意識.....	109
2. 主な環境関連の法律・条例、計画(2023(令和 5)年 3 月現在).....	111
3. 用語解説.....	114

「＊」を付している用語は、第 6 章 資料編「第 6 章 3. 用語解説」に説明を記載しています。

コラム一覧

基本目標 1

品川区の温室効果ガスの排出割合	20
再生可能エネルギーのコスト	21
カーボンニュートラル	27
改正建築物法の施行	27
テレワークと二酸化炭素	28
品川区の LED 化進捗状況	28
地球環境にやさしい ZEB ZEH	29
ZEB リーディング・オーナーの役割	30
環境にやさしい燃料「GTL 燃料」	33
メタネーションとは	33
東京都の太陽光発電設備の設置義務化	34
砂電池とは	34
カーボンオフセット	34
森林吸収によるカーボンオフセット	35
ウォークアブルなまちづくり	38
低炭素アスファルトとは	38
地域循環共生圏	38
2100 年の天気予報	40
地球温暖化がもたらす影響	41

基本目標 2

食品ロス問題とフードドライブ	44
3010 運動について	44
プラスチック資源循環促進法の施行	45
進む脱プラスチックとマイクロプラスチックによる海の汚染	45
サステナブルファッション	46
品川区のリユース促進事業	46
みんなでボトルリサイクルプロジェクト	49
太陽光パネルのリサイクル	49
サーキュラーエコノミー（循環経済）	51

基本目標 3

絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック・レッドデータリスト～	54
東京湾の海上公園等	57
まちづくりにより新たに創出されるみどり	60
アメリカザリガニやアカミミガメが特定外来生物に指定	62
生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）	64
エコロジカル・ネットワーク	66
ABINC 認証制度	68

認証エコラベル	71
OECM (Other effective area-based conservation measures)	71
森林環境税・森林環境譲与税	72
危険な外来生物	75

基本目標 4

典型 7 公害	78
PM2.5 とは	78

共通目標

環境教育等促進法の改正	85
ESD (持続可能な開発のための教育)	85
区内商店街での国産間伐材啓発イベント	87
区内企業・高校との食品ロス等削減イベント	87
品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」のオープン	88

本計画の PDF データを区ホームページでご確認
いただけます。



第1章 計画改訂の背景

1. 計画改訂の趣旨

品川区は、2018（平成30）年3月に「品川区環境基本計画〔計画期間：2018（平成30）年度～2027（令和9）年度〕」（以下「本計画」といいます）を策定し、「みんなで創り育てる環境都市」を将来像に掲げ、地球温暖化対策をはじめとしたさまざまな環境施策を展開し、区民および事業者とともに推進してきました。

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」、「品川区一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、区が掲げる将来像を環境の側面から実現を目指しています。

近年、地球温暖化の進行によるゲリラ豪雨や大型台風等の気候変動の影響の顕在化、生物多様性*の損失など、世界規模で環境課題が深刻化する中、課題解決に向けた取組が国内外で進んでいます。大きく変動し、多様化する環境課題へ対応していくためには、長期的な視点で区の未来を考え、区・区民・事業者が、それぞれの役割を担いつつ協働・連携し、各主体ができることから取り組んでいくことが必要不可欠となっています。

このため、本計画の中間年を迎えるにあたり、長期的な視点で、最新の環境課題および区の現状を踏まえながら、実効性のある計画となるよう中間見直しを行うこととしました。

本計画において、区の二酸化炭素排出量を2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で50%削減（カーボンハーフ）、2050（令和32）年度までに実質ゼロ（ゼロカーボン）とする目標を掲げており、脱炭素に向けた具体的な取組を実践していきます。

あわせて、区の都市型の自然環境に適応した生物多様性の理解の浸透や保全策について、近隣自治体と一体となった取組が必要であることから、本計画の施策体系の中で、「品川区生物多様性地域戦略」を位置づけ、生物多様性保全に向けた取組を強化します。

また、2022（令和4）年5月に開設した品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」による環境情報の発信や環境保全に取り組む人材の育成・活動支援を行うことで、区民および事業者の環境意識の向上と自主的な環境活動の推進につなげていきます。

2. 環境政策を取り巻く動向

(1) 世界的な動向

パリ協定

1997（平成 9）年に合意された、先進各国に法的拘束力のある二酸化炭素排出削減目標を規定する「京都議定書」の第二約束期間（2013（平成 25）年～2020（令和 2）年）の終了を見据え、「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、2015（平成 27）年にフランス・パリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、2020（令和 2）年以降の新たな法的枠組みである「パリ協定」（Paris Agreement）が採択されました。2016（平成 28）年 11 月 4 日に発効し、日本は同年 11 月 8 日に批准しました。

「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を 2 度より十分低く保つとともに、1.5 度未満に抑えるための努力を追求することが示され、日本を含む全ての条約加盟国が温室効果ガス*排出削減の取組を強化することが必要とされています。

SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals : SDGs）は、2015（平成 27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ*」に掲げられた 2016（平成 28）年から 2030（令和 12）年までの国際目標です。

17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されており、環境・経済・社会の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が強調されています。

また、これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々および社会の全ての部分で満たされ、誰一人取り残さない（leave no one behind）ことなどが宣言されています。



出典：国際連合広報センターHP

図 1.1 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）* 第6次評価報告書

2021（令和3）年8月に、IPCC第6次評価報告書における第1作業部会報告書（自然科学的根拠）が公表されました。当該報告書では、「地球温暖化は人間の影響で起きていることは疑う余地がない」と断言した上で、産業革命前と比べた世界の気温上昇が、2021（令和3）年から2040（令和22）年の間には、地球温暖化が人類に深刻な影響を与えるとされている1.5度に達するとの予測がされています。

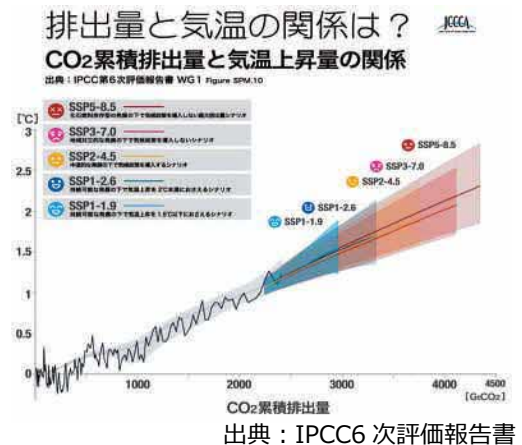


図 1.2 世界の気温の変化予測

グリーントランスフォーメーション（GX）* とデジタルトランスフォーメーション（DX）*

脱炭素社会*要請の高まりや社会情勢の変化によるエネルギー供給の確保などを背景に、「グリーントランスフォーメーション（GX）」と「デジタルトランスフォーメーション（DX）」の同時推進が必要といわれています。再生可能エネルギー*の普及やデジタル化の推進により、少子高齢化や温室効果ガス削減などの直面する課題を解決しつつ、産業競争力の向上につなげ、社会経済の成長の機会としてとらえる考え方です。

2022（令和4）年2月には、経済産業省がGXの推進に向けた「GXリーグ基本構想」を公表しました。GXリーグは、GXに積極的に取り組む企業群を募り、議論と新たな市場創造のための実践を行う場であり、我が国のGXをけん引することが期待されています。

GXの推進のためには、強固なネットワークシステムの整備が必須であり、少子高齢化や感染症拡大による生活スタイルの変容とともに、デジタル技術の高度化が期待されています。

生物多様性条約締約国会議（COP）*

生物多様性は人類の生存を支え、人類にさまざまな恵みをもたらすものです。生き物に国境はなく、日本だけで生物多様性を保存しても十分ではありません。この課題に世界で取り組むために、1992（平成4）年5月に生物多様性条約*が採択されました。その後、COP10で採択された愛知目標*で2020（令和2）年までに生物多様性の損失を食い止めるための各国の行動について掲げられましたが、目標年度を迎え、見直しに向けた検討が行われています。

2022（令和4）年12月に開催されたCOP15では、新たな国際的な目標（ポスト2020生物多様性枠組）である「昆明（こんめい）・モントリオール生物多様性枠組*」が採択されました。同枠組では、愛知目標で掲げた目標の約1/3が未達成であったことを踏まえ、2050（令和32）年ビジョン*のための長期的ゴールをかせ、ゴールに向けた2030（令和12）年までに達成すべき18のターゲットが示されました。その中で、2030（令和12）年までに、陸域と海域の少なくとも30%を保全する「30by30目標（ターゲット3）*」の達成に向け、各国で生態系に重要な地域の保全に取り組むことが求められています。

(2) 国の動向

第5次環境基本計画

「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択を踏まえて2018（平成30）年4月に策定されました。

前述の国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の統合的な解決に向けて、「地域循環共生圏*」が提唱され、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が設定されています。これらの、環境施策を通じて経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出、経済発展と社会的課題の解決の両立を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが期待されています。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策推進法に基づく国の総合計画です。2015（平成27）年に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に向けて提出された「日本の約束草案*」を踏まえ、2016（平成28）年5月には、「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2030（令和12）年度に向けた我が国の二酸化炭素排出削減目標が「2013（平成25）年度比で26%削減」と定められました。

2020（令和2）年10月26日には、国の方針として、2050（令和32）年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする、すなわち「2050（令和32）年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されました。また、2021（令和3）年4月には、2030（令和12）年度において、二酸化炭素排出量46%削減（2013（平成25）年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明されました。

脱炭素社会の機運が急速に高まる中、2021（令和3）年10月に同計画は5年ぶりに改訂されました。新たな削減目標の裏付けとなる対策や施策が記載されており、新たな目標実現に向けた道筋を描いています。

第6次エネルギー基本計画

エネルギーを巡る国内外の情勢変化や二酸化炭素排出量削減目標の引き上げなど、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現を見据えた新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして、「第6次エネルギー基本計画」が2021（令和3）年10月に策定されました。

この計画では、建築物省エネ法*による省エネルギー基準適合義務化と基準引き上げ、機器・建材トップランナー制度*の見直しなどによる徹底した省エネルギーや、再生可能エネルギーの主力電源化を推進し、2030（令和12）年度の再生可能エネルギーによる電源構成*を従来目標の22～24%から、36～38%に引き上げることが示されました。また、「社会実装を加速させるため、電源構成において、新たに水素*・アンモニア*による発電を1%程度見込む」としました。

地域脱炭素ロードマップ^o

地域脱炭素に向けて2030（令和12）年までに行う具体的な取組・施策を示したもので2021（令和3）年6月9日に国・地方脱炭素実現会議*で決定しました。

2030（令和12）年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域*をつくることや、脱炭素の基盤となる重点対策（自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネルギー、ゼロカーボン・ドライブ*等）が整理されています。

2050年カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、特にエネルギーおよび産業分野におけるイノベーションのスパイラルを起こすための戦略であり2021（令和3）年6月に策定されました。

産業政策・エネルギー政策の両面から、成長が期待される14の重要分野について実行計画を策定し、2050（令和32）年までの時間軸に沿った技術開発を踏まえた工程表を

示しています。また、こうした目標の実現を目指す企業の前向きな挑戦を後押しするための政策も示しています。

気候変動適応計画

気候変動適応計画は、気候変動適応法第7条に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために2018（平成30）年11月に策定されました。気候変動の影響による被害を回避・軽減するため、各主体の基本的役割や、あらゆる施策に適応策を組み込むことなど、7つの基本戦略とともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。同計画は2021（令和3）年10月に改訂され、KPI*など進捗管理に関する事項が追加されました。

第四次循環型社会形成基本計画

2018（平成30）年6月に閣議決定された第四次循環型社会形成推進基本計画では、資源生産性、循環利用率（入口側・出口側）、最終処分量のさらなる向上が目標として掲げられました。そのための取組として、「地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進」、「シェアリング等の2R*ビジネスの促進、評価」、「廃棄物エネルギー*の徹底活用」等が挙げられています。

生物多様性国家戦略

2010（平成22）年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を受け、我が国の生物多様性に関する目標や戦略を示すものとして「生物多様性国家戦略2012-2020」が、2012（平成24）年9月に閣議決定されました。

2020（令和2）年からは次期生物多様性国家戦略の策定に向けた検討が進められ、2022（令和4）年12月にCOP15により採択された新たな世界目標である「昆明（コンメイ）・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえた戦略の見直しが行われました。

新たな戦略では、2050（令和32）年のビジョン「自然と共生する社会」を目指し、2030（令和12）年までに自然を回復軌道に乗せる「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現が必要とし、5つの基本戦略と戦略達成のための行動計画が示されました。特に、生物多様性と気候変動による「2つの危機」への統合的な対応や、「30by30目標」の達成による健全な生態系の維持と回復、「自然資本を守り活かすための社会経済活動の推進」により、生物多様性を守り活用することとしています。

新型コロナウイルス感染症に対する環境行政の対応

我が国では、世界保健機関（WHO）が「パンデミック」と表明した今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、ライフスタイルに様々な変化が生じました。

中でも、感染症等のリスクへの対応の観点から、テレワーク、オンライン教育やウェブ会議システムの利用が急速に拡大したことにより、移動、交通に伴う環境負荷の削減が進みました。また、それらは、働き方や学び方の改革にもつながるものであるため、新型コロナウイルス感染症の収束後であっても、引き続き積極的に活用していくことが期待されています。

このように、ポストコロナ時代においては、単に以前の状態に戻すのではなく、「脱炭素社会への移行」・「循環経済*への移行」・「分散型社会への移行」という3つの移行を加速させることにより、持続可能で強靱な経済社会へのリデザイン（再設計）を進め、将来の世代が豊かに生きていける社会の実現が求められています。

(3) 東京都の動向

東京都環境基本計画

東京都は、2050（令和 32）年の二酸化炭素排出実質ゼロ、2030（令和 12）年までのカーボンハーフ実現に向けて猶予期間が少ない中、コロナ禍からの「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、豊かで持続可能な都市を創り上げるため、2022（令和 4）年 9 月に環境基本計画を改定しました。

「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る 3 つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略 0 とする「3+1 の戦略」により、各分野の環境課題を包括的に解決していくこととしています。

ゼロエミッション東京戦略～2020 Update & Report～

東京都は、気温上昇を 1.5℃に抑えることを追求し、2050（令和 32）年に二酸化炭素排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向け、ビジョンと具体的な取組・ロードマップをまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を 2019（令和元）年 12 月に策定しました。

2021（令和 3）年 3 月には、「感染症の脅威」と一層深刻化する「気候危機」という 2 つの危機に直面している現状を踏まえ、これらの影響も踏まえた評価および内容の見直しを行った「ゼロエミッション東京戦略～2020 Update & Report」を公表しました。2030（令和 12）年までの今後の 10 年間の行動が極めて重要とし、「東京都内温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年までに 50%削減（2000（平成 12）年比）すること、再生可能エネルギーによる電力利用割合を 50%程度まで高めること」等を表明し、目標の強化や社会変革のビジョン「2030 カーボンハーフスタイル」を提起しました。

都市型キャップ&トレード制度*

東京都は、2010（平成 22）年度の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（通称：環境確保条例）の改正により、世界でも先進的な「都市型キャップ&トレード制度」を導入し、大規模事業所を対象に二酸化炭素削減量の総量削減義務を導入しました。同制度では、排出削減が大幅に進んでおり、推進体制・設備導入・運用管理が優れている事業所を「トップレベル事業所」として認定し、対策の推進の程度に応じて削減義務率を軽減しています。トップレベル事業所認定基準は、実現可能な省エネルギー対策の最高水準であり、オフィスビル等については、200 項目以上の省エネルギー対策を設定しています。

第 3 計画期間の 2020（令和 2）年度～2024（令和 6）年度にかけては、27%または 25%の削減義務率が課されています。

東京都生物多様性地域戦略

東京都は、2012（平成 24）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しましたが、COP15 や国の戦略を踏まえ、2022（令和 4）年 12 月に「東京都生物多様性地域戦略の改定について（答申）」により改定しました。新たな戦略では、「自然に対して畏敬の念を抱きながら、地球規模の持続可能性に配慮し、将来にわたって生物多様性の恵みを受け続けることのできる、自然と共生する豊かな社会を目指す」を基本理念に掲げ、生態系サービス*ごとの 2050（令和 32）年の東京の将来像を示すとともに、将来像を実現するための 2030（令和 12）年目標が示されました。

3. 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は、区全体の計画である「品川区長期基本計画」と整合を図りつつ、「品川区まちづくりマスタープラン」、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」、「品川区一般廃棄物処理基本計画」等の個別計画と相互に連携を図りながら、区的环境をより良くし、将来の世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、環境の保全に関する目標、施策の方向そのほか必要な事項について定めるものです。

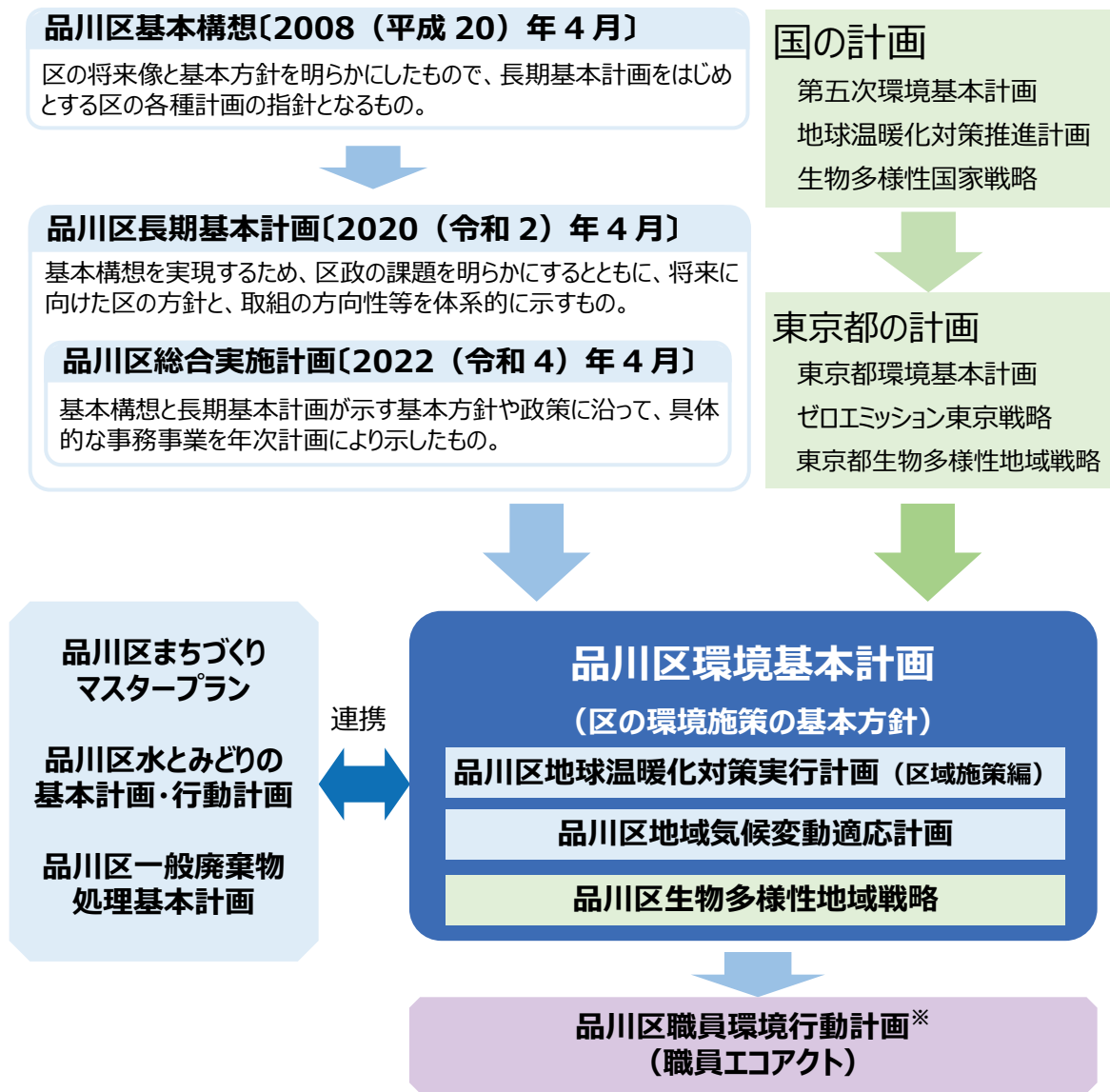


図 1.3 計画の位置づけ

(2) 計画期間

本計画の期間は、2018（平成 30）年度から 2027（令和 9）年度であり、2023（令和 5）年度以降の 5 年間についての中間見直しとします。

なお、基本目標 1（地球温暖化対策分野）および基本目標 3（自然環境分野）については、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、基本目標 1 の計画期間を 2030（令和 12）年度まで、基本目標 3 の計画期間を 2031（令和 13）年度までとします。



(3) 計画の範囲

本計画の対象範囲は、品川区全域とし、5 分野に共通目標である「環境教育・環境コミュニケーション」を加え 6 分野を対象とした計画とします。



表 1.1 計画の対象とする範囲

分野	対象とする項目
地球温暖化対策	地球温暖化対策、気候変動への適応 等
資源循環	ごみの排出抑制および適正処理、資源の地域循環 等
自然環境	水辺、みどり、生き物 等
生活環境	大気質、水質、騒音・振動、悪臭、化学物質 等
文化環境	地域の歴史的・文化的環境を活かし、景観を保全したまちづくり 等
環境教育・環境コミュニケーション	環境教育、環境学習、環境活動、協働、地域連携 等

第2章 区の現状と課題

1. 計画の進捗

改訂前の計画では、5つの基本目標と共通目標ごとに個別の施策および指標を掲げるとともに、5つの重点プロジェクトにおいて、目標達成のための重点的かつ計画的な推進を図ってきました。2022（令和4）年度現在の進捗と主な評価をまとめると下図のとおりです。

	計画（改訂前）	主な評価 （2022（令和4）年度時点）
基本目標 1 「低炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する （地球温暖化対策）	①地球温暖化を防ぐ計画を定め、実行する★ ②エネルギーの使用を削減する★ ③エネルギーの低炭素化を図る ④気候変動に適応する取組を推進する ⑤地球温暖化対策に関する情報を共有する	温室効果ガス排出量、再生可能エネルギー導入量は順調である一方、 区民参加型の施策には取組余地が残っている
基本目標 2 「持続可能な循環型都市」を実現する （資源循環）	①ごみの発生抑制を推進する ②資源リサイクルを推進する ③情報提供と区民参加を推進する★ ④適正処理を推進する	ごみの発生抑制、適正処理は順調である一方、 資源リサイクル・区民参加型の施策には取組余地が残っている
基本目標 3 「水とみどりがつながるまち」を実現する （自然環境）	①水とみどりを守り育てる ②水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる ③品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす★ ④みんなで水とみどりを育む	水環境の保全や水辺空間の整備は順調に達成しているものの、 みどり率は減少傾向にある
基本目標 4 「すこやかなで快適な暮らし」を実現する （生活環境）	①すこやかな暮らしを守る ②建物の環境配慮を推進する ③人にやさしい地域づくりを目指す	大気等の環境保全、建物の環境配慮、バリアフリー化ともに順調である
基本目標 5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する （文化環境）	①歴史や文化を大切に、魅力あるまちなみをつくる	景観重点地区*に1地区追加指定
共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる （環境教育・環境コミュニケーション）	①環境情報を発信する ②環境学習・体験を推進する★ ③協働により環境活動を推進する★	区民参加型の施策には取組余地が残っている （品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」の開設による体験型環境学習の機会提供開始）
★ 重点プロジェクトを有する施策 ※紫が目標（指標）の未達がある項目。 なお、区民参加型の施策は、2018（平成30）年度までは順調に推移しているものもあり、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響を受けていると想定される。		
区民参加型の取組については新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも、 温室効果ガス排出量やごみ、生活環境など主要な項目は達成に向けておおむね順調に推移している。		

図 2.1 計画（改訂前）の主な評価

2. 計画改訂の視点

(1) 地球温暖化対策分野

●エネルギー利用の削減

省エネルギーの取組が浸透し、二酸化炭素の排出量は減少していますが、脱炭素社会の実現に向けて、さらなる省エネルギーの徹底や、既存の住宅・建築物に対しても高断熱・高气密化等に向けた取組を強化する必要があります。

●脱炭素（再生可能エネルギー、水素エネルギー等）へのシフト

脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの技術は大きな変動期を迎えており、今後さらに新たな技術の発展が見込まれています。化石燃料*から再生可能エネルギーへの転換や貯蔵・運搬が可能な水素エネルギーの利用拡大が必要です。

●気候変動への適応

地球温暖化に伴う気候変動により、ゲリラ豪雨などによる浸水被害の発生、熱中症や蚊が媒介する感染症の拡大といった健康被害も想定されることから、防災、健康・福祉など他分野とも連携し地域の防災・減災力の強化対策や区民の防災意識の向上、熱中症予防の普及・啓発などを実施していくことが必要です。

(2) 資源循環分野

●ごみ減量・資源化の推進

区の家計・事業系ごみの排出量は、長期的には減少傾向にあります。近年は横ばいの傾向にあり、排出されたごみの中には、食べ残し等の「食品ロス*」や古紙類等のリサイクル可能なものが多く含まれています。このため、今後も引き続き、さらなる減量化・資源化の推進に向けた効果的な取組を進める必要があります。

●食品ロス対策・プラスチックごみ対策

世界的な天然資源制約と人口増加による需要の高まりが続く中、大量消費型のライフスタイルを見直し、ライフサイクル全体における環境配慮を進める必要があります。食品ロスについては、区内で多量の食品が廃棄されている実態を踏まえ、飲食店や小売業などの事業者や区民と一体となって削減に取り組む必要があります。プラスチックについては、使い捨てプラスチック対策やプラスチックごみの再資源化を見据えた、区全体のリサイクルシステムの再検討が必要です。

●サステナブルファッション*

ファッション産業は、製造にかかる天然資源やエネルギーの使用量、ライフサイクルの長さなどから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されており、国際的な課題となっています。国内では、ファストファッションの流行やネット販売の普及により、衣服一枚当たりの価格は減少する一方で、年間で多くの衣服が手放され「ごみ」として廃棄されています。

メーカーによるサステナブルな材料を用いた商品の開発や、消費者としては長く着続ける衣服の選択やリサイクルの推進など、双方の取組が求められています。

(3) 自然環境分野

●都市整備に伴う生き物の生息・生育環境の変化

区では、公園や河川・運河沿いの水辺や公園にまとまった生き物の生息・生育環境があるほか、街路樹や人工池などの身近な自然にも鳥類や昆虫類が確認されています。しかしながら、独立住宅の建て替えなどの都市の再整備によるみどりの減少も確認されており、より身近な自然を保全する必要があります。一方で、まちづくりの進展により、新たに創出されるみどりや水辺もあり、区内の生き物の生息・生育環境が大きく変化する中でも、生物多様性を確保していく必要があります。

●品川らしい水とみどりの保全・創出と次世代への継承

区の特徴である河川や運河などの水辺、寺社林・史跡などの昔からあるみどりは、長い歴史とともに形成されたものであり、適正な保全とより魅力ある空間の創出により次世代に継承していく必要があります。また、再開発等による新たなみどりの創出は、次世代以降も生物多様性を確保しながら更新されていけるようにする必要があります。

●生物多様性の理解の向上

生物多様性地域戦略の新たな策定により、自然環境への関心を高め、生物多様性の保全に向けた取組を推進する必要があります。

(4) 生活環境分野

●良好な生活環境の保全

大気や水質は年々改善が進んでいます。今後も継続して、適正な環境監視と発生源対策を推進するとともに、新たな環境課題については関係機関と連携しながら的確な対応を進める必要があります。

(5) 文化環境分野

●品川らしい景観の維持

長い歴史の中で形作られた旧東海道のまちなみや、品川浦の水辺空間など、歴史的・文化的資源を保全しながら、自然や文化との調和に配慮した魅力ある景観を維持する必要があります。

(6) 環境教育・環境コミュニケーション分野

●身近な環境課題に取り組む人づくり

品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」を核とした環境課題に関する講座やイベント等による普及啓発、ターゲットの属性やニーズに合わせた情報発信により、多くの区民や事業者が環境課題を自分のこととしてとらえ、環境課題解決につながる行動へ結びつけていくことが重要です。

●区民・事業者・関連団体との協働

引き続き、区民・事業者・関連団体との協働・連携をさらに深め、環境意識の向上を図る必要があります。

第3章 計画で目指すもの

1. 望ましい将来像

本計画策定時に設定した将来像「みんなで創り育てる環境都市」を受け継ぎ、さまざまな環境課題が解決され、「脱炭素社会」と「自然と共生する豊かな社会」がともに実現された品川区を目指します。

みんなで創り育てる環境都市



図 3.1 2050 (令和 32) 年度に向けた将来像のイメージ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

2050（令和32）年度の将来像の実現のために、5つの分野と共通目標について2030（令和12）年度までの各種施策を展開します。

2050（令和32）年度のしなごわ

基本目標 1	地球温暖化対策	各家庭や事業所での省エネの取組、太陽光発電などの再生可能エネルギー利用の普及が進んでいます。まちを走る自動車は全て低公害車となり、さまざまな交通システムと合わせて最適化が図られています。
基本目標 2	資源循環	シェアリングが普及し、サプライチェーン*全体で効率的な需給バランスが保たれ、食品ロスやプラスチックの削減と循環利用が行われています。
基本目標 3	自然環境	生物多様性の理解が浸透し、生物多様性に配慮したライフスタイルや経済活動が定着しています。区民の憩いの場は、生き物の生育・生息の場としても良好な環境になっています。
基本目標 4	生活環境	大気や水質、土壌環境が保全され、騒音・振動などが低減した快適な生活環境が維持されています。
基本目標 5	文化環境	区の歴史的・文化的環境は良好に保全され、まちなみや生活に溶け込んでいます。
共通目標	環境教育・環境コミュニケーション	次世代を担う人材が育まれており、環境に配慮した商品やサービスが積極的に選択され、環境教育・環境コミュニケーションが一般化されています。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

計画目標年度※までの目標・施策の推進



※計画全体：2027（令和9）年度、基本目標1（地球温暖化対策分野）：2030（令和12）年度、基本目標3（自然環境分野）：2031（令和13）年度

2. 将来像実現のための5つの基本目標と共通目標

将来的な区の将来像である「みんなで創り育てる環境都市」を実現するための目標として、区の現状を踏まえ、区民・事業者・区が連携して取り組む5つの基本目標と共通目標を設定します。将来像を達成するために基本目標を以下のように定めました。

基本目標は、国際連合によるSDGsの理念を取り入れ、持続可能な区の将来のために目指すべきことを、環境の視点から5つの分野に分類して設定します。

みんなで創り育てる環境都市

基本目標1 「脱炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

世界共通のテーマとして脱炭素化に向けた動きが加速度的に進んでいることから、区内で暮らし働く全ての人々が「脱炭素社会」を実現するよう基本目標として定めます。

- 快適で健康な生活につながる、積極的な地球温暖化対策の定着を目指します。

基本目標2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）

私たちの暮らしには、生活していく上で必要な限りある資源を無駄なく効率的に利用する必要があるため、「持続可能な循環型都市」の実現を基本目標として定めます。

- ごみの発生抑制に努め、ごみの減量化と資源化に取り組んでいきます。

基本目標3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）

水とみどりの存在は、まちの魅力を高め生活を豊かにすることから、「水とみどりがつなぐまち」の実現を基本目標として定めます。

- 水とみどりを守り、育み、活かすことで、魅力あふれるまちを目指すとともに、生物多様性の保全を推進します。

基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）

心身を健全に保つ潤いのある暮らしのために、空気や水をきれいにする等、「すこやかで快適な暮らし」の実現を基本目標として定めます。

- 大気や水質、土壌等を改善し、全ての人々が安心して暮らせるまちを目指します。

基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）

長い歴史と新しいまちづくりが交錯する状況では、歴史を尊重しつつ新しいにぎわいを生み出していくことが重要であることから、「やすらぎとにぎわいの都市景観」の形成を基本目標として定めます。

- 歴史・自然・文化的景観を後世まで伝えるとともに、地域の特性と個性を活かし、やすらぎとにぎわいが共存する活気あるまちづくりに取り組みます。

共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる（環境教育・環境コミュニケーション）

環境都市としての機能や役割を充実させるために、区民一人ひとりが「日常的に実践する」ことが必要不可欠であることから、その育成を共通目標として定めます。

- 区民・事業者・区がそれぞれの役割を理解し、環境保全に関する取組をより身近なものとして実践するとともに、地域や世代を超えた新たなコミュニケーションの創出により、実践の輪の拡大を目指します。

図 3.2 品川区で目指す将来像と基本方針

3. 施策の体系

施策体系図の基本構成と基本目標および共通目標の位置づけは下図のとおりです。なお、施策体系図については次頁に示しています。

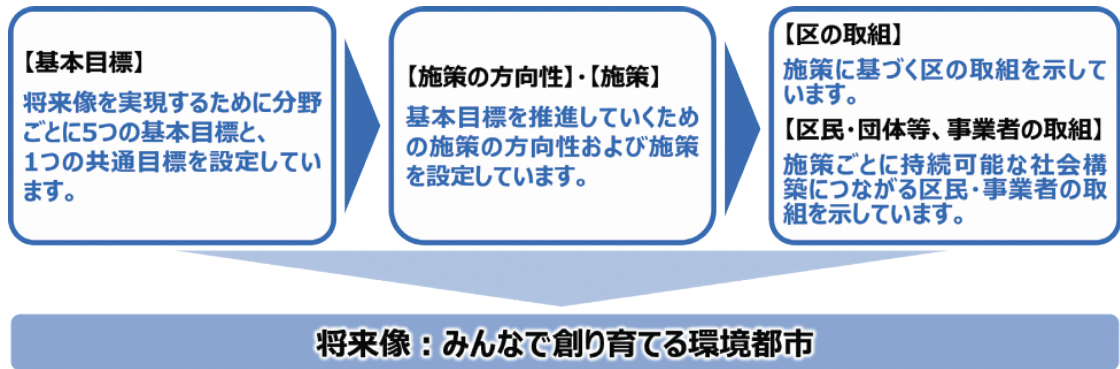


図 3.3 施策体系の基本構成

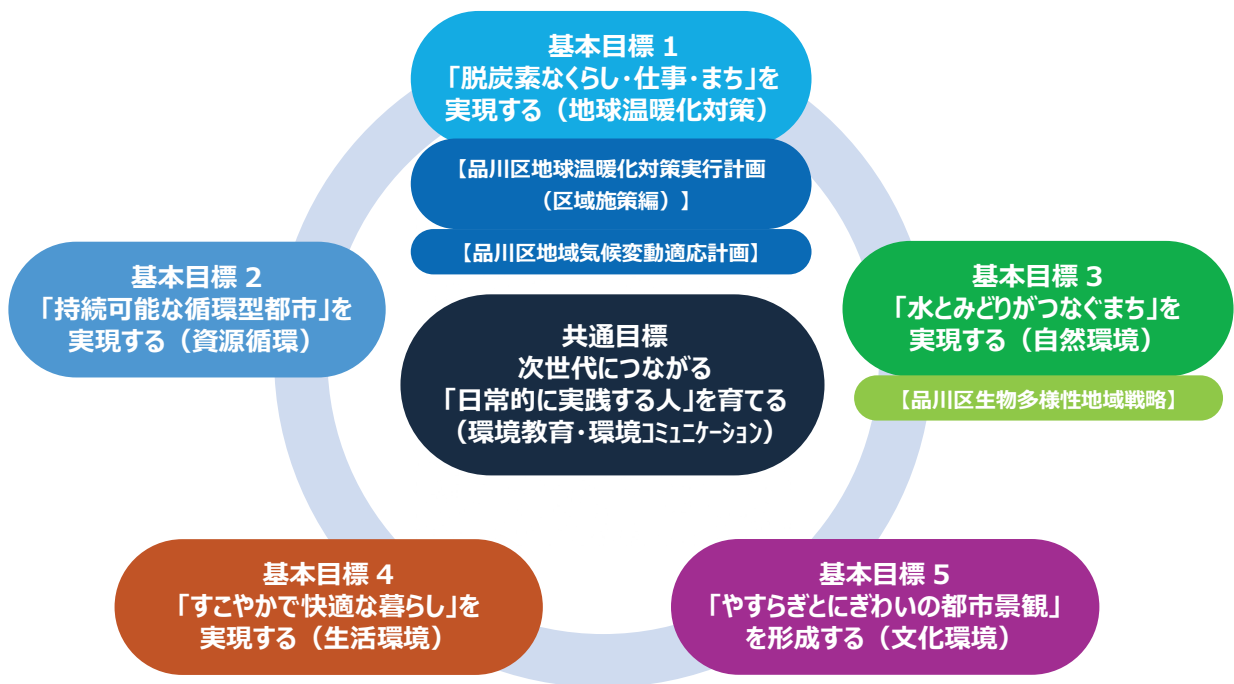


図 3.4 5つの基本目標と共通目標の位置づけ

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

将来像	基本目標	施策の方向性
<p>みんなで創り育てる環境都市</p>	<p>基本目標 1 「脱炭素な暮らし・仕事・まち」を実現する (地球温暖化対策) 【品川区 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)】 【品川区 地域気候変動適応計画】</p>	<p>1-1 エネルギー利用をさらに削減する</p> <p>1-2 革新的な技術導入により再生可能エネルギー利用を拡大する</p> <p>1-3 脱炭素なまちづくりを推進する</p> <p>1-4 気候変動に適応する取組を推進する</p>
	<p>基本目標 2 「持続可能な循環型都市」を実現する (資源循環)</p>	<p>2-1 ごみの発生抑制を推進する</p> <p>2-2 資源リサイクルを推進する</p> <p>2-3 適正処理を推進する</p>
	<p>基本目標 3 「水とみどりがつながまち」を実現する (自然環境) 【品川区 生物多様性地域戦略】</p>	<p>3-1 水とみどりを守り育てる</p> <p>3-2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる</p> <p>3-3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす</p> <p>3-4 みんなで水とみどりを育む</p> <p>3-5 生態系の保全と再生</p>
	<p>基本目標 4 「すこやかな暮らし」を実現する (生活環境)</p>	<p>4-1 すこやかな暮らしを守る</p> <p>4-2 人にやさしい地域づくりを目指す</p>
	<p>基本目標 5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する (文化環境)</p>	<p>5-1 歴史や文化を大切に、魅力あるまちなみをつくる</p>
	<p>共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる (環境教育・環境コミュニケーション)</p>	<p>共通-1 環境情報を発信する</p> <p>共通-2 環境学習・体験を推進する</p> <p>共通-3 協働により環境活動を推進する</p>

施策

SDGs ゴール

- 家庭および事業所の省エネルギー推進
- 区内建築物の省エネルギー化、脱炭素化（ZEB*、ZEH*など）
- 区有建築物の率先した省エネルギー化、脱炭素化（ZEB、ZEH など）
- 国や東京都の各種支援事業と連携した事業の推進

- 家庭、事業所における再生可能エネルギーの導入推進
- 面的な再生可能エネルギー利用の積極導入
- 地域外連携も含めた再生可能エネルギー利用の拡大
- 水素・アンモニアの利活用のための基盤整備 ○
- メタネーション*を見据えたコージェネレーション*の推進 ○

- 低公害車の導入促進、インフラ整備 ・公用車の低公害車への切り替え
- カーシェアリング*、シェアサイクル*の推進 ・ウォーカーブル*なまちづくりの推進
- 公共交通の利便性向上 ・新たな脱炭素モビリティの基盤整備

- 暑さ対策 ・風水害対策

- 家庭ごみの発生抑制 ・事業系ごみの発生抑制
- 再使用の推進（粗大ごみのリユース、サステナブルファッションなど）
- 食品ロスおよび使い捨てプラスチックごみの削減

- 区民の自主的な活動の支援 ・区の資源回収事業の推進
- 事業系ごみのリサイクルの推進

- 家庭ごみの適正な排出の推進 ・事業系ごみの適正な排出の推進
- 地域における適正な排出の推進 ・効率的で環境負荷の少ない収集体制

- 防災に役に立つ水とみどりの整備・活用 ・まちづくりにおける生物多様性保全の配慮
- 生物生息空間の保全・再生 ・生物多様性に配慮した施設の設定・管理
- 生物多様性を活用したまちづくり

- 水とみどりの拠点づくりとネットワーク化 ・地域緑化の推進
- 水辺空間の整備・活用 ・小スペースを活かしたみどりづくり
- 魅力ある公園づくり ・河川・運河の水質改善

- 健全な水循環の確保 ・歴史・文化を伝える資源の保全・活用
- 特色ある公園・水辺広場づくり ・水とみどりを活かしたにぎわいづくり

- 生物多様性の理解の促進 ・水とみどりを守り育てる活動の支援
- 水とみどりを守り育てる人材育成 ・区民・事業者との協働
- 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換促進
- 生物多様性に配慮した経済活動の推進 ・生物多様性の恵みを活かした取組の推進

- 生き物の生息状況のモニタリング
- 外来種による被害防止

- 大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応
- 化学物質の適正管理 ・鳥獣等による被害への対策

- ユニバーサルデザインのみちづくりの推進 ・利便性の高い公共交通網の整備
- 安全な歩行者・自転車の空間整備

- 多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用 ・歴史あるまちの景観の再生と活用
- 生活に密着した住宅地景観の保全と誘導
- 活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出 ・新たなまちの景観の整備と誘導

- 環境に関する情報の整理と効果的な発信

- 次世代を担う人材の育成
- 区民・事業者の環境学習・体験の機会づくり
- 区民主体の環境活動の支援 ・区役所職員の環境学習・行動の推進

- 環境活動・環境教育を行う人材との協働
- 環境に配慮した事業活動の支援
- 他地域での環境活動の促進



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

○ : 2050（令和32）年度を目標に推進する施策

第4章 施策の展開

1. 施策

基本目標1 「脱炭素なくらし・仕事・まち」を実現する（地球温暖化対策）

---品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）---
 ---品川区地域気候変動適応計画---

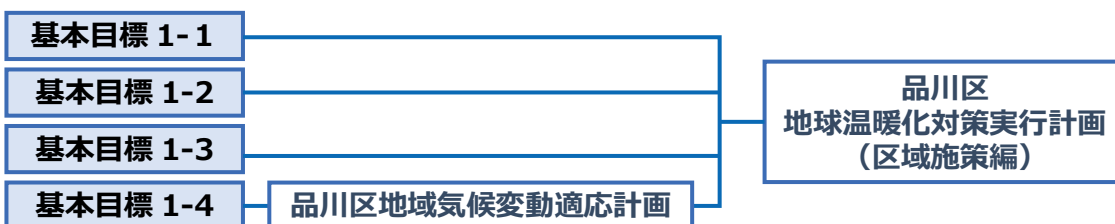


本計画では、基本目標1を地球温暖化対策推進法第19条第2項に基づく「品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、および気候変動適応法第12条に基づく「品川区地域気候変動適応計画（以下「気候変動適応計画」といいます）」として位置づけます。なおこの気候変動適応計画は、「品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「本実行計画」といいます）」の一部として策定されるものです。

(1) 品川区地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基本的事項

1) 目的

本実行計画は、二酸化炭素排出量の削減に関する取組を計画的に推進することによって、区における脱炭素社会を構築することを目的とします。加えて、気候変動適応計画を包含することにより、将来のさまざまな気候変動影響を回避・軽減することを目指します。



2) 計画期間と計画目標

本実行計画の計画期間は、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度までの10年間とします。

加えて、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、計画目標は、2018（平成30）年度から2030（令和12）年度までの13年間とします。

3) 対象

本実行計画の対象範囲は、品川区全域とします。

(2) 地球温暖化対策のさらなる必要性

2018（平成30）年に策定した「品川区環境基本計画」では、低炭素な社会構築に向けて取組が進められました。

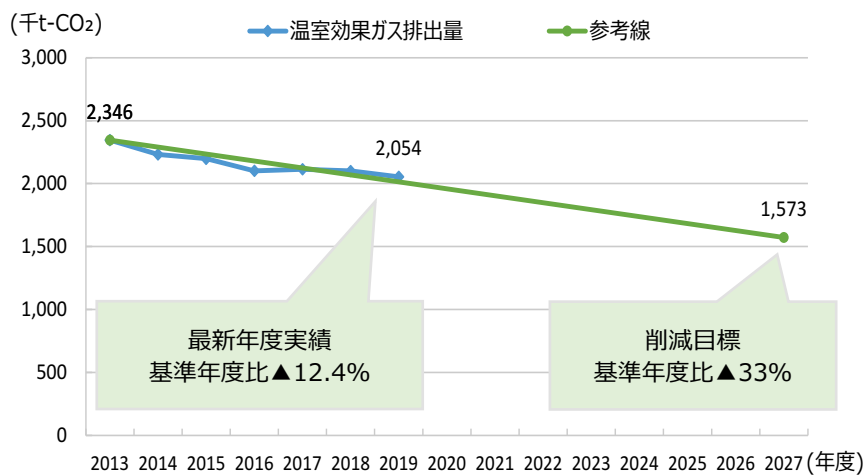
一方で、「第1章 2.環境政策を取り巻く動向」で整理したとおり、世界・国・東京都で二酸化炭素の排出削減に向けた目標値を設定し、脱炭素社会に向けた動きが加速しています。

区においても、その実現に向けた取組を推進すべく、本計画で脱炭素社会に向けた施策体系の再構築と重点プロジェクトの抜本的な見直しを実施しています。

(3) 品川区環境基本計画（改訂前）の目標達成状況

2018（平成30）年度に策定した「品川区環境基本計画」では、地球温暖化対策推進法の対象である7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）から求められる温室効果ガス排出量について、削減目標を「2027（令和9）年度までに2013（平成25）年度比で33%削減」と設定しました。

最新年度の実績である2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は、約2,054千t-CO₂（削減率2013（平成25）年度比12.4%）であり、目標値（2027（令和9）年度で削減率33%・1,573千t-CO₂）に向けて順調に推移しています。



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

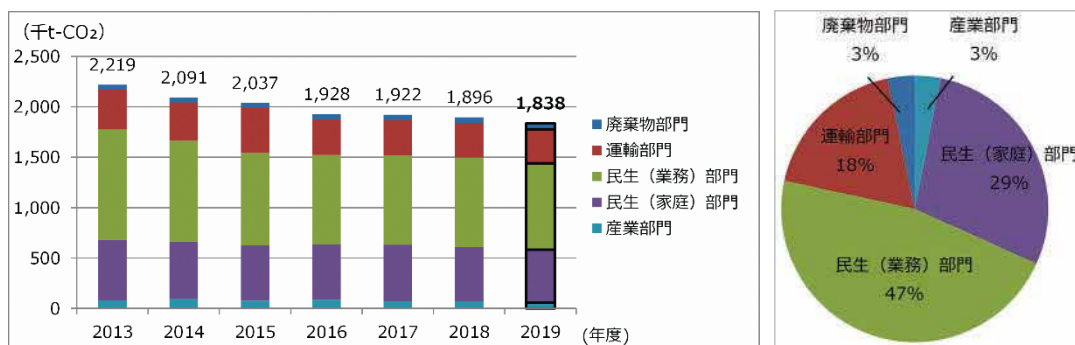
※参考線は2013（平成25）年度と2027（令和9）年度の温室効果ガス排出量の直線式である。

図 4.1 計画（改訂前）の温室効果ガス排出量の削減目標と削減実績

(4) 部門別の二酸化炭素排出量の現況

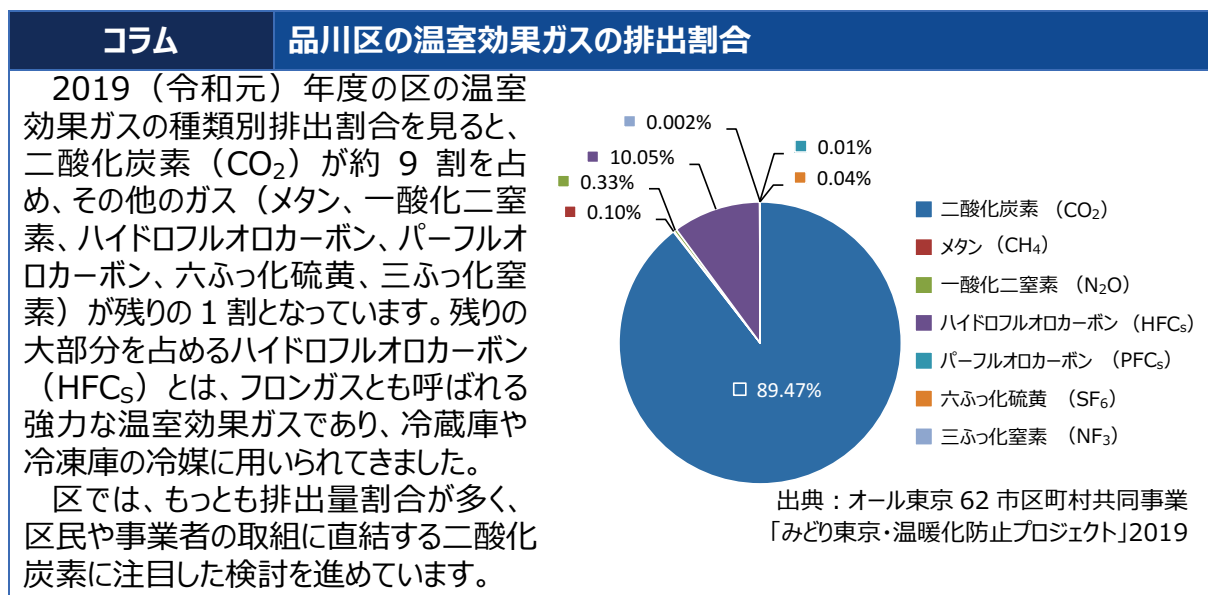
二酸化炭素排出量は、2013（平成25）年度をピークに減少傾向にあり2019（令和元）年度は1,838千t-CO₂となっています。

部門別に見ると、民生（業務）部門が47%、民生（家庭）部門が29%となり、全体の3/4を占めています。さらに、部門別二酸化炭素排出量の推移（2013（平成25）年度比）を見ると、民生（家庭）部門、運輸部門、廃棄物部門で増加傾向を示しています。



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4.2 左：二酸化炭素排出量の推移（2013（平成25）～2019（令和元）年度）
右：部門別の二酸化炭素排出量内訳（2019（令和元）年度）



(5) 二酸化炭素排出量の削減目標

1) 前提条件

① 対象とする地域および温室効果ガス

対象とする地域は、品川区全域とします。対象とする温室効果ガスについては、目標値の管理のしやすさの観点から、地球温暖化対策推進法が定める 7 種類のガスのうち、二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

② 基準年度および目標年度

基準年度および目標年度は、国の「地球温暖化対策計画」や「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル*」との整合を図り、基準年度を 2013（平成 25）年度、計画目標を 2030（令和 12）年度と設定します。また、長期目標を 2050（令和 32）年度と設定します。

本計画の計画最終年度は 2027（令和 9）年度までであり、最終年度以降は、今後の社会情勢の変化などを踏まえ、計画を改定し、2030（令和 12）年度の目標達成に向けて進めていきます。



③ 2030（令和 12）年度までの将来予測の考え方

目標年度である 2030（令和 12）年度の二酸化炭素排出量の将来予測は、現在行っている地球温暖化対策以上の対策を行わないと仮定した場合の想定（現状すう勢、①）を基本とし、国と連携する対策により上乗せされる削減見込量（②）、電力の二酸化炭素排出係数*の低減による削減見込量（③）を差し引くことで予測します。

将来（2030年度）の二酸化炭素排出量
 = 基準（2013）年度排出量 - 現状すう勢（※）による増減分（①）
 - 国と連携する対策により上乗せされる削減見込量（②）
 - 電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量（③）
 ※現状すう勢（*1）の二酸化炭素排出量の想定
 = 最新年度の二酸化炭素排出量 × 活動量変化率（*2）
 * 1 現状すう勢 … 現在行っている地球温暖化対策以上の対策を行わないと仮定した場合の想定
 * 2 活動変化率 … 世帯数や生産量などの変化割合であり、経年の傾向などから設定

2) 将来推計（2030（令和12）年度）

2030（令和12）年度の区域における二酸化炭素排出削減量の推計結果は、①将来推計（現状すう勢）による削減見込量 324 千 t-CO₂、②国と連携する対策による削減見込量 421 千 t-CO₂、③電力の二酸化炭素排出係数の低減による削減見込量 438 千 t-CO₂ の計 1,183 千 t-CO₂（基準年度比 53%）となりました。

その結果、国や東京都の削減目標である「2013（平成25）年度比 50%削減」を達成できる見込みです。

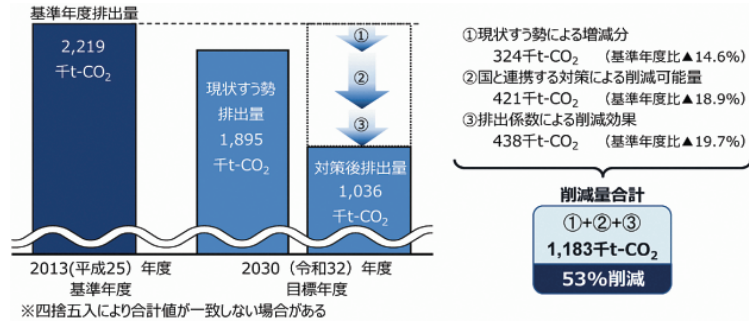
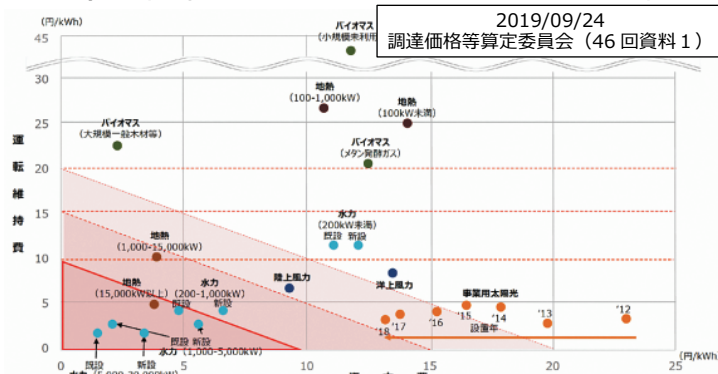


図 4.3 削減見込量の推計結果

コラム 再生可能エネルギーのコスト

私たちの暮らしにかかすことのできない「電気」は、「安全性」を前提とした上で、「安定した供給」、「経済的な効率性」、「環境への適合」についてバランスをとりながら、火力発電をはじめ、複数の発電手法を組み合わせる事が重要です。太陽光や風力など自然の力を利用した再生可能エネルギーは、環境にやさしい一方で、自然の変化に左右され、設備や市場の規模などから、従来の発電方法に比べてコスト高となっています。しかしながら、将来的に化石系燃料の制約も考えられる中、再生可能エネルギーのコストは普及とともに下がることが期待されています。区の重要な再生可能エネルギーのひとつである太陽光発電も、ほかの再生可能エネルギーに比べ資本費（導入コスト）が高い傾向にありましたが、近年急速な導入数増加に伴い、資本費（導入コスト）も低下しており、さらに普及が進むことが期待されています。



※ 定期報告データによる実績値（資本費・運転維持費・設備利用率）。急速なコストダウンが見られる太陽光発電は運転開始年ごと、太陽光発電以外は全期間における平均値を採用した。
 ※ 洋上風力発電・地熱発電（15,000kW以上）は定期報告書データが少ないまたは存在しないため、現行の調達価格の諸元を用いて計算した。
 ※ 大規模一般木材等は 10,000kW 以上、小規模未利用材は 2,000kW 未満を指す。

出典：国内外の再生可能エネルギーの現状と今年度の調達価格等算定委員会の論点案（資源エネルギー庁、2020（令和2）年9月）

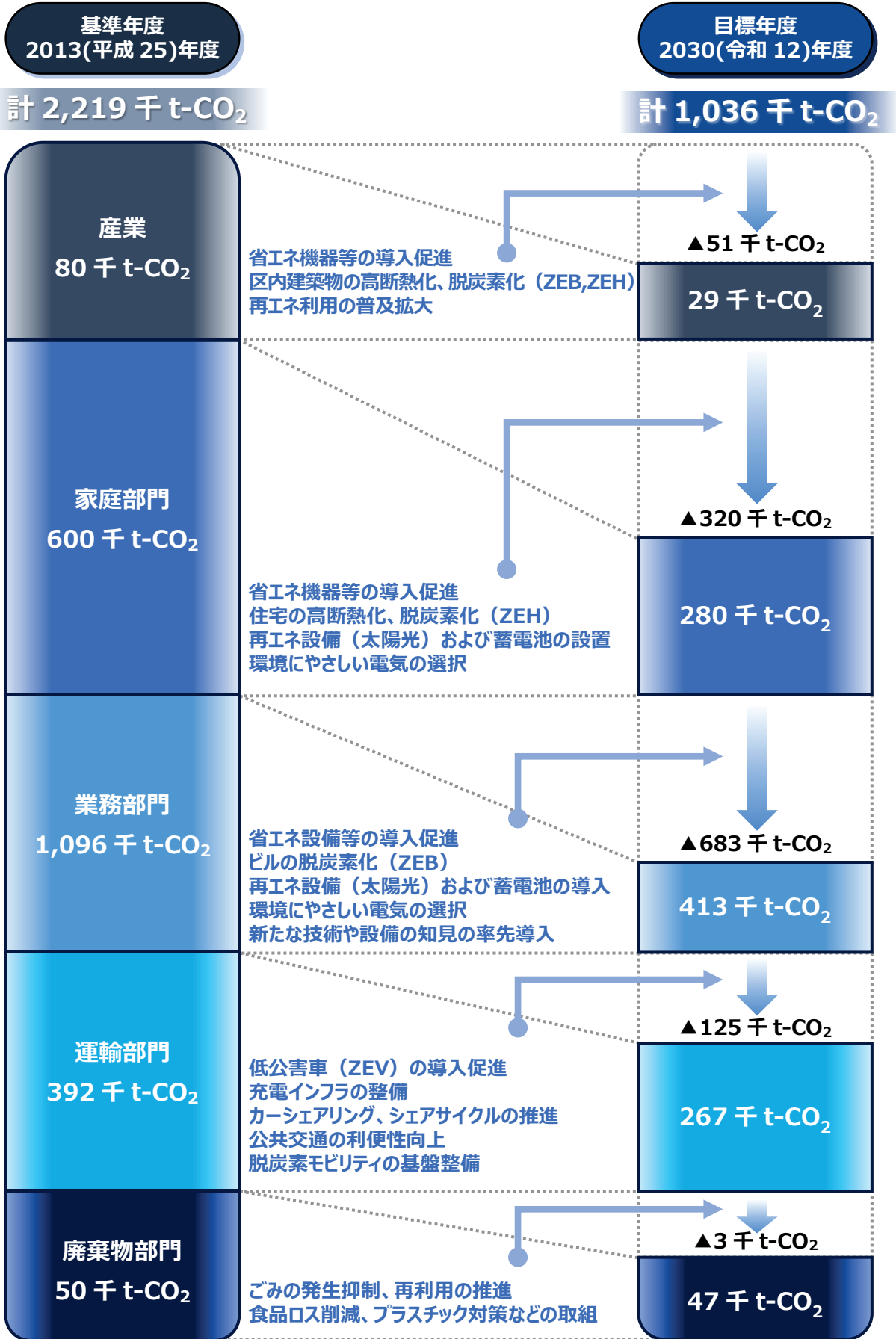


図 4.4 各部門の二酸化炭素削減量 推計値

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

3) 2050（令和32）年ゼロカーボンに向けた方向性

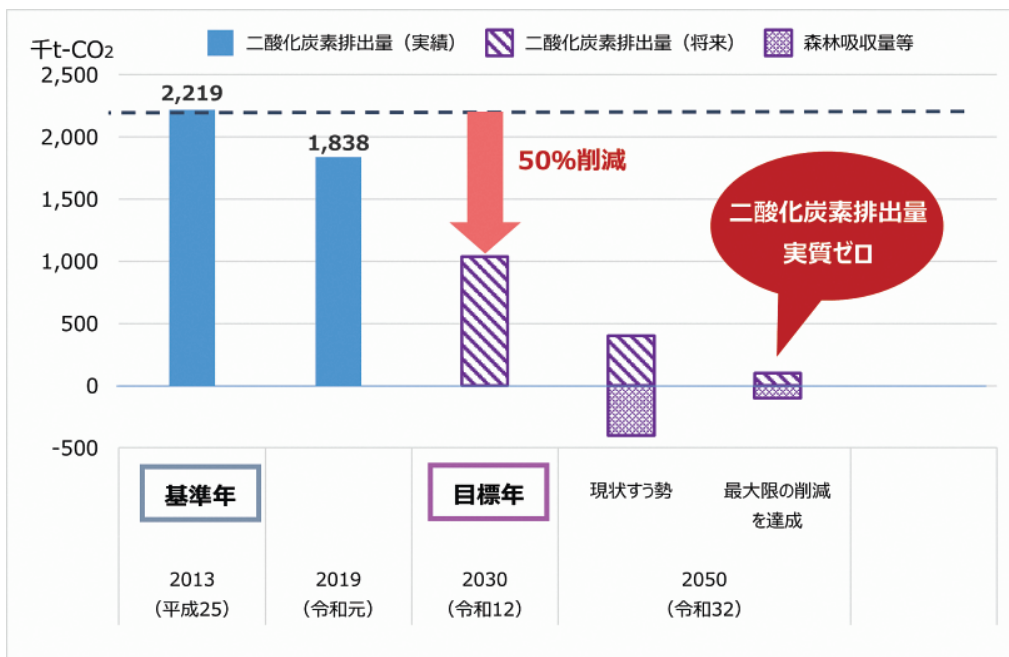
① ゼロカーボンを達成するために

現状すう勢による二酸化炭素排出量も減少はするものの、2050（令和32）年度は、国や事業者によるエネルギー需給構造の変化や産業分野の技術革新により、広域的・全国的な二酸化炭素排出量の削減が想定されています。

区では、これらを踏まえつつ、区として一定の導入ポテンシャルが見込まれる太陽光発電を最大限活用することにより脱炭素化を推進します。

それでも不足する分は、森林吸収量等による削減を加味します。

現状すう勢	現状から追加的な対策が行われないと仮定した場合の二酸化炭素排出量
最大限の削減を達成	社会変容、電化・新燃料の導入を促進しながら、区が再生可能エネルギーである太陽光発電導入ポテンシャルを最大限活用した場合の二酸化炭素排出量



※森林吸収量等による削減量は、2050（令和32）年度の二酸化炭素排出量を踏まえ、削減不足分について必要量を見込みます。

図 4.5 ゼロカーボンに向けた削減量のイメージ

② ゼロカーボン達成のための二酸化炭素排出量の中長期の目標

区の最終目標であるゼロカーボンシティ*しながわを達成するため、その途中段階である2030（令和12）年度には、国や東京都と連携しながら意欲的に取り組むことにより、二酸化炭素排出量を2013（平成25）年に比べ50%削減することを目指します。

長期目標である2050（令和32）年度には、国や事業者によるエネルギー需給構造の変化や産業分野の技術革新による削減とともに、区独自の施策を推進することにより、地域特性に即した削減策を展開します。それでも二酸化炭素排出量ゼロに届かない分は、森林吸収等による削減も加味し、「二酸化炭素の排出量を実質ゼロ」とすることを目指します。

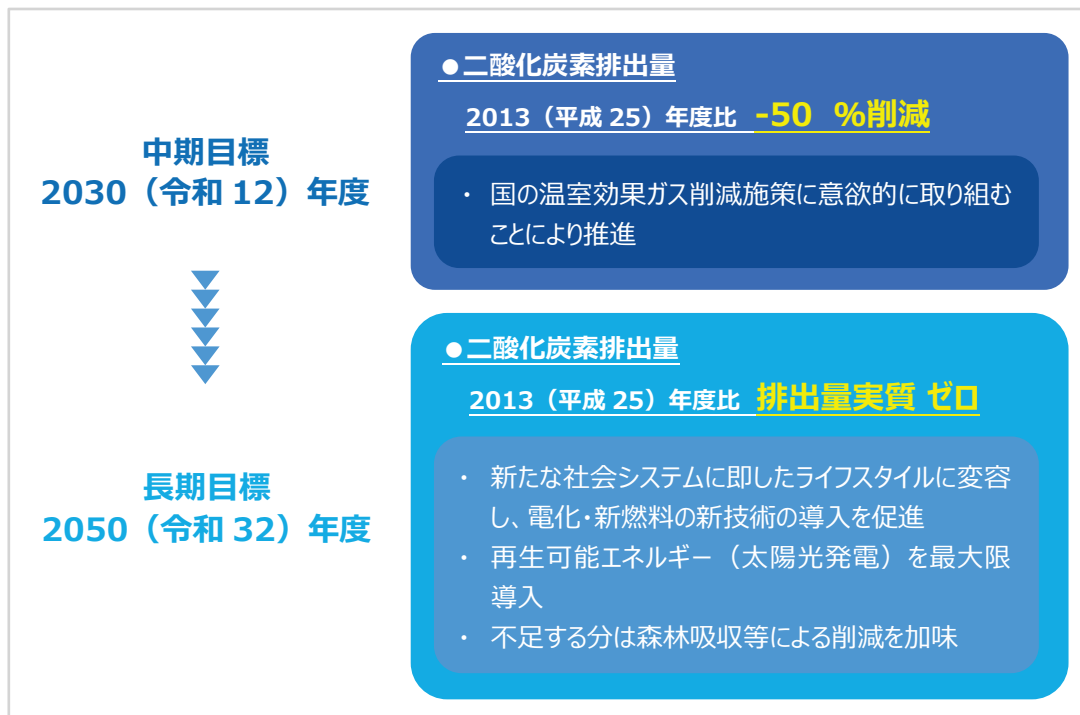


図 4.6 二酸化炭素排出量の目標

(6) 施策と取組

基本目標 1-1 エネルギー利用をさらに削減する

地球温暖化対策の基本は、エネルギー使用の削減により二酸化炭素の排出を抑制することです。

家庭や事業所、区有建築物において、省エネルギー行動のさらなる定着と省エネルギー型設備等への積極的な転換に取り組みます。

区の現状・課題

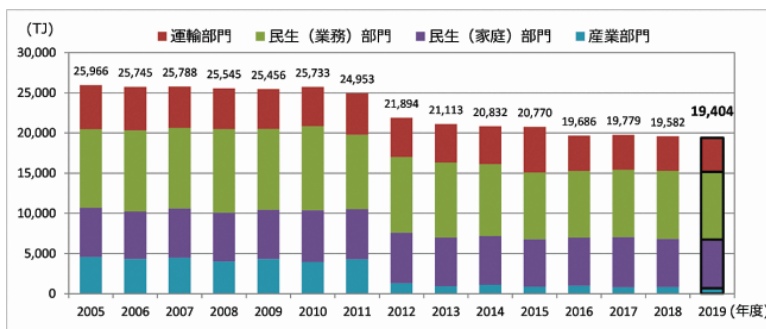
1) 民生（家庭・業務）部門対策の必要性

品川区内のエネルギー消費量（総量）は、東日本大震災の影響で節電が進んだことにより、2012（平成 24）年度に大きく減少し、2016（平成 28）年度以降はおおむね横ばい傾向が続いています。

品川区内のエネルギー消費量を部門別に見ると、2019（令和元）年度は約 75%を民生（家庭・業務）部門が占めています。このうち、業務部門はエネルギー消費量の削減が進んでいますが、家庭部門は、人口・世帯数増加の影響もあり、削減は進んでいません。

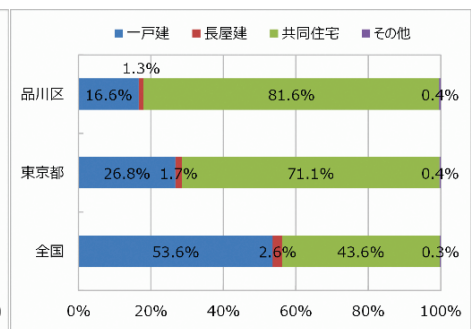
アンケート調査によると、省エネの取組は区民の大部分に定着しつつありますが、省エネ・再エネ機器の利用については、LED 照明やエアコン等の導入率は高いものの、高効率給湯器や太陽光発電システム等については低く、今後の導入意向も低くなっています。その理由として、「集合住宅だから」という回答が多く、分譲マンション等の集合住宅が住居の約 8 割を占める品川区において、建物の所有者や導入可能性が高い地域を対象とした導入促進策の検討が必要です。

近年の品川区におけるエネルギー消費量の削減が停滞気味であることから、将来的なゼロカーボン実現のためには民生（家庭・業務）部門を中心として、地域一帯となったさらなるエネルギー消費量の削減が求められます。



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

図 4.7 区内の部門別エネルギー消費量



出典：平成 30 年住宅・土地統計調査住宅および世帯に関する基本集計より作成

図 4.8 住宅の建て方別住宅数の比率

2) 区有建築物の脱炭素化の推進

品川区では、新築や大規模改修などの機会をとらえた省エネ機器の導入や太陽光発電設備の設置などとともに、日頃からの空調の適切な運用、消灯励行などの省エネ行動により、区有建築物の脱炭素化に向け取り組んできました。

今後は、快適な室内環境の実現と省エネとが両立した ZEB・ZEH 建築物の整備など、建築物の環境性能のさらなる向上を目指す必要があります。

区の施策

🌱 家庭および事業所の省エネルギー推進

区民および事業者に対してこまめな節電など日常生活のさまざまな場面における省エネルギーへの取組を推進します。

🌱 区内建築物の省エネルギー化、脱炭素化（ZEB、ZEH など）

戸建てを所有している区民・事業者・マンション管理団体を対象に建築物省エネ法の改正や、新築・改築時の脱炭素化取組の利点等を周知し、脱炭素化を推進します。

🌱 区有建築物の率先した省エネルギー化、脱炭素化（ZEB、ZEH など）

区民・事業者の取組をけん引する立場として、区有建築物の新築または改築時には ZEB・ZEH 化を進めるとともに、改修時においても、省エネルギー機器の導入を推進し、施設の脱炭素化を推進します。

🌱 国や東京都の各種支援事業と連携した事業の推進

国や東京都、品川区が実施する省エネルギー設備の導入支援制度等、地球温暖化対策に取り組む際に参考となる情報を積極的に発信します。

区取組

- ⊙ 区有建築物の ZEB・ZEH 化を検討します。
- ⊙ 区民・事業者への ZEB・ZEH に関する情報提供を行います。
- ⊙ エコドライブ（省エネ運転）を心がけるとともに、アイドリング・ストップ等の意識啓発に努め、エコドライブに資する取組を推奨します。
- ⊙ 新築や大規模改築を行う学校や区の建築物においては、引き続き省エネルギー機器を導入します。
- ⊙ 既存区有建築物についても、照明 LED 化や太陽光発電の計画的な設置導入に取り組めます。
- ⊙ タブレット端末、無線 LAN 対応の端末を活用することで、ペーパーレス会議の推進等に取り組めます。
- ⊙ 区民・事業者に対して、省エネルギーの推進に向けて必要な情報を SNS を通じて発信します。

区民・団体等の取組

- ⊙ クールビズ・ウォームビズやエコドライブ等の日常的な行動に取り組めます。
- ⊙ 家庭で使う電気・ガス・燃料、自動車等について情報を収集し脱炭素なエネルギーや交通手段を選んでいきます。
- ⊙ 省エネルギー機器導入による効果や支援事業といった情報を積極的に入手し、導入を図ります。

事業者の取組

- ⊙ クールビズ・ウォームビズやエコドライブ等の日常的な行動に取り組めます。
- ⊙ 従業員にエコドライブや真夏のピークシフト等の省エネ行動を実践するように働きかけ、実践しているか把握します。
- ⊙ 行政やほかの事業者の率先的な取組を参考に設備や施設の省エネルギー化に取り組めます。

コラム **カーボンニュートラル**

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることです。
 「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素（CO₂）をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引くことで、温室効果ガス排出量の合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

出典：脱炭素ポータルホームページ（環境省）

コラム **改正建築物法の施行**

住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（改正建築物法）」が2022（令和4）年6月17日に公布されました。

2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向け、国のエネルギー消費量の約3割、また国の木材需要の約4割を占める建築物分野における取組を促進するため、建築物の省エネ性能の一層の向上を図る対策の抜本的な強化や、建築物分野における木材利用のさらなる促進に資する規制の合理化などを講じるために必要な改正が行われました。

具体的には、全ての新築住宅に省エネ基準適合を義務付け、既存住宅の省エネ改修や再エネ設備の低利融資制度の創設、また、大規模建築物の大断面材を活用した建物全体の木造化などが可能となっています。

**エネルギー消費の約3割を占める
建築物分野での省エネ対策を加速**

<エネルギー消費の割合>（2019年度）

建築物分野：約3割	業務・家庭	運輸	産業
	30%	23%	46%

**木材需要の約4割を占める
建築物分野での木材利用を促進**

<木材需要の割合>（2020年度）

建築物分野：約4割	製材用材	合板用材	パルプ・チップ用材	その他用材	燃料材
	33%	12%	35%	2%	17%

出典：国土交通省

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

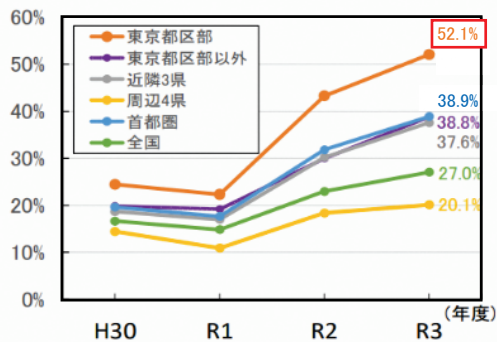
第6章

コラム テレワークと二酸化炭素

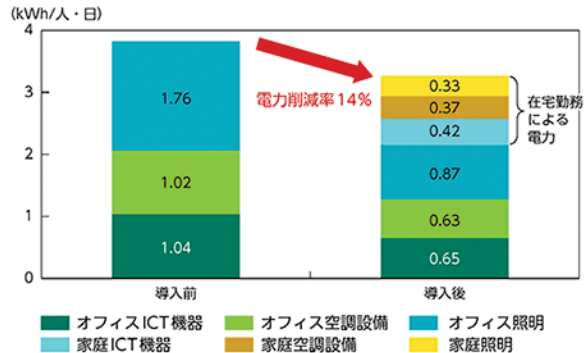
新型コロナウイルス感染症拡大により、テレワークやオンライン授業などが急速に進み、通勤や通学に伴う移動が急激に減少しました。そもそもテレワークは、従来は育児や介護を抱えている従業員のための働き方のひとつというような考えでしたが、IT化の進展とともに多くの業界・職種に取り入れられ、感染症が沈静化したあともライフスタイルの変化として一定程度影響が残ると想定されています。

これにより、オフィス床面積の縮小によるエネルギー利用の削減や、車通勤の減少による燃料利用の削減により、二酸化炭素の減少が進むと推定されています。

テレワーカー率の推移



テレワークによるオフィスでのCO₂削減効果



左図) 出典：令和4年版「首都圏白書」(国土交通省)
 右図) 出典：平成30年版「環境・循環型社会・生物多様性白書」(環境省) > 第5節 環境保全にも資する働き方改革

コラム 品川区のLED化進捗状況

品川区では、23区に先駆け、率先して照明器具のLED化に取り組み、区有建築物の新築や改築の際は、LED照明を導入してきました。既存建築物についても、計画的にLED照明への更新を行い、2024(令和6)年度に事業完了する予定です。

照明器具のLED化により、従来の器具と比較して、約50%の省エネ効果を見込んでいます。

(2022(令和4)年度末時点)

年度	照明器具LED化達成率
2016(平成28)年度	約2%
2017(平成29)年度	約5%
2018(平成30)年度	約7%
2019(令和元)年度	約35%
2020(令和2)年度	約55%
2021(令和3)年度	約70%
2022(令和4)年度	約80%
2023(令和5)年度	約90%
2024(令和6)年度	100%

コラム 地球環境にやさしい ZEB※1 ZEH※2

私たちの生活では、電気やガス、燃料等のエネルギーは必要不可欠であり、ゼロにすることはできません。また、地球温暖化対策の取組をこれまで以上に強化していくためには、節電などの生活スタイルを変える取組だけでは限界があります。近年、地球環境にやさしい建築物として ZEB や ZEH が注目されています。ZEB や ZEH の認証を受けた建築物は、環境性能が高く、快適な室内環境と省エネが両立した建築物であり、生活スタイルを大きく変えず、ムリなく、ムダなく、かしいエネルギーの使用につながります。

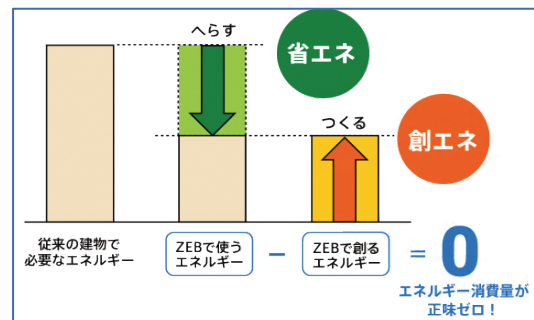
品川区では、2020（令和 2）年 12 月に、品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」で、東京都内の公共建築物では初となる「Nearly ZEB*」認証を取得しました。今後も、品川区では、地球環境にやさしい建築物 ZEB、ZEH を、区有建築物に継続的に導入していくとともに、区民・事業者にも広く周知していきます。

※1 ZEB：

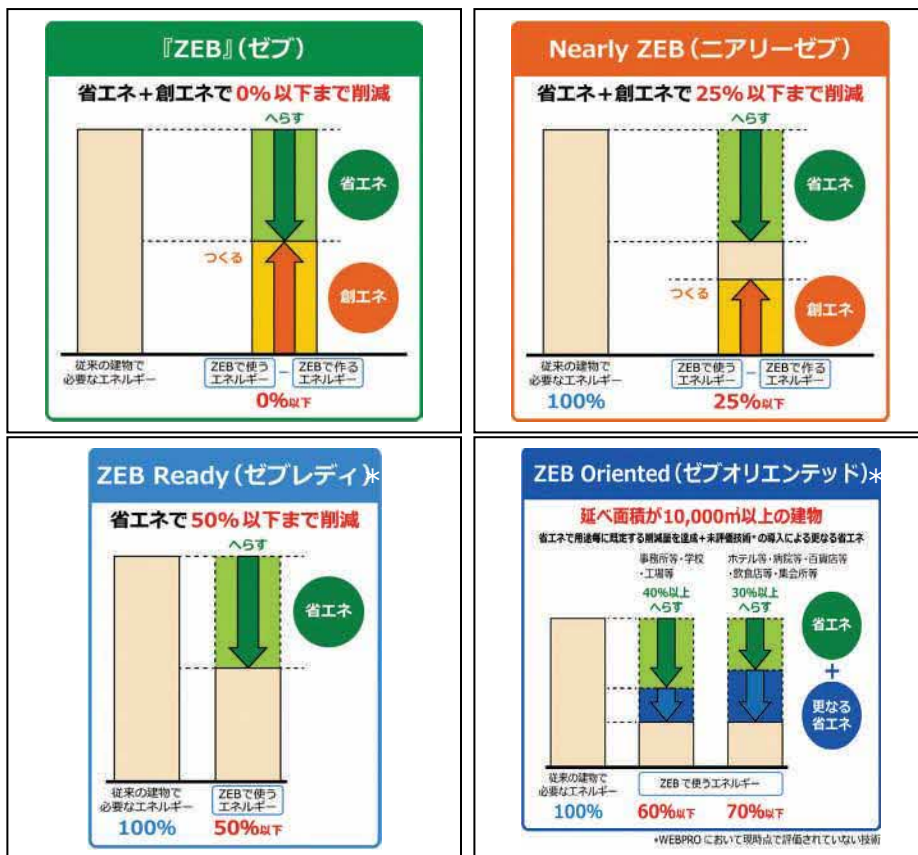
Net・Zero・Energy・Building の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを旨とした建築物のことであり、下図の 4 種類が定義されています。

※2 ZEH：

ZEH は、快適な室内環境を保ちながら、住宅の高断熱化と高効率設備によりできる限りの省エネルギーに努め、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1 年間で消費する住宅のエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる住宅のことです。



出典：環境省



ZEB の定義

出典：環境省

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

コラム ZEBリーディング・オーナーの役割

品川区は2020（令和2）年12月に、23区に先駆け、エコルとごしにおいて Nearly ZEB 認証を取得し、併せて「ZEBリーディング・オーナー」として登録しました。

ZEBリーディング・オーナーは、ZEB Ready*以上の性能を有する建築物の所有者として、自らのZEB普及目標やZEB導入計画、ZEB導入実績を一般に公表することとされています。

品川区は、ZEBリーディング・オーナーとして、引き続き区有建築物のZEB認証取得に向けて検討を推進するとともに、今後は、区ホームページでZEB取得施設の紹介をするなど、ZEBの認知度向上を図り、民間建築物への取得促進にもつなげていきます。



ZEBリーディング・オーナーマーク

区有ZEB・ZEH建築物 一覧

	施設名	区分	ランク*	認証取得
1	品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」	非住宅	Nearly ZEB	R2.12
2	八潮北公園管理事務所	非住宅	ZEB Ready	R4.7
3	（仮称）西大井三丁目障害者グループホーム	集合住宅	ZEH-M Ready*	R4.8
4	（仮称）北品川高齢者多世代交流支援施設	非住宅	ZEB Ready	R4.12

※ ランク：前述の「ZEBの定義」とおり、エネルギー消費量などから定性的および定量的な評価を組み合わせ4段階にランク付けている。

<p>品川区立環境学習交流施設 （エコルとごし） Nearly ZEB</p>	<p>八潮北公園管理事務所 ZEB Ready</p>	<p>（仮称）西大井三丁目障害者 グループホーム ZEH-M Ready</p>	<p>（仮称）北品川高齢者 多世代交流施設 ZEB Ready</p>
---	---------------------------------	--	---

基本目標 1-2 革新的な技術導入により再生可能エネルギー利用を拡大する

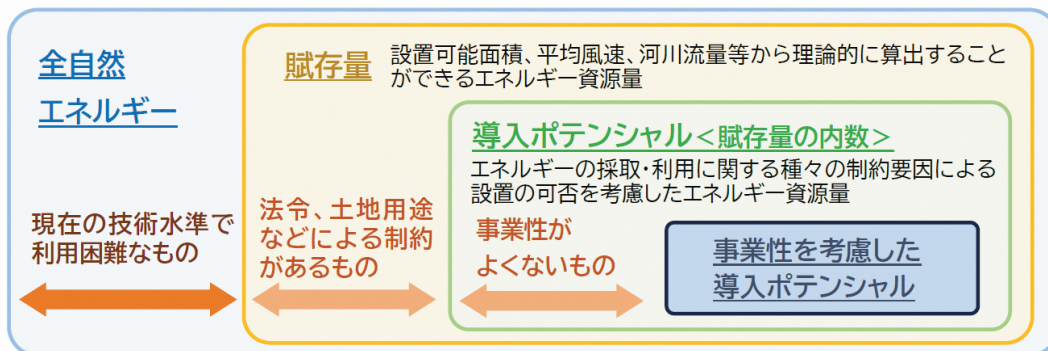
区の現状・課題

区の太陽光発電およびバイオマス発電を合計した再生可能エネルギーの導入量の推移を見ると、2012（平成 24）年度から 2020（令和 2）年度にかけて増加傾向を示しています。これは、太陽光発電の導入量増加によるものであり、2012（平成 24）年度は導入量全体の 2 割程度でしたが、2020（令和 2）年度は全体の 5 割近くまで増加しています。

品川区の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、区内の建築物（住宅、事業所）に設置する太陽光発電が大部分を占め、最大限に導入しても区のエネルギー需要の約 1 割にとどまります。

脱炭素社会の実現には、家庭や事業所における個々の省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入だけでなく、地域全体で再生可能エネルギーの利用を拡大するとともに、再生可能エネルギーのデメリットである不安定な出力などに対応することが必要となります。

また、国内では、クリーンな次世代エネルギーとして期待されている水素やアンモニアのほか、新たな技術としてメタネーションなども研究・技術開発が進められていることから、再生可能エネルギーのポテンシャルが小さい品川区においても、長期的な視点に立った積極的な導入・展開が求められます。



出典：「我が国の再生可能エネルギー導入ポテンシャル（概要資料導入編）」（環境省）より作成

図 4.9 賦存量・導入ポテンシャルの定義

表 4.1 品川区の再生可能エネルギー賦存量および導入ポテンシャルの概要

再生可能エネルギーの種類		賦存量	導入ポテンシャル	
		(GJ/年)	(MWh/年)	(GJ/年)
太陽光発電	電力	1,835,362	305,894	1,101,217
風力発電（陸上）	電力	1,536	0	0
地熱発電	電力	36,231	6,583	23,698
中小水力発電	電力	0	0	0
バイオマス発電・熱利用（木質）	電力・熱利用	354,476	38	25,008
バイオマス発電・熱利用（食品残渣）	電力・熱利用	123,887	2,478	43,626
バイオマス発電・熱利用（生ごみ）	電力・熱利用	92,342	47,856	78,974
バイオマス発電・熱利用（畜産糞尿）	電力・熱利用	0	0	0
バイオマス発電・熱利用（汚泥）	電力・熱利用	0	0	0
バイオマス発電・熱利用（合計）	電力・熱利用	570,705	50,372	147,608
太陽熱利用	熱利用	497,546	-	49,755
地中熱利用	熱利用	6,126,554	-	656,416
合計		9,067,933	362,849	1,978,694

※ REPOS（再生可能エネルギー情報提供システム）により推計（2009(平成 25)年度から 2021（令和 3）年度調査に基づく推計）。

※ 端数処理の関係上、合計値や割合等が一致しない場合がある。

※ 各エネルギーの種類により、発電利用（MW）または熱利用（GJ）により量が算定されるが、下記により変換し示している。

※ 年間発電量（MWh/年）×単位発電量（3.6GJ/MWh）＝年間利用エネルギー量（GJ/年）

区の施策

🌱 家庭、事業所における再生可能エネルギーの導入推進

ソーラーカーポート*等の新たな手法や設備を活用しながら、区の重要な再生可能エネルギーである太陽光発電の積極的な導入を推進します。また、再生可能エネルギー100%由来電力などの発電事業者のメニューも進んでいることから、より環境負荷の少ない電力への切替えを普及啓発により推進します。

🌱 面的な再生可能エネルギー利用の積極導入

区内における再開発や建物の建て替え等の機会をとらえ、開発事業者・エネルギー供給事業者・区・東京都等の連携のもと、地域全体のエネルギー需給システムの高効率化を図り、新たなエネルギー（太陽光発電・地中熱・下水熱*・水素エネルギー等）の積極的な導入に取り組みます。

🌱 地域外連携も含めた再生可能エネルギー利用の拡大

都市化が進んだ品川区では、再生可能エネルギーの設備導入には限界があることから、再生可能エネルギーの導入推進と合わせて、自然エネルギーが豊富な地域との連携体制の構築や、カーボンクレジット*の活用などによる地域外連携による再生可能エネルギー利用の拡大を推進します。

🌱 水素・アンモニアの利活用のための基盤整備

カーボンニュートラル社会実現のためには、省エネルギーや再生可能エネルギー利用の拡大を図るとともに、使用するエネルギー自体もクリーンなものに切り替えることが重要です。

化石燃料に代わる新たなエネルギーとして注目されている水素・アンモニアの社会的な普及に向けて、家庭用燃料電池等の普及啓発を行うとともに、技術的な知見、利活用の意義や可能性、安全対策などに関する情報収集と検討・展開などを行います。

🌱 メタネーションを見据えたコージェネレーションの推進

グリーンなエネルギーを供給する方法として、二酸化炭素と水素から合成メタンをつくるメタネーションも注目されています。メタンは都市ガスの主成分であることから、既存インフラをそのまま活用できることが特徴であり、ガス会社や廃棄物処理施設での実用化が期待されています。メタネーションを見据えたコージェネレーション技術動向を把握し、区内での導入方策を検討することで、脱炭素社会実現に向けた仕組みづくりを進めます。

区を取組

- ⊙ 区有建築物や区内において、さらなる再生可能エネルギー利用を検討するとともに、事業者も含め多様な主体と連携し、施設間で再生可能エネルギーを融通する仕組みを検討します。
- ⊙ 自然エネルギーが豊富な地域との連携体制の構築や、カーボンクレジットの活用などにより地域外連携による再生可能エネルギー利用の拡大を検討します。
- ⊙ 水素やアンモニアなどの新たな技術の実用化について最新知見を収集しつつ、国や東京都における取組や補助制度の情報提供を行い、さまざまな分野で利活用するための基盤整備を推進します。
- ⊙ 新たなエネルギーや新たな技術の理解促進のため、脱炭素社会に向けた新技術の役割や、新たな設備や仕組みについての情報発信を行います。
- ⊙ 区が発注する公共施設の工事においても、工事請負業者に対し、再生可能エネルギー100%由来電力の契約プランや、二酸化炭素排出量を抑えた建設重機・燃料の積極的な利用を推奨し、環境負荷の軽減を図ります。

区民・団体等の取組

- ⊗ 再生可能エネルギーについて理解を深めるよう努めます。
- ⊗ 太陽光発電設備および蓄電池、家庭用燃料電池等の設置を図ります。
- ⊗ 電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。
- ⊗ 新たな再生可能エネルギー技術について興味・関心を持つとともに、その理解を深め情報収集に努めます。

事業者の取組

- ⊗ 太陽光発電設備および蓄電池等の導入を検討します。
- ⊗ 電力小売自由化について正しく理解し、再生可能エネルギーを利用した環境にやさしい電力の選択に努めます。
- ⊗ 自社としての取組を積極的に公開するとともに、最新技術に関する動向を収集し、事業での活用について検討します。
- ⊗ 国や東京都の研究機関とも連携し、さまざまな分野での実用化について最新知見を収集し、まちづくりにおける活用や事業者の自発的な設備導入の検討を推進します。

コラム	環境にやさしい燃料「GTL 燃料」
<p>建設重機に使用する燃料で、二酸化炭素削減に有効なものとして、「GTL 燃料」があります。</p> <p>GTLはGas to Liquidsの略称で、天然ガスから精製された、環境負荷の少ないクリーンな軽油代替燃料です。石油由来の製品と同等の性状を保持しつつ、二酸化炭素排出量を削減することができます。</p> <p>品川区では、発注工事現場の一部でGTL燃料を使用しています。</p>	

コラム	メタネーションとは
<p>メタネーションとは、水素と二酸化炭素から都市ガス原料の主成分であるメタンを合成する技術であり、石炭などの化石燃料を使わずつくることができ、カーボンニュートラルメタンの利用（燃焼）によって排出される二酸化炭素と回収された二酸化炭素がオフセット（相殺）されるため、二酸化炭素を排出しない燃料として注目されています。</p> <p>メタネーションにより合成されるメタンは、都市ガスと同様の性状であるため、既存インフラ・既存設備を有効活用でき、社会コストの抑制が可能であり、効率的な脱炭素化手段として大きなポテンシャルがあります。</p>	<p>The diagram illustrates the methanation process. It shows a cycle where CO2 is captured from a source (left), recycled (middle), and used to produce synthetic methane (CH4) for city gas (right). Hydrogen (H2) is produced from water (H2O) using renewable energy. A note states that the amount of CO2 emitted and recycled is equal. A bottom note mentions that existing gas infrastructure can be used, reducing additional costs.</p>
<p>出典：「GO！ガステナブル」（一般社団法人日本ガス協会）を元に作成</p>	

コラム 東京都の太陽光発電設備の設置義務化

東京都では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」を改正し、太陽光パネルの設置を義務化するための新たな制度を2025（令和7）年4月に開始することを2022（令和4）年12月に決定しました。

新たな制度では、東京都内で住宅を供給する大手住宅メーカー※に対し、延べ床面積が2,000m²未満の新築住宅について、日照などの立地条件や、住宅屋根の大きさなど個々の住宅の形状等を踏まえ、事業者が供給する住宅棟数に応じた「再エネ設置基準」に適合することが求められます。再エネ設置基準は、事業者ごとに、太陽光パネルなどの再生エネルギーの発電設備を設置できる住宅の供給数や、1棟あたりの発電容量の目安（2kW/棟）から算定される総量であり、対象事業者は基準の達成状況を毎年東京都に報告することが義務付けられます。

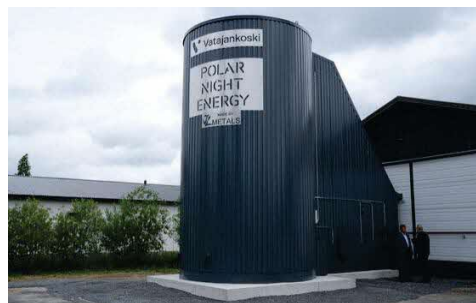
目安を達成できなくても罰則はありませんが、達成への取組が不十分だと判断された場合、東京都は、助言や指導を行った上で、改善が見られない場合は事業者名の公表を検討としています。

※東京都内で住宅を供給する延べ床面積の合計が年間2万平方メートル以上のメーカーを指す。

コラム 砂電池とは

太陽光や風力などの自然から得られるエネルギーは天候に左右されるため、発電した電気を蓄電池に貯めることが重要といわれており、コスト増となりやすい蓄電池を併設する必要があります。

そのような中、フィンランドでは砂を原料にして熱エネルギーを蓄えるシステムが開発され、一部実用化されています（2022（令和4）年時点）。貯蔵タンクに建設用の砂をため、太陽光や風力発電による電気を通すことで砂を温め、暖房や温水など熱として供給します。砂を原料としているため、建設用資材なども使用可能であり、設置費用、運用コストが非常に少ないのが特徴です。



砂を蓄えた熱エネルギー装置
出典：Polar Night Energy

コラム カーボンオフセット

カーボンオフセットとは、私たちの活動により排出される二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの排出をできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、ほかの場所での削減・吸収活動（削減・吸収量）により埋め合わせようという考え方です。



出典：オール東京62市区町村共同事業

コラム 森林吸収によるカーボンオフセット

J-クレジット制度*の一例である森林由来クレジットは、間伐や植林などによる適切な森林管理や、林業における再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素吸収量を対象としたクレジットです。

森林の適切な管理（施業）を継続的に行うことには経済的な負担が伴うため、施業により生まれたクレジットを購入することで、さらなる施業を促すことにつながります。



出典：「J-クレジット創出・活用事例集」（経済産業省）
（株式会社エバーフィールドの取組例）

森林吸収由来クレジットの事例

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

基本目標 1-3 脱炭素なまちづくりを推進する

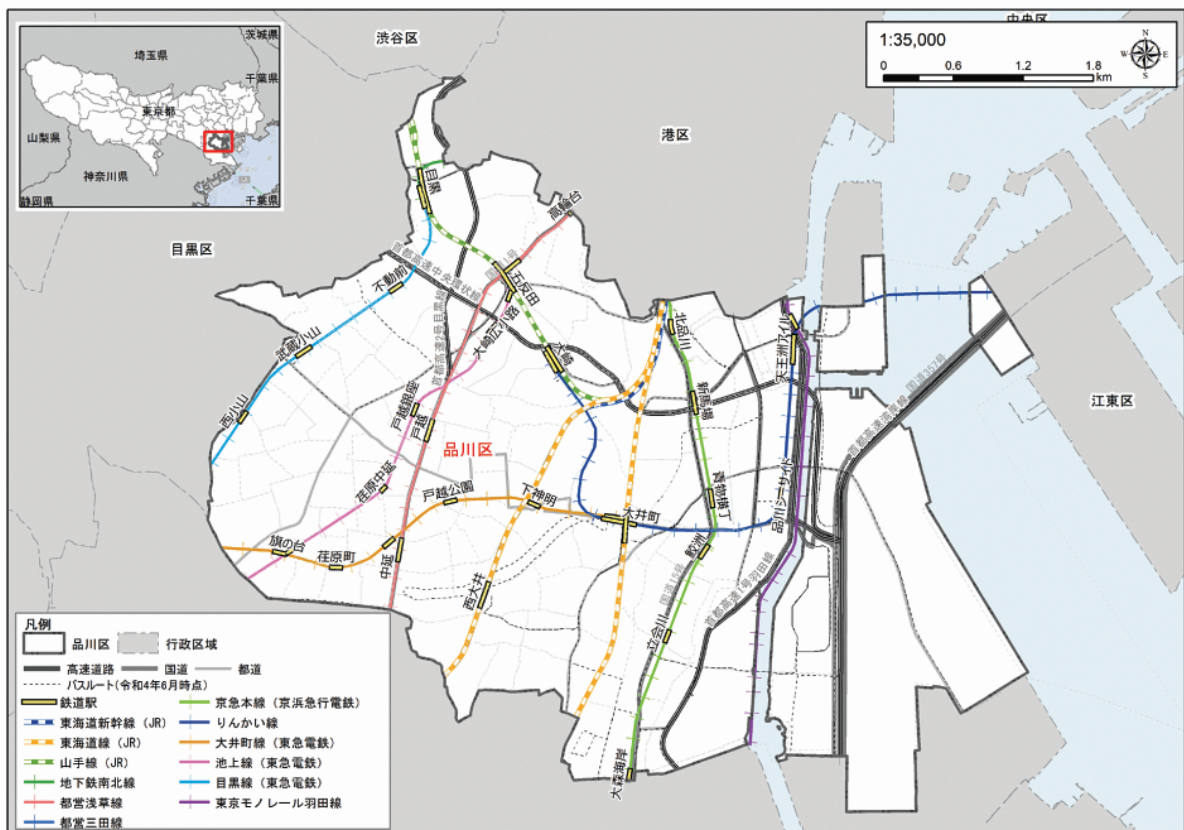
区の現状・課題

品川区内の鉄道網は、南北に京急本線、東海道線、都営浅草線、池上線（東急電鉄）、目黒線（東急電鉄）、東西にりんかい線、大井町線（東急電鉄）と充実しており、どの場所からもおおむね徒歩 15 分以内で駅に到達することができます。

また、バス路線は、主要な幹線道路を中心に整備されています。

一方で、品川区内における自動車保有台数および地点別自動車交通量は、おおむね減少傾向にあります。

公共交通機関が発達している品川区においては、移動に伴う環境負荷のさらなる低減が必要となります。



出典：「特別区の統計」（2020（令和2）年度）（公益財団法人特別区協議会）、品川区の統計「駅別年間乗降車人員」（2019（令和元）年）、「品川区ガイドマップ」（2022（令和4）年11月発行）、国土数値情報「鉄道、鉄道駅」（2020（令和2）年）データより作成

図 4.10 品川区の交通網の概要

区の施策

低公害車の導入促進、インフラ整備

東京都では、2050（令和32）年の二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、2030（令和12）年までに東京都内の新車販売を100%非ガソリン車とすることを目標に掲げています。低公害車の導入は二酸化炭素排出量削減だけではなく、大気汚染や騒音問題の解決や充電機能の活用など多様な効果が期待されます。

国や東京都の補助制度を活用した車両導入促進のほか、区有施設を活用した充電設備の整備を推進することで、区民が安心して利用できる環境の整備を推進します。

🌱 公用車の低公害車への切り替え

区民・事業者の取組をけん引する立場として、公用車の低公害車（電気自動車、燃料電池自動車*等）への切り替えを検討します。

🌱 カーシェアリング、シェアサイクルの推進

車や自転車などの移動手段は保有するものからシェアするものへと変わりつつあります。カーシェアリングやシェアサイクルの利用を推進します。

🌱 ウォークブルなまちづくりの推進

公共交通網が発達している品川区の特性を活かし、駅やバス停をつなぐ利便性の高い歩道網を充実させることでウォークブルなまちづくりを推進します。

🌱 公共交通の利便性向上

自動車から排出される温室効果ガスを削減するため、公共交通の利用を促進します。そのために、公共交通機関の利用のしやすさを高めるための仕組みづくりを進めます。

🌱 新たな脱炭素モビリティの基盤整備

充電設備や駐車駐輪スペースなどのインフラ整備のほか、より利用者の利便性や安全性を高めるためのデジタル化（リモートセンシング）技術が必要となります。情報通信事業者やサービスを展開する事業者と連携しながら、区内の脱炭素モビリティネットワークの可視化などの基盤整備を検討します。

区取組

- ⊙ 国や東京都の補助制度を周知し、電気自動車（EV）の充電設備の整備を支援します。
- ⊙ 公用車に低公害車の導入を検討します。
- ⊙ MaaS*などの新たなモビリティサービスや、自動運転などの新たな技術を活用した新交通システムを検討します。
- ⊙ 徒歩や自転車で移動できる環境に配慮したまちづくりを推進します。
- ⊙ カーシェアリングおよびシェアサイクルを推進します。
- ⊙ 低炭素アスファルト*の導入を検討します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 徒歩や自転車での移動や公共交通機関の利用に努めます。
- ⊙ エコドライブに努めます。
- ⊙ カーシェアリングおよびシェアサイクルに取り組みます。
- ⊙ 低公害車の導入を積極的に検討します。

事業者の取組

- ⊙ 徒歩や自転車での移動や公共交通機関の利用に努めます。
- ⊙ カーシェアリングおよびシェアサイクルに取り組みます。
- ⊙ 低公害車の導入を積極的に検討します。

コラム ウォーカブルなまちづくり

ウォーカブルなまちづくりは、区のまちづくりマスタープランでも推進しており、地域交通網の最適化や歩きやすいまちづくりにより、交通網の最適化とともにまちなかの「にぎわい」や「人々の交流」を創出するための空間づくりの考え方です。

このような空間づくりを環境面の視点から見ると、人の移動手段（モビリティ）を二酸化炭素排出量が少ない環境負荷の小さいものにすることが重要となります。まちづくりマスタープランと連携を図り、歩きやすいまちづくりや地域交通網の最適化により、自家用車の利用を削減し、環境負荷の小さい移動手段へ転換するための取組を推進します。



出典：ウォーカブルなまちづくり（国土交通省、2020（令和2）年1月）

コラム 低炭素アスファルトとは

一般に舗装に用いるアスファルトは、アスファルトと骨材を混焼してつくりますが、低炭素アスファルトは「低炭素（中温化）アスファルト混合物」ともいうように、通常と比べて製造時の加熱温度を10～30℃下げることで製造時に発生する二酸化炭素を減らしています。東京都建設局では低炭素アスファルトについて技術的な検証を行っており、2022（令和4）年6月に従来のアスファルトと同じように使用することが承認されました。



出典：東京都

コラム 地域循環共生圏

地域循環共生圏とは、地域の特性に応じて互いに資源を補完し、支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

再生可能エネルギーをはじめとする自然資源の宝庫である農山漁村と多くの人的資源を有する都市部とが相互に連携し合い、補完した資源を地域内で循環させることで、自立した地域社会の形成を目指します。



出典：第五次環境基本計画の概要と地域循環共生圏の概要（環境省）

基本目標 1-4 気候変動に適応する取組を推進する

地球温暖化の影響は、気温上昇による熱中症の発生や台風の大型化等、私たちの生活にも影響を及ぼしつつあります。このような気候変動に適応しながら、健康で快適な暮らしを維持する取組を推進します。

区の現状・課題

地球温暖化の影響は、既に世界各地で気温の上昇や大雨による被害などとしてあらわれています。

国内においても、気温の上昇や真夏日・猛暑日の増加、豪雨の増加などが確認されています。また、東京都内でも、平均気温の上昇や短時間豪雨の発生頻度の増加が確認されるとともに、熱中症救急搬送者数の増加や屋外活動の縮小、ヒトスジシマカによる感染症拡大の懸念などの影響が確認されています。

東京都内以外の地域においても高温による農作物被害や水質の悪化なども懸念されており、このまま地球温暖化が進行すると、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼすことが想定されることから、これらの影響に備える必要があります。

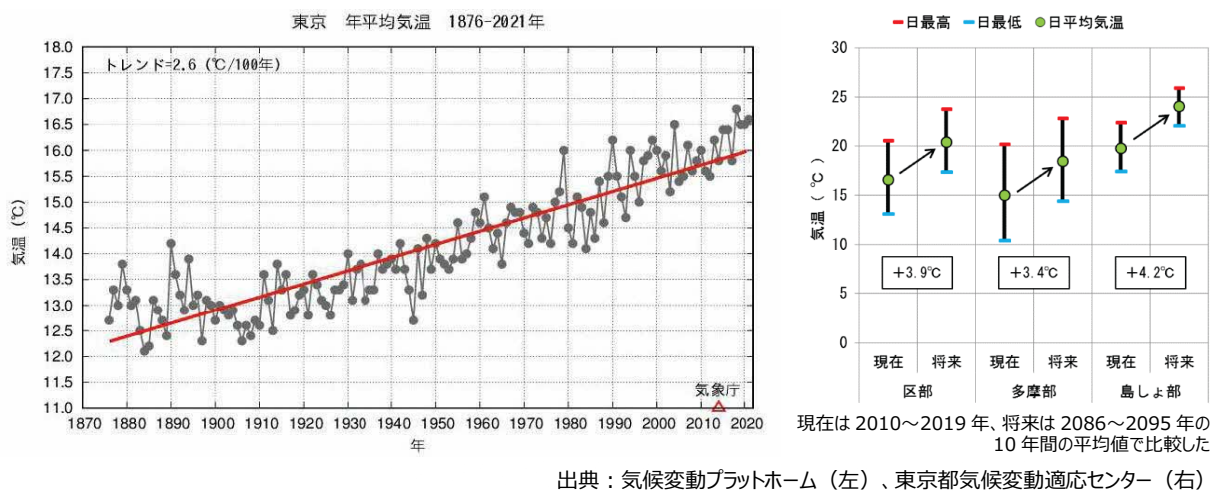


図 4.11 東京の年平均気温の推移と東京都内の気温の将来予測

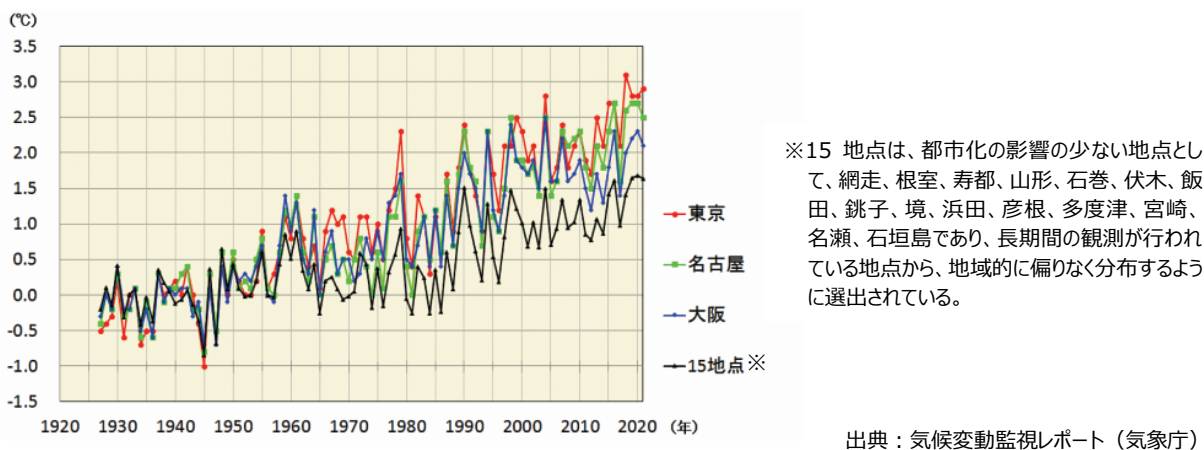


図 4.12 主要都市と都市化の影響が小さい観測地点の気温経年変化の比較

コラム 2100年の天気予報

環境省では、地球温暖化がそのまま進んだ未来（2100年）の天気予報を公開しています（2019（令和元）年7月作成）。この天気予報では、気温上昇を1.5℃以内に抑えられなかった場合の影響を、以下のように予想しています。

- 全国で最高気温が40℃超え
- 熱中症などの熱ストレスによる年間国内死亡者数1万5千人超
- 年間猛暑日予想は、東京で60日
- 豪雨や強い勢力の台風などによる大きな被害
- 冬でも最高気温は25℃を超え、熱中症となる人が出る可能性



区の施策

暑さ対策

道路等のハード面において温度を下げる工夫を取り入れるとともに、一時的な暑さの回避や涼しさの創出等、暑さをしのぐ取組を進めます。

風水害対策

集中豪雨による都市水害などの風水害を回避・軽減するため、的確な情報提供や道路インフラの整備などに取り組んでいきます。

区の取組

- ⊙ 広報誌・区ホームページ・SNS等で、適切な空調使用を呼びかけます。
- ⊙ ハザードマップ*の公表を行い、事前に区民・団体等へ周知します。
- ⊙ 再開発時における気温を下げる工夫（緑化の整備等）の導入を推進します。
- ⊙ 街中の暑さ対策を検討・実施します。（遮熱性舗装*・保水性舗装*・ドライミスト*設置等）
- ⊙ 区内の団体等に暑さ対策に関わる取組への助成・支援を実施します。
- ⊙ 気候変動による影響や将来予測、必要な適応策などの情報を発信します。
- ⊙ 雨水タンク*や雨水浸透施設*などの助成に関する情報を発信し、施設の設置を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 熱中症予防の意識を持ち、夏場の適切な空調の使用・帽子等の着用、塩分・水分の摂取等により、体調を管理します。
- ⊙ 区の避暑シェルター*を活用し、日中の電力使用を抑制します。
- ⊙ 打ち水*（打ち水大作戦しながわ）等に参加します。
- ⊙ 家庭で雨水タンクの設置を検討・導入します。
- ⊙ ハザードマップ等を確認し、家族と話し合うことで水害対策に備えます。

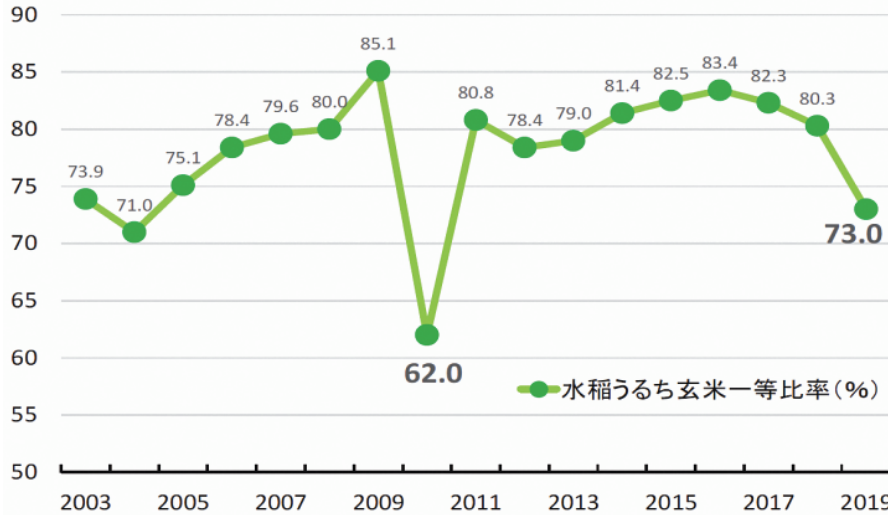
事業者の取組

- ⊙ 多くの人が行き交う空間（商店街・再開発地オープンスペース等）は、来訪者が涼しさを感じられる対策（ドライミスト設置・木陰創出等）をしていきます。
- ⊙ 夏場の現場作業等において、適度な休憩・帽子等の着用・塩分・水分の摂取等により、熱中症予防に取り組めます。
- ⊙ 気象災害への備えを確認します。
- ⊙ 気象災害時に帰宅困難者が留まれるように備えます。
- ⊙ 社員にハザードマップ等を周知します。

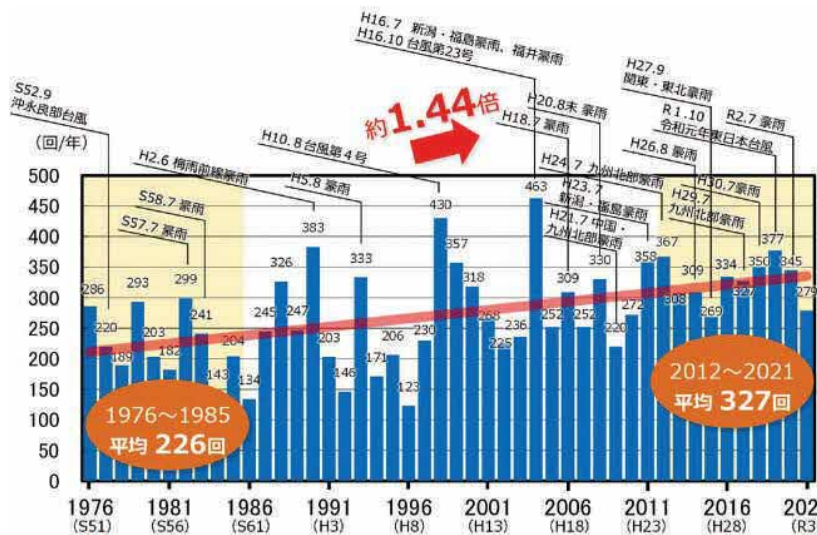
コラム 地球温暖化がもたらす影響

地球温暖化は、気温の上昇のみだけでなく、大雨や干ばつの増加、生物活動の変化や、水資源や農作物への影響など、自然生態系や人間社会に大きな影響を与えています。

日本においても、平均気温が上昇し、猛暑による熱中症の増加やサクラの開花日の遅れ、農作物の品質低下などの影響が出ているほか、2018（平成30）年7月の西日本豪雨や令和元年東日本台風による被害など、異常気象による被害が激甚化・頻発化しています。



出典：「農業生産における気候変動適応ガイド(水稲編)[改訂版]」（農林水産省）
水稲玄米の一等比率の変化



出典：「水害レポート2021」（国土交通省）
大雨の発生回数の経年変化

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

基本目標2 「持続可能な循環型都市」を実現する（資源循環）



基本目標 2-1 ごみの発生抑制を推進する

ごみの発生抑制（ごみを出さない・ごみを減らす）を推進することは、省資源・省エネルギー・大気等への環境負荷の低減等、その効果は多岐にわたります。

区の現状・課題

区民1人1日当たりの収集ごみ排出量（資源を除く）は、3R*等の施策推進により減少していますが、近年その減少幅は緩やかになりつつあり、2020（令和2）年度は増加に転じました^{※1}。

アンケート調査によると、区民・事業者ともにごみ減量への取組は浸透しているものの、プラスチック製品の利用削減やリサイクル品の活用は「今後取り組みたい」との回答が多く、現状の意欲を後押しすることが求められます。

プラスチック資源循環促進法や食品ロス削減推進法の施行に伴い、プラスチックおよび食品については循環システム全体の見直しがせまられています。特別区のごみ組成調査^{※2}の結果、ごみの中には、食べ残し等の「食品ロス」が食品廃棄物のうち3割以上占めていることがわかりました。

ファストファッションの流行などにより、1年で供給される衣服のうちの9割が1年以内に手放され、そのうち3分の2は廃棄されています^{※3}。衣類をつくる過程や供給する過程、処分する過程には多くの資源を消費し、二酸化炭素も排出しています。

- ※1 2020（令和2）年度は感染症拡大による外出自粛等の影響を受けていた可能性がある。
- ※2 特別区全体の2019（令和元）年度推定値（出典：特別区長会調査研究機構）より。
- ※3 2020（令和2）年度推計値（出典：環境省）より。

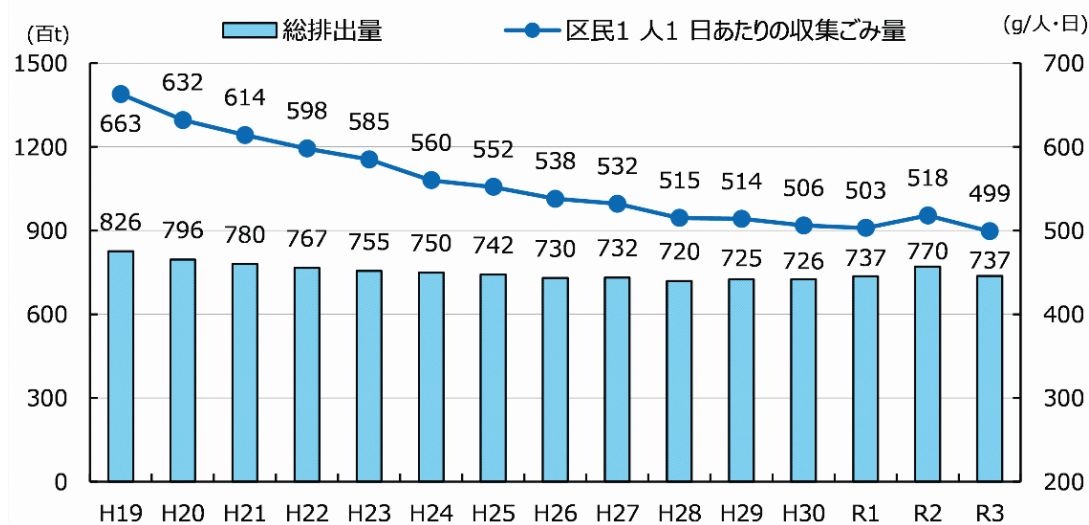


図 4.13 区のごみ収集量と1人1日あたり排出量の推移

区の施策

家庭ごみの発生抑制

区民一人ひとりがごみ減量の意識を高め、日常生活で実践することが重要です。ごみの減量をはじめ、無駄のない買い物や使い捨て製品の使用抑制等、ごみを出さない暮らしへの支援や意識啓発を図ります。

事業系ごみの発生抑制

事業者は自らが排出するごみを必要以上に発生させないよう努めるとともに、区民のごみの排出を抑制する支援を行う役割を担っています。事業活動から生じるごみの減量に積極的に取り組むよう働きかけるとともに、区も一事業者として発生抑制に積極的に取り組んでいきます。

再使用の推進（粗大ごみのリユース、サステナブルファッションなど）

ごみを減らすためには、大量消費型のライフスタイルを見直し、不要なものを買わない、できるだけ長く大切に使う取組を、一人ひとりが率先して実行する必要があります。

粗大ごみリユースの促進やフリーマーケット、サステナブルファッション等の活動を支援することで再使用に関する情報交換の促進を図るとともに、ライフサイクル全体における環境配慮の考え方について、意識啓発および情報提供を行います。

食品ロスおよび使い捨てプラスチックごみの削減

東京都や事業者団体と連携し、区民および事業者に向けた啓発事業を推進することで食品ロスおよび使い捨てプラスチックごみを削減し、無駄に使われる資源を徹底的に減らします。

区を取組

- ⊙ 家庭用生ごみ処理機の購入費用助成を実施します。
- ⊙ 製造事業者や販売業者へごみの発生抑制の働きかけを実施します。
- ⊙ 粗大ごみのリユース事業・フリーマーケット実施・情報紙発行等で不用品再使用を促進します。
- ⊙ イベント開催時の使い捨てプラスチック代替容器*の利用促進やリユース食器*の導入について検討するとともに、区有施設へのマイボトル用給水機の設置などにより、使い捨てプラスチックごみの発生を抑制します。
- ⊙ 小売業者と連携した食品ロス削減の意識啓発や、フードドライブ*の推進を図ります。
- ⊙ ライフサイクル全体における環境配慮の考え方について、ホームページやエコルとごしを活用し意識啓発および情報提供を行います。
- ⊙ 区の事業においては、環境に配慮した物品等を調達するグリーン購入を推進し、区の業務の環境負荷を低減するとともに、再生品の開発や流通を促します。
- ⊙ 「SHINAGAWA“もったいない”推進店*」を拡充します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 生ごみの水切りに取り組みます。
- ⊙ 冷蔵庫を定期的を確認したり、フードドライブを活用したりすることにより、家庭からの食品ロスを削減します。
- ⊙ マイバッグ、マイはし、マイボトルを携行するなどにより、使い捨てプラスチックごみの使用を減らします。
- ⊙ 詰め替え製品の購入により、容器等のごみを抑制していきます。
- ⊙ 衣料品は長く着られるものや環境にやさしい商品を選択するほか、不要になったものは、リサイクルショップ、フリーマーケット、情報紙、インターネット等を活用し、地域での再利用やシェアリングを推進します。
- ⊙ 長く着続ける衣服の選択やリサイクルを推進します。

事業者の取組

- ⊗ 使い捨てのレジ袋やプラスチック製容器等の使用を削減するとともに、使用が避けられない場合には、再生プラスチック*や再生可能な素材等に切り替えを図ります。
- ⊗ 飲食店は少量メニューの拡充や「3010 運動*」の啓発、スーパーなどの小売店は販売期限間近の商品の値引き販売や手前どり（陳列棚の手前にある賞味・消費期限が近い商品を積極的に選ぶこと）の啓発により、食品ロスの削減を推進します。
- ⊗ 生ごみの水切りの徹底など、ごみの発生を抑制します。
- ⊗ サステナブルな材料を用いた商品の開発を行います。

コラム 食品ロス問題とフードドライブ

日本では食料自給率（カロリーベース）が38%（2021（令和3）年度）と低いにもかかわらず、まだ食べることができる食品が製造や流通、消費段階で廃棄される「食品ロス」が問題となっています。

国際連合で採択されたSDGsにおいても、「目標12 持続可能な生産消費形態を確保する」において、2030（令和12）年までに食糧の損失・廃棄を半減させることが掲げられるなど、食品ロス削減は国際的にも重要な課題となっています。

フードドライブとは、家庭などで使用しない食品を持ち寄って、必要な方に寄付する活動です。品川区では「SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト*」の一環として実施しています。

2022（令和4）年度に区が実施したフードドライブでは、492人の方から7,512点、計2,038.8kgの食品の寄付がありました。



出典：品川区

コラム 3010 運動について

世界的に人口が増え、十分な食事が得られない国もある中、日本における食品ロスは年間約522万トン※発生しています。特に宴会などの会食時には、多くの食品ロスが発生しやすいといわれます。そのような中、「3010 運動」は、宴会時の食べ残しを減らすための取組であり、

- ＜開始後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、
 - ＜終了 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。
- と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

※2022（令和4）年度の推計値（農林水産省、2022（令和4）年6月）より。



出典：環境省

第1章

第2章

第3章

第4章

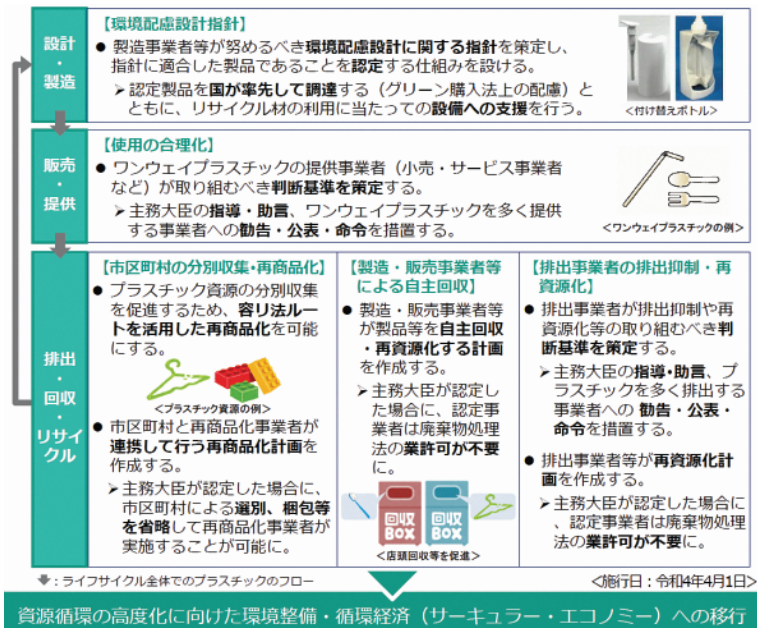
第5章

第6章

コラム **プラスチック資源循環促進法の施行**

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（通称：プラスチック資源循環促進法）は、世界的な化石系資源の枯渇や、プラスチックによる海洋汚染が深刻化していることなどを背景に、私たちの生活にあふれているプラスチックの循環利用を計画的に推進するため2022（令和4）年4月1日に施行されました。

プラスチック製品の設計・製造段階では、リサイクル材製品が不要となった際にプラスチックごみになるべく出さない、またはリサイクルしやすいように配慮した製品の設計を、販売・提供段階では、ストローやスプーンなど一度使用しただけで廃棄される「ワンウェイプラスチック」の使用の合理化を、排出・回収・リサイクル段階では、分別収集やリサイクルを推進することについて、製造・販売・提供を行う事業者や、消費者がそれぞれの立場で推進することが示されました。



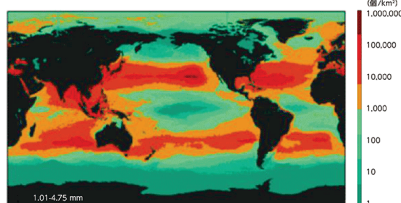
出典：環境省

コラム **進む脱プラスチックとマイクロプラスチック*による海の汚染**

プラスチックは手軽で耐久性に富み、安価に生産できることから、あらゆる用途で広く使われています。その一方で、限りのある化石系燃料を原料としてつくられるほか、焼却時には多くの温室効果ガスを排出します。加えて、ペットボトルやビニールが海洋へ流れ込み、漂流することで広い範囲の海を汚してしまうほか、排出時や漂流する過程で生成された微小なマイクロプラスチックは、魚などの生き物の体内に取り込まれやすく、生態系に影響を与えている可能性が指摘されています。

このような背景から、使い捨てプラスチック容器の利用を減らしたり、紙や竹など別の素材に置き換えるといった「脱プラスチック」の取組が進むほか、サトウキビなどの植物からつくられたバイオマスプラスチックや、環境に排出された場合も微生物により分解される生分解性プラスチックの導入もはじまっています。

図 1-3-4 マイクロプラスチック（1～4.75mm）の密度分布（モデルによる予測）



資料：Eriksson (2014), "Plastic Pollution in the World's Oceans: More than 5 Trillion Plastic Pieces Weighing over 250,000 Tons Afloat at Sea" PLoS One 9 (12), doi: 10.1371/journal.pone.0111913

写真 1-3-1 海洋プラスチックごみが絡まっているウミガメ



資料：BIOSPHOTO/時事通信フォト

出典：環境省

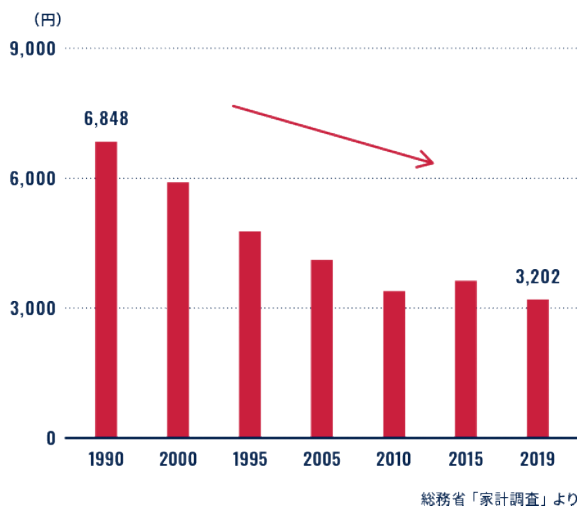
コラム サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のことを指します。ファッション産業は、製造にかかるエネルギー使用量やライフサイクルの短さなどから環境負荷が非常に大きい産業と指摘されており、国際的な課題となっています。

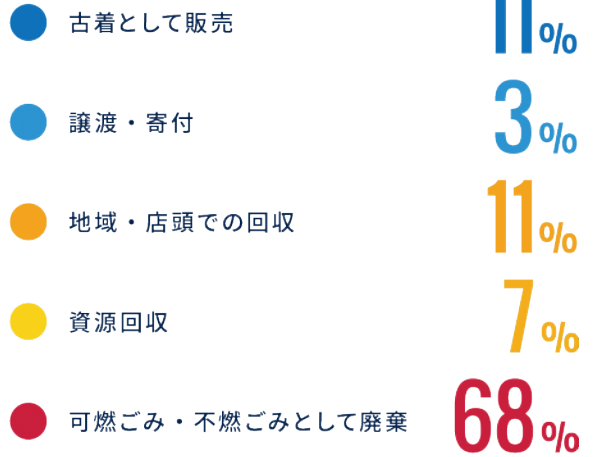
国内では、ファストファッションの流行やネット販売の普及により、衣服一枚当たりの価格は減少する一方で、年間で多くの衣服が手放され、一部は古着などとして再利用されるものの、約7割はごみとして廃棄されています。

メーカーによるサステナブルな材料を用いた商品の開発や、消費者としては長く着続ける衣服の選択やリサイクルを行うなど、双方の取組が求められています。

衣服一枚あたりの価格推移



服を手放す手段の分布



出典：環境省

コラム 品川区のリユース促進事業

区民から排出される粗大ごみの中には、新品あるいはそれに近い状態のものも含め、まだ使えるものが多く混入しています。そこで品川区清掃事務所では、粗大ごみから使える家具や家電などを希望者に提供をすることで、積極的なリユースを推進しています。



基本目標 2-2 資源リサイクルを推進する

世界的な天然資源の枯渇が懸念される中、発生抑制した上で排出されたごみについては、「分別」をしっかり行い「リサイクル」することで、新たな資源や製品に生まれ変わります。

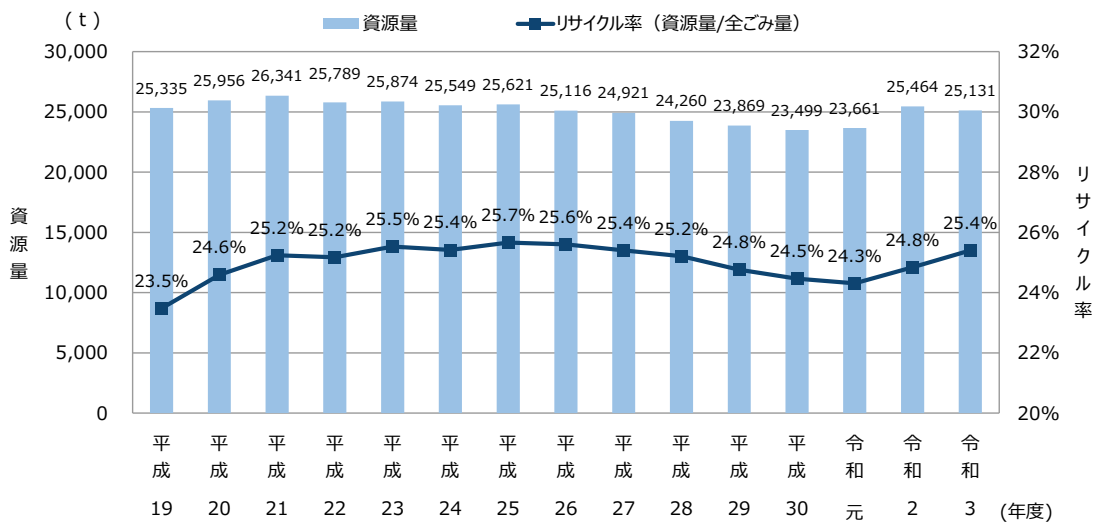
区の現状・課題

品川区の資源の量は横ばいで推移していますが、燃やすごみの中には資源（紙類・容器包装プラスチック等）がまだ多く混入しています。

分別回収手法が多様化している品目もあることから、さまざまなリサイクルルートをわかりやすく周知し、資源リサイクルを一層推進する必要があります。

アンケート調査では、区民のごみ分別の取り組みは浸透していますが、事業者については、今は実施できていないものの「今後取り組みたいと考える」との回答が多く、事業者の行動を後押しすることが必要です。

プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、プラスチックについては、循環システム全体の見直しがせまられています。区では、製品プラスチックを含めたプラスチックの分別収集およびリサイクルの効果について調査・検討を行っています。



出典：「品川区資源・ごみ量推移」（品川区ホームページ）

図 4.14 資源回収量と資源化率

区の施策

区民の自主的な活動の支援

集団回収*を行う団体への支援を行い、集合住宅の集団回収への加入促進を図ります。また、地域の取組を積極的に支援し、区民やリサイクル団体との協働作業を通して資源の循環利用を推進していきます。

区の資源回収事業の推進

区の家ごみについては、資源回収ステーションの資源ごみ分別回収（古紙・飲食用びん・飲食用缶・ペットボトル・乾電池・プラスチック製容器包装・蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計）や拠点回収（古着・廃食用油・不用園芸土・小型家電）を推進します。また資源の持ち去り行為に対するパトロールを実施し、適切に対応していきます。

事業系ごみのリサイクルの推進

事業系ごみは自己処理が原則であることから、各事業者が処分方法を適切に選択しリサイクルルートに変更することで、焼却や埋め立て処分から、再生利用できる場合があります。

区は大規模事業者については適切なリサイクルルートを紹介するとともに、小規模事業者（ごみ排出量 40kg/日未満の事業所）については、品川区リサイクル事業協同組合と連携した古紙や空きびんなどの回収システム（事業系リサイクルシステム*）の活用による分別リサイクルを推進します。

区の取組

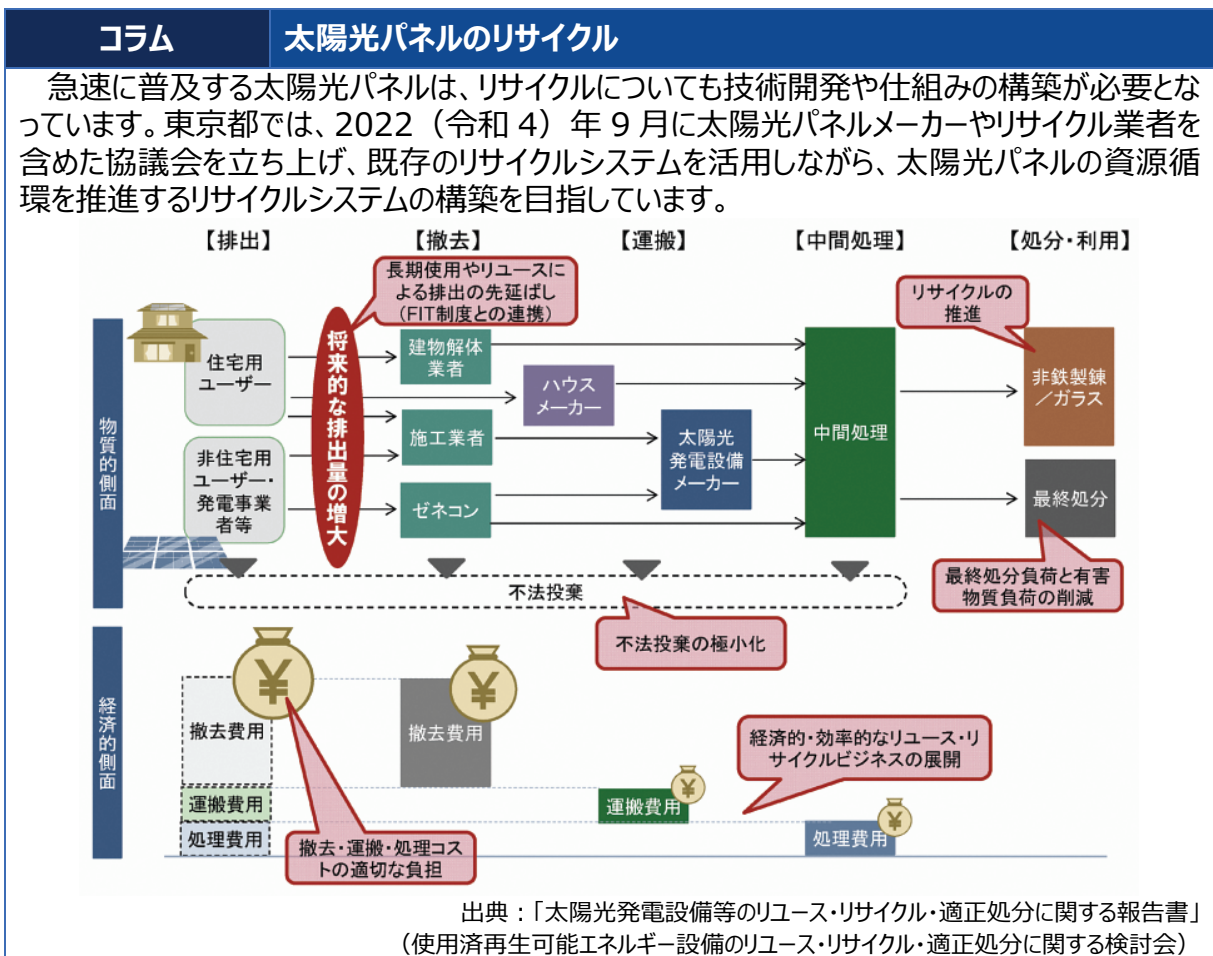
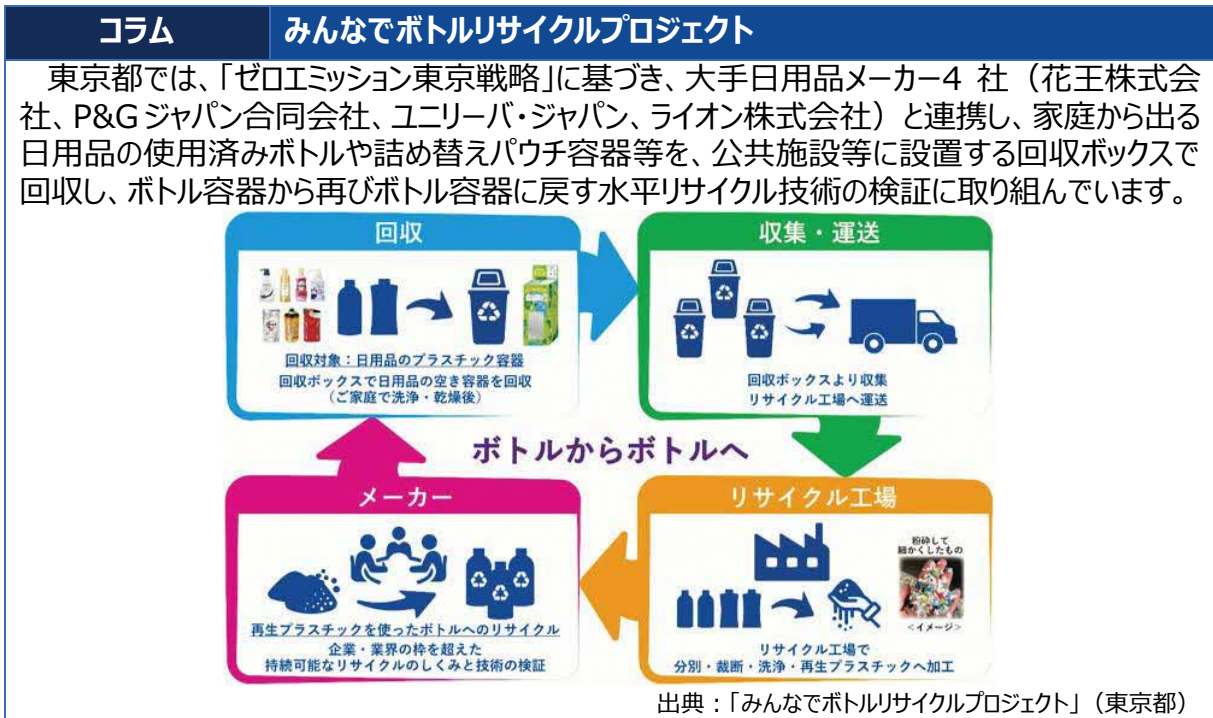
- ⊗ 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等により、資源リサイクル品目を充実させていきます。
- ⊗ 資源持ち去り対策を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊗ 区ホームページ・情報紙等からリサイクルの仕組み等を把握します。
- ⊗ 資源ステーション回収・拠点回収・集団回収等に協力します。

事業者の取組

- ⊗ 事業で発生したごみについて、適切に分別を行い、リサイクルにつなげていきます。
- ⊗ 新しいリサイクル技術についての情報を収集・発信し、可能な限り、廃棄からリサイクルに変更していきます。
- ⊗ 事業系リサイクルシステムを活用していきます。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

基本目標 2-3 適正処理を推進する

循環資源を有効に利用し、ごみ処理を効率的に行うためには、分別や収集運搬体制等を構築し、適正に排出することが必要です。また、ごみの適正処理はまちの清潔感の向上につながり、まちを訪れる人も住む人も気持ちの良い時間を過ごすことができ、ひいては観光客や居住者の増加にもつながります。

区の現状・課題

品川区では今後 10 年以上にわたって人口増加が想定されていますが、長期的には全国と同様に少子高齢化による影響はあると想定されています。紙おむつの増加などのごみ質の変化や、高齢者等ふれあい収集*拡大などの清掃事業の見直しの検討が必要です。

区の施策

🌱 家庭ごみの適正な排出の推進

区民に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、各戸収集*・早朝収集*や高齢者等ふれあい収集等、適正な排出を促す取組を進めます。

🌱 事業系ごみの適正な排出の推進

事業者に対して適正な処理を促進するための助言・指導を行います。また、事業の用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²以上の大規模建築物については、立ち入り調査を実施して適切な助言や指導を行います。

🌱 地域における適正な排出の推進

ごみの散乱や不法投棄等を防止し、まちの衛生や美観を保全することが必要です。廃棄物減量等推進員*や町会・自治会・事業者等と連携し、ごみの適正排出、資源回収ステーションの維持管理や、カラス対策等の取組を進めます。

🌱 効率的で環境負荷の少ない収集体制

生活環境を保全するため、ごみ量やごみの性質等を踏まえた効率的な収集運搬体制の構築に努めます。また、ごみ収集時や走行時の環境負荷が少ない車両を使用します。

区を取組

- ⊗ 区ホームページ・情報紙等で、区民・事業者に分かりやすく情報を提供します。
- ⊗ 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査を実施します。
- ⊗ 効率的な収集運搬体制の構築を推進します。
- ⊗ 環境負荷の少ない車両の使用を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊗ ごみ出しルールを守って適正に分別するとともに、カラス対策等近隣に迷惑のかからない適切なごみ出しを行います。

事業者の取組

- ⊗ 適切な廃棄物処理業者に委託します。
- ⊗ 量が少ない場合は、区の分別や資源リサイクルシステムのルールに従います。
- ⊗ 事業用大規模建築物に係る立ち入り調査や再利用計画書の提出に協力します。

コラム	サーキュラーエコノミー（循環経済）
<p>サーキュラーエコノミーは、製品を製造して終わりではなく、製造から利用、廃棄までの流れを環境・経済の観点から一貫して考える経済システムをいいます。</p> <p>例えば、原材料に新たな資源ではなく、リサイクル材を活用します。また、使用した製品は廃棄せずに回収し、再製品化につなげます。</p> <p>この取組は、事業者の事業活動の持続可能性を高めるため、ポストコロナ時代における新たなビジネスモデルとして国内外で広まっています。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>リニアエコノミー （線型経済）</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>サーキュラーエコノミー （循環経済）</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">再設計</p> <p style="text-align: right;">出典：「循環経済（サーキュラーエコノミー）に向けて」（環境省）</p>	

- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章

基本目標3 「水とみどりがつなぐまち」を実現する（自然環境）

---品川区生物多様性地域戦略---



本計画では、基本目標3を生物多様性基本法の第13条に基づく、「品川区生物多様性地域戦略（以下「本地域戦略」といいます）」として位置づけます。

(1) 品川区生物多様性地域戦略の基本的事項

1) 目的

本地域戦略は、緑地の保全や緑化の推進に加えて、生物多様性の保全・再生に関する取組を計画的に推進することによって、品川区における自然共生社会を構築することを目的とします。

2) 計画期間と計画目標

本地域戦略の計画期間は、2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

加えて、計画期間を超えた長期的な取組が必要であることから、計画目標の期間は、品川区水とみどりの基本計画・行動計画の目標年度に合わせ、2023（令和5）年度から2031（令和13）年度までの9年間とします。

3) 対象

本地域戦略の対象範囲は、品川区全域とします。

対象となる生き物

生物（本地域戦略では「生き物」といいます）とは「細胞によって構成される生命活動を行うもの」とされています。生き物には種によってさまざまな特徴があり、大きくは動物、植物、菌類、原生生物、細菌類などに分類されます。

本計画では、あらゆる生き物のうち、区内で目にすることができる身近な生き物を対象とします。例えば、公園や道路、庭等で見られる鳥類、両生類、は虫類、昆虫類、植物や、水辺で見られる魚類や甲殻類などが対象になります。また、区外から一時的に飛来する渡り鳥や、人為的に持ち込まれる園芸種や外来種も含まれます。

このように区内の身近な生き物を対象とした施策を展開することで、生物多様性の保全・再生につなげていきます。

生き物と食物連鎖

生き物は、同じ種の間、異なる種の間さまざまなつながりを保ちながら生存しています。そのつながりの最も基本となるのが光合成、捕食、分解による食物連鎖です。

「生産者」である植物は、光合成により、葉から吸収した大気中の二酸化炭素と根から吸収した水分より有機物や酸素を作り出します。この有機物や酸素が多くの動物や微生物にとってなくてはならないものとなります。

「消費者」である動物は、植物やほかの生き物を食べ、呼吸により酸素を取り込み、二酸化炭素を放出します。

「分解者」である微生物は、落ち葉や枯れた植物、動物のフンや死がいを食べ、時間をかけて植物の栄養素となる無機物に分解します。

この食べたり食べられたりした循環を「食物連鎖」といいます。そしてこのバランスのとれた循環をもとに形成される「生態系」により、豊かな水や食料など人間や生き物が生きていく上で欠かせない恩恵（サービス）がもたらされています。そして、そのバランスの維持には「生物多様性」が必要なのです。

生物多様性

① 生物多様性とは

地球上には3千万種類もの生き物がいるといわれています。これら全ての生き物は、生命誕生以来の長い時間経過の中で相互に複雑なつながりを持って存在しています。たとえば、ある一つの生き物が絶滅し、そのつながりが失われれば、ほかの生き物もその生存がおびやかされるかもしれないという関係の上に命をつないでいます。この生き物の関係性を「生物多様性」といいます。

② 生物多様性のレベル

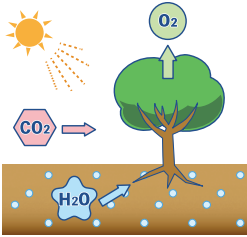
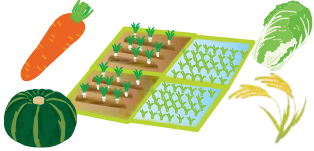


生物多様性には3つ（生態系・種・遺伝子）のレベルがあるといわれています。単に多くの生き物が存在することだけが多様性なのではなく、それぞれ異なる特徴を持つ生き物や群集、その住かとなる自然環境が複雑に絡み合って形成される生態系そのものが生物多様性であり、配慮や保全を推進するためには、その視点について理解を深める必要があります。

生態系の多様性	種の多様性	遺伝子の多様性
森林や里山、水辺などさまざまな自然環境があります 	微生物から植物、動物までさまざまな生き物があります 	同じ種類でも異なる遺伝子を持つことにより、個々の形や模様、生態に個性があります 

写真) 左より、四万十川^{※1}、白神山地^{※1}、オオシオカラトンボ^{※2}、キアシシギ^{※2}、アサリ^{※1}、ナミントウ^{※1}
 ※1 みんなで学ぶ生物多様性（環境省）
 ※2 区内で撮影

③ 生態系の恵み（生態系サービス）

生物多様性は、長い歴史の中でつくられた、かけがえのないものであり、食料や水、空気など全ての生き物が生きていくために必要な、さまざまな恩恵をもたらしています。このような恩恵のことを「生態系サービス」と呼んでいます。生き物の一員である私たち人間も、生きていくために必要な、あるいは生きていくことを豊かにしてくれるさまざまな生態系サービスを享受しています。

<p>基盤サービス</p> <p>光合成による酸素の供給、土壌の形成など、生き物の基盤を支える機能をいいます</p> 	<p>供給サービス</p> <p>食糧や木材、水、薬品など暮らしに必要な資源を供給する機能をいいます</p> 
<p>調整サービス</p> <p>気候の調整や大雨の軽減、水をきれいにするなど、健康で安全な環境をもたらす機能をいいます</p> 	<p>文化的サービス</p> <p>自然や生き物に触れることによる芸術的・文化的ひらめき、心身の安らぎ、健康や教育など、心や体を豊かにする機能をいいます</p> 

コラム

絶滅のおそれのある野生生物～レッドデータブック・レッドデータリスト～

地球上にはさまざまな野生生物が生息していますが、生息場所の喪失や人間による乱獲などにより、地球上からその姿を消してしまった生き物もいます。レッドリスト（RL）とは、絶滅のおそれのある野生生物種のリストであり、レッドデータブック（RDB）とは、レッドリストの対象種の特徴や生息状況を取りまとめたものであり、調査結果や専門の知見などをもとに、随時見直しが行われます。

レッドリストの対象カテゴリー

レッドリスト (東京都区部) ※1	レッドリスト (環境省) ※2	基本概念
絶滅 (EX)	絶滅 (EX)	既に絶滅したと考えられる種
野生絶滅 (EW)	野生絶滅 (EW)	飼育・栽培下あるいは自然分布域の明らかに外側で野生化した状態でのみ存続している種
絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅危惧 I 類 (CR+EN)	絶滅の危機に瀕している種
絶滅危惧 IA 類 (CR)	絶滅危惧 IA 類 (CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 IB 類 (EN)	絶滅危惧 IB 類 (EN)	IA 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの
絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅危惧 II 類 (VU)	絶滅の危険が増大している種
準絶滅危惧 (NT)	準絶滅危惧 (NT)	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種
情報不足 (DD)	情報不足 (DD)	評価するだけの情報が不足している種
—	絶滅のおそれのある地域 個体群 (LP)	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの
留意種 (*)	—	現時点では準絶滅危惧のレベルではないが、相対的に数が少ない種であり、容易に個体数が減少することがあり得るため、留意する必要があるもの

※1 東京都の保護上重要な野生生物種（本土部）－東京都レッドリスト（本土部）2020 年版－
 ※2 環境省レッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）2020

区内でもレッドリストの対象種が確認されており、例えば下記の生き物が確認されています。

 出典：東京都レッドデータブック コアジサシ 環境省 RL：VU 東京都 RL（区部）：EN	 出典：東京都レッドデータブック アズマヒキガエル 環境省 RL：－ 東京都 RL（区部）：VU	 区内で撮影 ニホンカナヘビ 環境省 RL：－ 東京都 RL（区部）：CR+EN
 区内で撮影 ミズハゼ 環境省 RL：－ 東京都 RL（区部）：DD	 出典：東京都レッドデータブック モクズガニ 環境省 RL：－ 東京都 RL（区部）：*	 区内で撮影 ウマノスズクサ 環境省 RL：－ 東京都 RL（区部）：VU

④ 生態系の4つの危機

生物多様性に対して人間活動による負の影響により、生息場所の減少や絶滅などの種類の減少が進んでいます。生物多様性に対する損失の要因や影響のタイプから、4つに整理されています。

第1の危機 「開発など人間活動による影響」

開発や乱獲による生き物の減少、生息地の消失、種の絶滅のこと指します。国内でも、開発による水田や農地などの減少、沿岸部の埋立による干潟の消失など、生き物に大きな影響を与えてきました。今後は、重要な生息場となっている公園や緑地などの質の向上と量的な維持が必要となります。

第2の危機 「自然に対する働きかけの縮小による影響」

自然に対する人の働きかけの縮小により、雑木林や耕作地が放棄され、本来住んでいた生き物が住めなくなるなど自然の質が低下することを指します。近年は、各地でニホンジカの食害が深刻化しています。

第3の危機 「外来種など人が持ち込んだものによる影響」

国内外から外来種や化学物質など人が持ち込んだものによる影響を指します。外来種は、在来種を食べたり、生息場所を奪ったりすることで生態系への悪影響が懸念されています。海外からだけでなく、国内のほかの場所から持ち込まれたものも同様に悪影響を与えることがあります。また、農薬や化学肥料などの昆虫や微生物への悪影響も含まれるほか、近年はマイクロプラスチック*による生態系への影響が懸念されています。

第4の危機 「地球温暖化など地球環境の変化による危機」

地球温暖化や酸性雨といった地球環境の変化は、人間だけでなく野生生物にも影響を与えています。生態系への直接的な影響に加え、作物の収穫や漁獲量の減少など、供給サービスにも大きな影響を及ぼします。

これらの危機を回避できなかった場合、わたしたちはその恩恵（サービス）を受けることができなくなります。この課題を解決するためには、将来にわたり恩恵（サービス）を享受できるよう、わたしたちの暮らしや経済活動そのものを、生物多様性へ配慮したものと変えていく必要があります。

品川区水とみどりの基本計画・行動計画

区は、公園や緑地、草地、街路樹、樹林といった多様なみどりに加え、河川や運河など豊富な水辺空間を有しており、2008（平成 20）年の「新・水とみどりのネットワーク構想」で掲げた将来像『水とみどりがつなぐまち』の実現に向け、さまざまな取組を進めてきました。

しかしながら、都市化や開発の進行によって水とみどりが減少してしまう状況は確認されており、現状の維持・確保とともに、さらに創り出すことが必要です。区では、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」を 2022（令和 4）年 3 月に改定し、「みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます」を目標に、水とみどりの保全、再生、創出および水とみどりのネットワークの形成を図っています。



図 4.15 「水とみどりがつなぐまち」の将来像

第1章

第2章

第3章

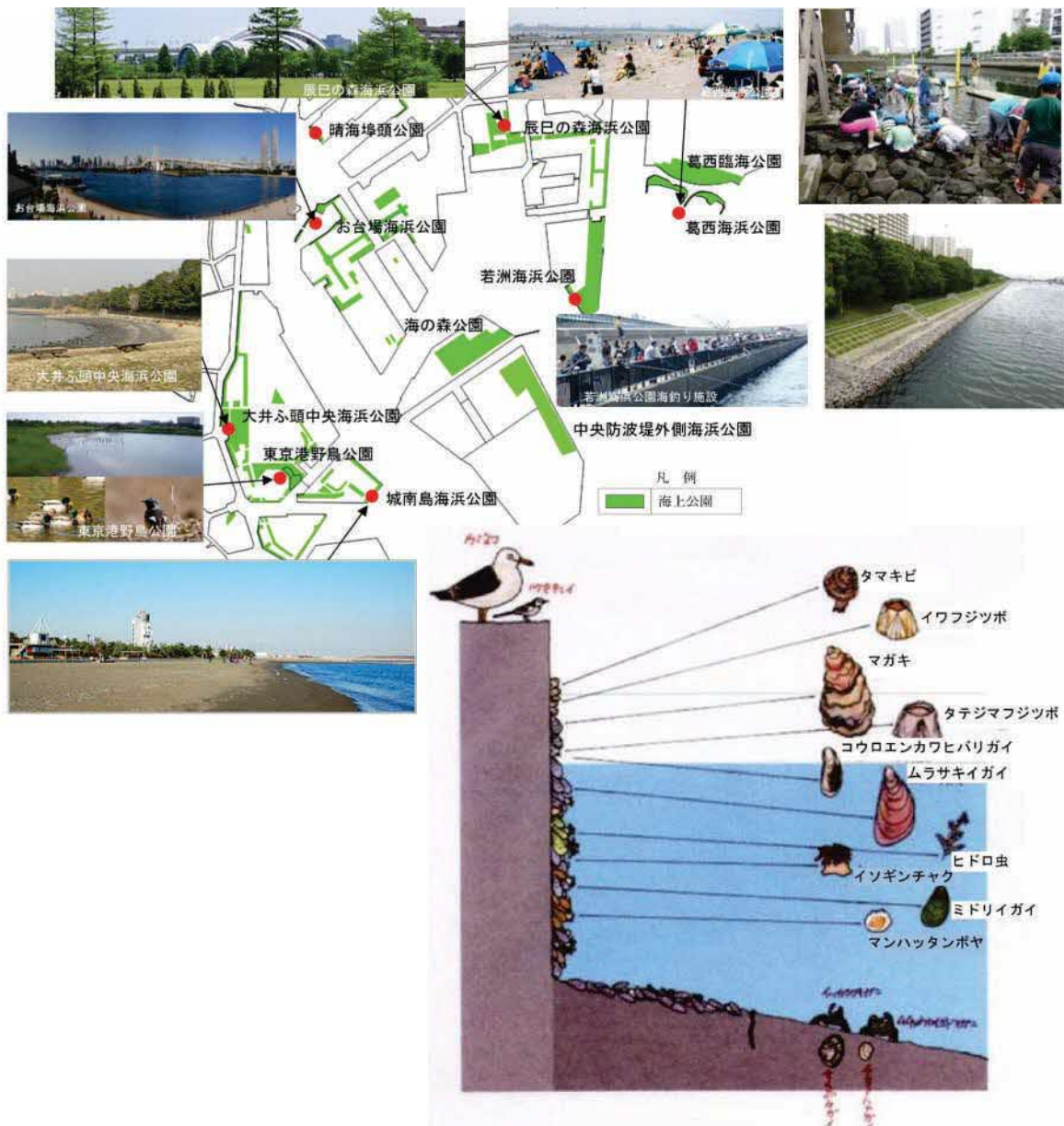
第4章

第5章

第6章

コラム 東京湾の海上公園等

品川区を含む東京湾沿いの海岸は、海上公園の緑地や人工海浜が複数整備され、干潟や護岸沿いの緑地は、鳥類や水生生物、魚類など多様な生き物が生息しており、防潮堤や公園、緑道などを整備する際は、既存の生物の生息環境に配慮した施工が進められています。これらの環境は、それぞれの公園等だけの環境ではなく、その地域一帯のつながりにより、沿岸・海域生態系としての重要な役割を果たしています。



東京湾の主な海上公園（上）と付着動物調査結果（右下）

出典：「東京湾沿岸海岸保全基本計画」（東京都）をもとに作成

第1章

第2章

第3章

第4章

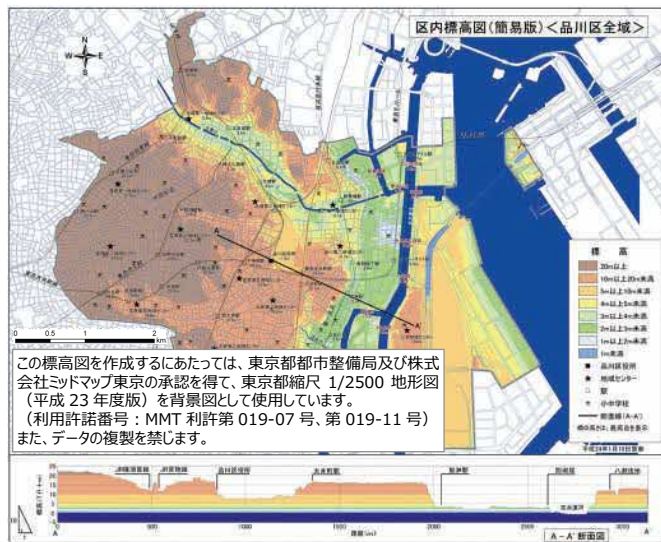
第5章

第6章

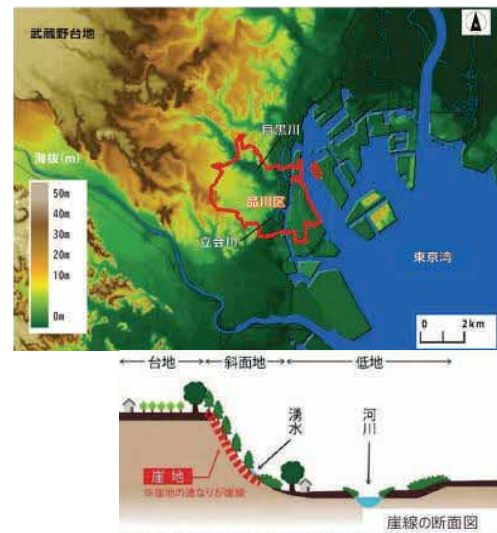
(2) 品川区の生物多様性の特徴

① 地形や水系の特徴

区は武蔵野台地南東端部に位置しており、西部は台地に、東部は低地および埋立地になっています。区内を流れる河川は目黒川および立会川の2河川（いずれも2級河川）であり、いずれも東京湾に向かって流下します。内陸部の崖線下には湧水が見られます。



区内標高



武蔵野台地と崖線

図 4.16 区内の地形・河川の状況

② みどりや水辺の特徴

区内の緑被率は約 15.1%で、東京 23 区中 18 位です。まとまりのある緑地は、区立公園や都立公園、再開発された商業地や団地などに多く分布しています。沿岸部は運河や運河沿いの干潟、埋立地を利用した大規模な公園などでも、豊かな水辺の自然環境があります。また、内陸部の崖線下には湧水のほか残存樹林等が見られます。

区内では、独立住宅の建て替えに伴いみどりが減少しているという傾向があります。一方で、まちづくりの進展により新たに創出されるみどりや水辺もあります。

③ 生き物の状況

区内には、公園や緑化空間の樹林環境や、河川・運河沿いの水辺環境にまとまった生き物の生息・生育環境があります。

内陸部の公園では樹林環境や池などの水辺環境を利用する生き物が観察されるほか、臨海部の公園では渡り鳥や干潟の魚類・甲殻類などが観察されています。

公園（内陸）	寺社林（内陸）	河川（内陸・臨海）	公園・運河（臨海）
樹林環境 水辺環境 （池、水路）	樹林環境 水辺環境 （湧水）	樹林環境 水辺環境 （河川）	樹林環境 草地環境 水辺環境（運河、海、池） 干潟環境
			
林試の森公園の 落葉広葉樹林	鹿嶋神社の保存樹木	目黒川	大井ふ頭公園の干潟

図 4.17 品川区の生き物の主な生息環境

2020（令和2）年度に行った調査では、臨海部のしながわ区民公園および大井ふ頭中央海浜公園で、多くの種類の生き物が観察され、良好な環境であること示す指標種が確認されています。

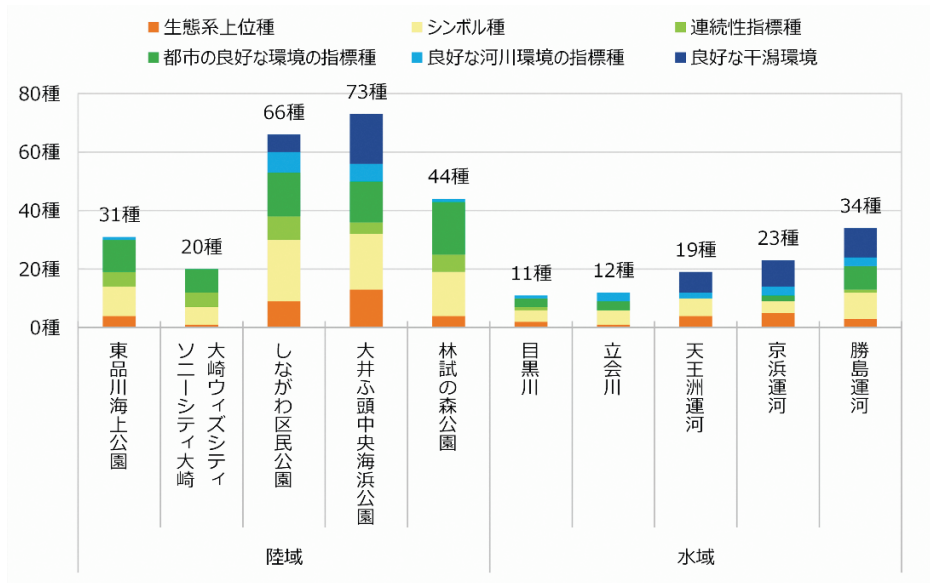


図 4.18 品川区の生物多様性指標種の確認種数



図 4.19 品川区の生物多様性指標種の例

(3) 開発と保全

建物更新による樹木伐採などにより、みどりが減少する一方で、計画的なまちづくりにより、新たに創出されるみどりや水辺もあります。

区内では、新たな生息空間を上手に利用している生き物も観察されており、わたしたちの暮らしやすさと、生き物の住みやすさを両立したまちづくりを考える必要があります。

コラム まちづくりにより新たに創出されるみどり

再開発などのまちづくりでは、空地への植栽や屋上緑化、壁面緑化などによる新たなみどりが創出されています。

このようなみどりは、わたしたち人間にとって気持ちの良い空間となるだけでなく、鳥や虫などの生き物のすみかとなったり、ヒートアイランド現象の緩和にも貢献します。



大井一丁目南第一地区



西品川一丁目地区

(4) 外来種対策の必要性

1) 外来種とは

外来種とは、もともとその地域に存在していなかったのに、人為的にほかの地域から入ってきた生き物のことを指します。外来種は在来種を追いやるだけでなく、農林水産業や人の健康に影響を与えることがあります。

生態系への影響	農林水産業への影響	人の健康への影響
在来種を食べたり、餌や住んでいる場所を奪ったり、交雑したりすることで、在来種が追いやられることがあります。	畑の作物や漁業の対象の魚を食べることで、農林水産業に影響を与えることがあります。	人への毒を持っていたり噛まれたりすることで健康に危険がおよぶことがあります。
 <p>出典：環境省</p>	 <p>出典：環境省</p>	

2) 区内の外来種の状況

区では近年、アライグマやハクビシンの目撃数の増加や、クビアカツヤカミキリなどが確認されており、外来種対策強化の必要性が生じています。

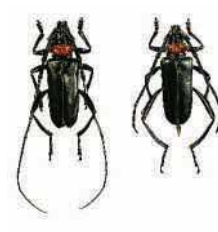


アライグマ



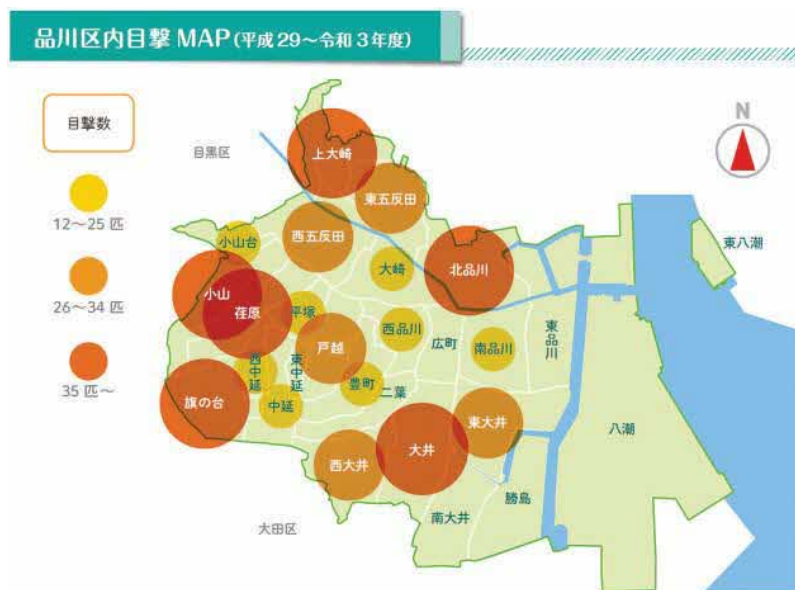
アライグマによるスイカの食害痕

出典：「アライグマ防除の手引き」(環境省)



クビアカツヤカミキリ

出典：品川区ホームページ



出典：「外来種(アライグマ・ハクビシン)対策事業」(品川区)

図 4.20 外来種の被害の例(上)とアライグマ・ハクビシンの区内目撃マップ(下)

3) 外来種の被害を防ぐ 3 原則

外来種による被害を防ぐための 3 原則は、「入れない」「捨てない」「拡げない」の 3 点が重要です。外来種を見つけたり、かかわる際には、この原則を守り、適切な対応を行う必要があります。

- ⚙ **入れない**・・・悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」
- ⚙ **捨てない**・・・飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)
- ⚙ **拡げない**・・・既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないことを含む)

コラム

アメリカザリガニやアカミミガメが特定外来生物に指定

アメリカザリガニやアカミミガメ（通称：ミドリガメ）は日本の水辺環境に広く定着し、生態系等に大きな影響を及ぼしているにもかかわらず、大量に飼育されている等の理由により、特定外来生物への指定が長く見送られてきました。

しかし、外来生物法の施行状況の検討とその結果に基づいた所要の措置の検討が進められ、これらの侵略的外来種については、一律に規制するのではなく、新たな規制の仕組みの構築や各種対策を進める必要があるとして、2023（令和5）年に新たに特定外来生物に指定される予定です。

それにより、アメリカザリガニとアカミミガメの2種については、「飼養（飼うこと）」や営業目的以外の「譲渡（人にあげること）」などの一部の規制が適用除外された上で、侵入予防、防除措置、拡散防止対策等が図られることになる予定です。



アメリカザリガニ



アカミミガメ（ミシシッピアカミミガメ）

出典：環境省

基本目標 3-1 水とみどりを守り育てる

水とみどりは、生き物とふれあう場の提供等、私たちの生活に潤いを与えるだけでなく、温室効果ガスの吸収やヒートアイランド現象の緩和といった都市の環境負荷を軽減する効果があるなど、私たち人間の豊かな生活と多様な生き物の暮らしにとって欠かすことのできない大切な存在です。

区の現状・課題

区では、公園や河川・運河沿いの水辺や公園にまとまった生き物の生息・生育環境があるほか、街路樹や人工池などの身近な自然にも鳥類や昆虫類が確認されています。しかしながら、独立住宅の建て替えなどの都市の再整備によるみどりの減少も確認されるなど、より身近な自然を保全する必要があります。一方で、まちづくりの進展により、新たに創出されるみどりや水辺もあり、区内の生き物の生息・生育環境が大きく変化する中でも、生物多様性を保全する必要があります。

区の施策

🌱 防災に役に立つ水とみどりの整備・活用

まちづくり事業と連携し、災害時の避難や物資の輸送経路となる水辺の活用や、雨水流出抑制対策の推進による都市型水害への備えを進めます。

🌱 まちづくりにおける生物多様性保全の配慮

まちづくり事業を推進する際には、生き物の生息空間の保全・再生だけでなく、エコロジカル・ネットワーク（生き物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保する生態系ネットワーク）を区内に広げていくために、区民や事業者とも連携しながら、多様な生き物の生息できる緑地等の空間づくりを進めます。

🌱 生物生息空間の保全・再生

公園等のまとまりのあるみどりは、生き物の貴重な生息空間として区内の公園・緑地等の保全・再生を進め、生物多様性の保全に取り組みます。

🌱 生物多様性に配慮した施設の設置・管理

区有施設は、多くの人々が訪れ利用する拠点施設です。区有施設の設置や運営管理においては、身近な生き物とのふれあいとともに、植栽に在来種を用いたり、水辺環境に住む生き物や、水辺の持つ保水機能や循環機能などを分かりやすく示すことにより、生物多様性の理解の促進につながる施設を目指します。

🌱 生物多様性を活用したまちづくり

雨水の流出抑制や防火対策として植樹帯を設置する防災・減災や、区民と一体となった植栽管理による地域活性化など、グリーンインフラ*を活用したまちづくりを推進するための計画策定を進めます。

区の実施

- ⊙ まちづくり事業と連携しながら、防災広場や防災拠点としての公園整備を推進します。
- ⊙ 船着場後背地を含めた災害時の船着場のネットワークを構築します。
- ⊙ 雨水流出抑制対策、雨水排水施設の建設、雨水利用タンクの普及を推進します。
- ⊙ 災害時に利用できる植物を用いた植栽を推進します。
- ⊙ グリーンインフラに関する計画を策定します。
- ⊙ 緑化事業（河川護岸・施設屋上・壁面等）を推進するとともに、開発時の在来種選定や、生息環境の創出など生物多様性への配慮と合わせ、新たなみどりを創出するよう開発者に要請します。
- ⊙ まちづくり事業との連携したオープンスペースの確保と緑化による防災性の向上を図ります。

区民・団体等の取組

- ☼ 庭・プランター等、家庭での緑化を積極的に推進します。

事業者の取組

- ☼ 事業所の災害時の備えを強化し、災害時のエネルギーや物質の自主的な調達を推進します。
- ☼ 事業所の外構や屋上等の緑化に努めるとともに、在来種を選ぶ、指標種の食草や実の成る種を選定する、水辺を設けるなど、区の生き物の生息の場となるように配慮します。

コラム

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

生態系の調整機能を活用して、防災・減災の取組を進める気候変動適応策の一つである「Eco-DRR：Ecosystem-based disaster risk reduction、エコ・ディー・アール・アール*）」の取組が広がっています。これは、気候変動による豪雨災害などの増加により、これまでの堤防を高くするといった従来のハード面の対応策だけでは災害リスクを十分抑えることができないため、リスクの高い場所に建物を建てることを避けたり、防風林や防潮林など自然の持つ調整機能を活かしながら災害に対するレジリエンス*（耐性）を強化するという考え方です。

例えば、川沿いに桜並木が多いのは、冬に凍結で緩んだ土手を花見により踏み固められることで梅雨の増水に備えとしたといわれているほか、都市部での緑地の確保は、都市化により逃げ道のなくなった雨水の浸透により水害を低減しながら、四季の移り変わりを感じられる憩いの場の創出にも寄与します。



桜並木（左：参考イメージ）と都市における雨水貯留・浸透機能を持った植樹帯の整備（右：京都市の事例）
 出典：「自然の持つ機能の活用、その実践と事例」（環境省）

基本目標 3-2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる

川のせせらぎや生い茂る木々、美しい草花といった自然の存在は、私たちの疲れた体と心を癒してくれる大切な存在です。

そのため、水辺やみどりと親しめる空間が、日常生活の身近なところに存在することは、豊かな気持ちで生活するために重要です。区民・事業者・区の連携により、身近な水とみどりの整備を進めるとともに、有効な活用を図っていきます。

区の現状・課題

区内に存在する河川や沿岸などの水辺を活かし、河川沿いの緑道などの整備や、カヌーやボートの活動拠点を整備してきました。しかしながら、アンケート調査結果によると、公園や街路樹のみどりについての満足度は高いものの、水辺環境については満足度が低く、水辺の事業が十分活用されていないことが考えられます。新型コロナウイルス感染症拡大や酷暑の増加により、屋外の水辺環境への要望は高まっており、既存の事業を活かしながら水辺の憩いの場を幅広い世代に利用してもらい、大切さを認識してもらう必要があります。

また、河川や海域の水質は改善しつつあるものの、海から遡上する潮の影響を大きく受けることで底層域に水質汚濁の原因物質が滞留することや、合流式下水道のため、大雨の際に汚水まじりの雨水が河川に放流され河川の水質が悪化していることから、引き続き水質改善に向けて取り組む必要があります。



しながわ区民公園



東品川海上公園



大井ふ頭中央海浜公園

図 4.21 区内の水辺を活かした公園

区の施策

水とみどりの拠点づくりとネットワーク化

区内に張り巡らされた幹線道路のみどりや緑道、水辺の散歩道の整備を通して、沿道の景観向上や、快適な歩行空間の形成、避難路の確保や安全性の向上等、「みどりのみち」としての機能強化を図るとともに、「水のみち」との間で連続性の確保や隣接自治体との連携強化を推進し、周辺域も含めた水とみどりのネットワークの充実を進めます。

地域緑化の推進

区全域を緑化重点地区に指定するとともに、みどりの条例により一定規模以上の建築を行う事業者には緑化を義務付ける等、公有地・民有地問わず、街中のさまざまなスペースを利用し、地域を挙げて緑化推進に取り組みます。また、道路や河川等の沿線のみどりを組み合わせ、水とみどりがまちをつなぐ都市空間ネットワークの形成を進めます。

水辺空間の整備・活用

区内に存在する河川等の水際を活かし、区民が暮らしの中で豊かな水辺を実感できるよう、水や生き物とのふれあいの場・カヌーやボート等の活動拠点・防災拠点等、多様な視点から水辺空間の整備・活用を進めます。

🌱 **小スペースを活かしたみどりづくり**

住宅密集地等緑化するための空間の余地が少ない地域においては、遊休地や路地裏、街角の花壇等の限られたスペースを活用したみどりづくりを推進します。

🌱 **魅力ある公園づくり**

子どもからお年寄りまで、地域の人に愛され、利用される魅力ある公園づくりを進めるため、ウォーキング用歩道や水辺のクールスポット*などの公園の機能の充実を進めます。また、区民のニーズを公園づくりに的確に反映していくため、区民参加による公園づくりに取り組みます。

🌱 **河川・運河の水質改善**

区民が安全に水とふれあえる環境づくりを目指し、河川や運河の水質改善を進めます。

区の取組

- ⊙ 沿道の街路樹の整備・管理に取り組みます。
- ⊙ みどり豊かなまちなみづくり助成・屋上緑化等助成事業を実施します。
- ⊙ 開発時における地域緑化への配慮を推進します。
- ⊙ 区民のライフスタイルに着目し、ウォーキング用歩道や水辺のクールスポットなどの公園の機能の充実を進めます。
- ⊙ 水質調査により現状をモニタリングしながら、河川や運河の水質改善を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 生垣設置・屋上緑化等、住宅の周りにみどりを増やしていきます。
- ⊙ マイガーデンの利用・街角花壇の維持管理への参加等により、地域のみどりづくりへ協力します。

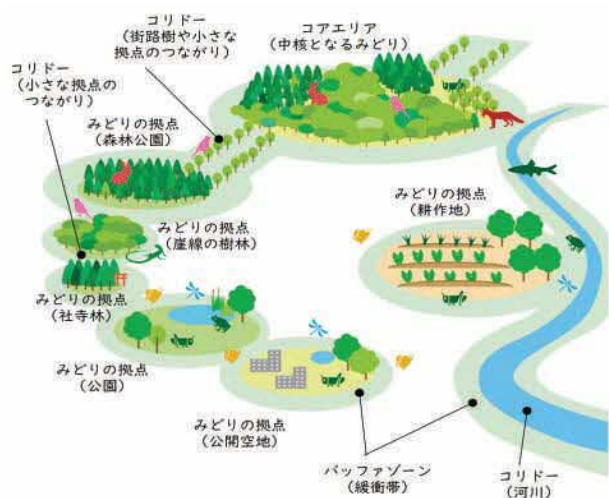
事業者の取組

- ⊙ 地域と連携しながら、屋上緑化・壁面緑化・外構植栽等、事業所内の緑化に取り組みます。

コラム エコロジカル・ネットワーク

生き物が生息・生育するさまざまな空間がつながる生態系のネットワークのことをエコロジカル・ネットワークといいます。

生き物が生息・生育する拠点となる自然環境から、周辺に点在する大小さまざまな自然環境へ生き物が行き来することでつながりが生まれ、地域全体の生物多様性を高めることができます。



出典：「エコロジカル・ネットワークマップ補足資料」（東京都）

基本目標 3-3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

区内には、残された森や、社寺の境内にある大木、御殿山・島津山・池田山等に残された大名屋敷に由来する住宅地のみどり等、区の歴史を伝えるみどりが存在します。また、河川や運河、公園等もまちを特徴づける重要な要素です。

これらの保存・活用そして魅力向上に取り組み、歴史・文化とにぎわいが調和したまちづくりに取り組みます。

区の現状・課題

区内には社寺林や住宅地などにも歴史あるみどりや湧水が存在していますが、その認知度は高くありません。また、残された森や自然には、防風林や流域治水の考え方に代表されるように、局所的な災害を緩和したり、酷暑を緩和する「調整」機能を有しており、気候変動による適応策が重視される中、その機能を改めて見直し、活用することが期待されています。

さらに、新たな国の生物多様性国家戦略では、事業や個人の消費といった経済活動と、生物多様性を結びつける考え方が示されており、あるべき行動が自発的に促されるような仕組みづくりが注目されています。

区の施策**健全な水循環の確保**

多くの土地はアスファルト等で覆われており、地面に降った雨水のほとんどが河川や下水等に直接流れ込み、増水や浸水等都市特有の水害につながる恐れもあることから、公園緑地の整備や、地下への雨水浸透を促進する取組を進めます。

歴史・文化を伝える資源の保全・活用

保存樹木の指定や、緑化指導時における既存樹木の保全等により、区が所有者の理解と協力を得ながら、区内に残された歴史あるみどりの保全を進めます。

特色ある公園・水辺広場づくり

公園は多くの人が集い利用する場所であり、地域のシンボルとしての役割を果たすこともある等、まちの印象を特徴づける存在でもあります。公園の立地や周辺環境、地域が求めている目的に応じた特色ある公園づくりに取り組みます。

水とみどりを活かしたにぎわいづくり

歴史にゆかりのある名所旧跡や公園緑地、水辺の空間等魅力的な資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンス（地域が主体となって取り組む水域利用やその周辺のまちづくり）等と連携した水辺活用の取組を推進することで、まちのにぎわいづくりを進めます

区の実施

- ⊗ 周辺区と連携しながら、海辺の生態系の環境整備を推進します。
- ⊗ 保存樹木の指定を実施します。
- ⊗ 水辺の拠点を整備します。
- ⊗ 水やみどりのイベントを開催します。

区民・団体等の取組

- ⊗ 食器を洗う前に油や汚れを拭き取ったり、環境にやさしい洗剤を少量使うなどにより、生活排水対策に取り組みます。
- ⊗ 家族や友人とともに、散歩やレクリエーション等により日常的に水辺やみどりに親しみます。
- ⊗ 水辺で開催されるイベント等に積極的に参加し、まちのにぎわいづくりに協力します。

事業者の取組

- ⊗ 排水を公共水域に排出する場合は、水質基準を厳守するとともに、マイクロプラスチックの流出防止や温排水の防止など、より一層の環境配慮に努めます。
- ⊗ 事業所の外構や屋上等の緑化に努めるとともに、在来種を選ぶ、指標種の食草や実の成る種を選定する、水辺を設けるなど、区の生き物の生息の場となるように配慮します。
- ⊗ 区内の水辺やみどりを活かした社内行事や福利厚生等を企画し、事業所ぐるみで水辺やみどりに親しみます。
- ⊗ 栈橋のイベント活用等により、まちのにぎわいづくりに協力します。

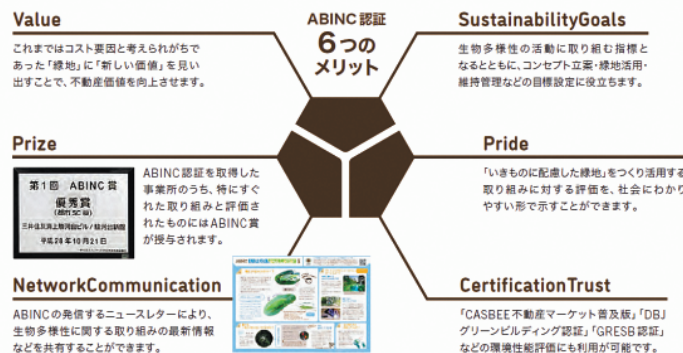
コラム ABINC 認証制度

ABINC 認証とは、JBIB（一般社団法人企業と生物多様性イニシアティブ）が開発した、いきもの共生事業所推進ガイドラインの考え方に沿って計画・管理され、かつ土地利用通信簿で基準点以上を満たし、当審査過程において認証された事業所のことです。認証を受けることにより、生物多様性に配慮した事業や活動であることを客観的に示すことができ、長期的な視点で事業所や不動産の価値を向上させることにつながります。



ABINC 認証を受けると、こんなメリットがあります

ABINC は JBIB が作成したガイドラインに沿って生物多様性に配慮した企業の取り組みを評価する、信頼性の高い認証制度です。認証を受けることで、環境に配慮した活動を社会に広く知ってもらえるだけでなく、さまざまな環境性能評価に活用することも可能であり、長期的な視点で不動産としての価値を向上させることにもつながります。



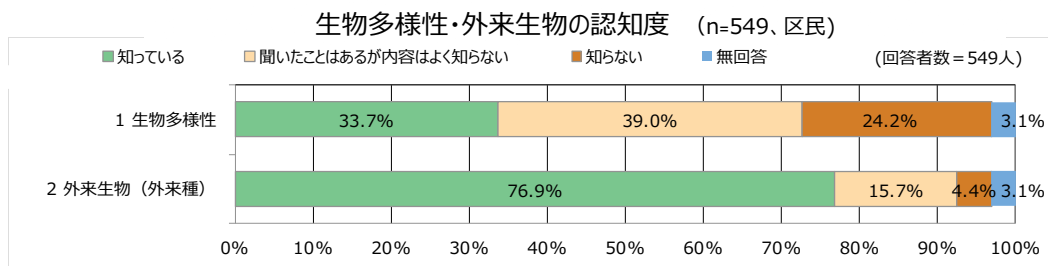
出典：ABINC 総合パンフレット

基本目標 3-4 みんなで水とみどりを育む

区内の水とみどりをより魅力的なものに育てていくためには、多くの担い手と継続的な取組が欠かせません。区民・事業者・区がみんなで取り組むさまざまな活動や体験を通じて、水とみどりの大切さを共有し、これらを守り育てていく機運を高めていきます。

区の現状・課題

わたしたちの暮らしや事業は生物多様性によるさまざまな恵みに支えられています。アンケート調査結果によると、「生物多様性」という言葉の認知度は区民・事業者ともに約3割にとどまっています。「生物多様性」という言葉と、わたしたちの暮らしや事業との密接なつながりを認識してもらい、日々の活動を生物多様性へ配慮したものにへ変化させるためには、「生物多様性」の意味とそれぞれの役割を浸透させる必要があります。



区の施策

生物多様性の理解の促進

生物多様性の基盤は私たちが住んでいる場所にあります。そのため、区の地域特性に基づいた生き物の生息・生育環境や生態系について、それぞれの主体が認識することで、互いの保全行動につながります。

区民が河川の清掃活動や、生き物観察会などの水とみどり、生き物の保全活動に参加するきっかけとなるよう、水とみどり、生き物に関する情報発信や、観察会や園芸講座などの普及啓発活動を進めます。さらに区の普及啓発により区民自らが同様な活動を推進し、活動の環が自発的に広がることを期待した支援等を行います。

水とみどりを守り育てる活動の支援

水とみどりに関する区民や事業者の活動意欲をさらに高め、主体的な取組の輪を広げるために、優れた活動が促進されるよう、表彰や事例紹介を行い区民に広く周知するとともに、学習講座の開催や地球環境基金を活用した活動の支援を行います。

水とみどりを守り育てる人材育成

水とみどりの保全や、生物多様性の保全を推進するためには、正しい知識や技術を有する人材を活かすことで活動の幅が大きく広がることから、生物多様性に取り組む団体や事業者と連携しながら、学習講座の開催等により率先して取り組む人材を育成します。

区民・事業者との協働

水とみどりの活動に関わる区民ボランティアや区民団体、事業者等との協働体制を強化するとともに、区民同士の連携促進や、活動拠点の充実を進めます。また、協働の体制として、区民のアイデアを実践活動につなげる仕組みを検討します。

生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換促進

多摩産材を活用した製品や東京都内地元農産物の普及など都産都消を推進しながら、生物多様性に配慮した商品やサービスを分かりやすく周知し、生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を促進します。

🌱 生物多様性に配慮した経済活動の推進

「生物多様性民間参画ガイドライン」や先進的取組の周知等を行い、事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用のための活動を自主的に行えるように促していきます。また、多摩産材の活用など区独自の取組も推進しながら、生物多様性へ配慮した取組を行う事業者との連携を図ります。

🌱 生物多様性の恵みを活かした取組の推進

気候変動影響の緩和などの地球温暖化対策や防災・減災対策に生物多様性による恵みを活かし、グリーンインフラに寄与する個々の取組を推進します。また、レクリエーションなどにおいて生物多様性による恵みを活かし、観光振興につなげる取組を推進します。

区取組

- ⊙ 各種講座を実施し、学習機会を提供します。
- ⊙ 区ホームページ・情報誌等による情報発信を実施します。
- ⊙ みどりの顕彰制度等を推進します。
- ⊙ みどりと花のボランティア等、区民・事業者との協働を推進します。
- ⊙ 多摩産材等の活用などの生物多様性へ配慮した行動を誘導する経済的仕組みづくりを検討します。
- ⊙ 東京都内地元農産物について、区立学校での給食に取り入れたり、区民への地産地消の啓発を図ります。
- ⊙ エコラベル等の環境認証商品の普及を推進するなどにより、生物多様性に配慮した農林水産物の利用推進を図ります。
- ⊙ 身近な区の自然や、生物多様性の理解を深めることのできる啓発資料（自然観察マップ）を作成します。
- ⊙ 運河や池などの水辺空間の生物多様性を活用し、釣り場などの自然と親しめる場所の整備を図ります。

区民・団体等の取組

- ⊙ 家族や友人とともに、散歩やレクリエーション等により日常的に水辺やみどりに親しみます。各種講座・美化運動等への参加を通して、家族や地域の人たち等と一緒に地域の水とみどりを守り育てていきます
- ⊙ みどりと花のボランティアに参加します。

事業者の取組

- ⊙ 水とみどりに関する研修を実施し、美化運動等に参加します。

コラム

認証エコラベル

生物多様性などの地球環境に配慮して生産された食材や木製品などを、消費者が店頭で見てもすぐに分かるように示されるマークをエコラベルといいます。エコラベルにはさまざまな種類があり、ISO（国際標準化機構）が定める規格では、主に第三者認証機関が評価を行う第三者認証タイプ、事業者の自己宣言による自己宣言タイプ、製品の環境負荷の定量的データを表すだけの環境情報表示タイプの3タイプがあります。

代表的なエコラベルは次の3つであり、いずれも第三者認証タイプです。



FSC®認証

適切な森林管理が行われている森林からの木材・木材製品であることを示しています。



MSC認証

資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な漁業で獲られた水産物であることを示しています。



ASC認証

資源や環境に配慮し、適切に管理された持続可能な養殖による水産物であることを示しています。

コラム

OECM (Other effective area-based conservation measures)

国立公園などのように自然を守ることを目的として保護されている区域が生物多様性にとって重要な働きをしていることは当然ですが、そのような保護区域以外にも、例えば里地里山や水源の森、企業緑地、都市の自然など、必ずしも自然の保全を目的としない管理が結果として自然環境を守ることに貢献している地域も、生物多様性の保全にとって大変重要な役割を担っていることが近年認識されるようになってきました。このように公的な保護地域以外で「他の効果的な手段により生物多様性が保全されている地域」のことをOECMといいます。

現在、環境省においても、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域の認定制度（「自然共生サイト（仮称）」）の準備が進められています。

区内では都市公園や企業緑地などがOECMになりうるほか、区外のOECMに対して活動支援する等により貢献することができます。

OECMのイメージ



里地里山、水源の森、企業緑地、都市の自然などをOECMとして登録。海域OECMも検討。

出典：令和4年度第1回OECMの設定・管理の推進に関する検討会資料「OECMを活用した健全な生態系の回復および連結促進事業」



出典：首都高速道路株式会社ホームページ 企業緑地



出典：東京都ホームページ「里山へGO！」 里地里山

コラム

森林環境税・森林環境譲与税

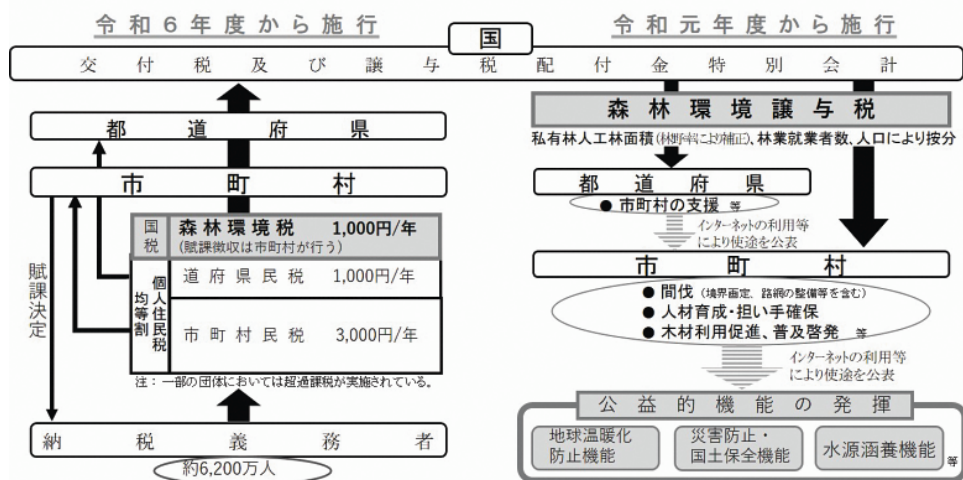
「森林環境税」は、2024（令和6）年度から、個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として1人年額1,000円を区市町村が賦課徴収するものです。

また、「森林環境譲与税」は、区市町村による森林整備の財源として、2019（令和元）年度から、区市町村と都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数および人口による客観的な基準で按分して譲与されています。

森林環境譲与税は、森林環境税および森林環境譲与税に関する法律に基づき、区市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

また、都道府県においては「森林整備を実施する区市町村の支援等に関する費用」に充てることとされています。

森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み



出典：林野庁

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

基本目標 3-5 生態系の保全と再生

これまで掲げた基本目標を達成するためには、気候変動による気温上昇や、まちづくりによる環境の変化が進む中でも、区の生態系のバランスを維持する必要があります。国内外の外来生物を防除し、従来から区にいる生き物がすこやかに生息できる環境を保全しつつ、またこれまで失われた環境を再生することは、生物多様性を育むための最も基本となる取組といえます。

区の現状・課題

近年の気候変動による環境の変化やヒートアイランド現象による都市部の気温上昇は、生態系にも大きな影響を与えており、東京都においても亜熱帯系の蝶の北上や、サクラの開花の遅れが確認されています。また、東京港大井ふ頭において、特定外来生物である「ヒアリ」が継続的に確認されるなど、区の生態系やわたしたちの生活を脅かす侵略的外来生物の増加の懸念もあります。

区の施策**生き物の生息状況のモニタリング**

区の特徴的な生態系である臨海部や運河などの「水辺」を中心に、生き物調査や自然観察会を実施し、生息状況や環境の変化などの理解を深めつつ、生き物の生息状況を把握するとともに、区民や団体と情報を共有しながら、生態系の保全と再生の推進に活用します。

外来種による被害防止

区でも、アライグマやハクビシン、ヒアリ等の侵略的な外来生物が確認されており、希少種を含む在来種の捕食、在来種との競合・交雑、人への危害などの問題が発生しています。外来生物をこれ以上広げないために、各主体が連携しながら、防除やモニタリングなどの対策を推進します。

区を取組

- ⊙ 区民や団体と連携し、指標となる生き物を対象としたモニタリングを行いながら、生息環境の保全を推進します。
- ⊙ 外来生物による被害の把握や生息状況を調査し、効果的な対策を検討します。東京港については、東京都と連携した防除および注意喚起を行います。
- ⊙ 各種公共事業を行う場合は、在来種を用いた植栽を行うよう配慮するほか、事業者に対しても、区の環境に適した在来種の選定やビオトープなどの取組事例を紹介することで、生物多様性に配慮したみどり・水辺の保全と創出を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 区が開催する自然観察会のイベントに積極的に参加します。
- ⊙ ペット（アメリカザリガニやミシシッピアカミミガメなどの外来種も含む）は屋外に放さず、最後まで責任を持って飼育します。
- ⊙ 捕まえた外来生物は再放流しない、生きたまま持ち運ばないようにします。
- ⊙ ガーデニングなどで植栽を行う際は、生態系に被害を及ぼす外来植物を用いないようにします。



●どのような被害があるの？

雑食性で、希少種を含めた水生昆虫や両生類、魚類、貝類など、さまざまな生き物を食べてしまうほか、水草を切断することなどで環境を大きく変え、ほかの生き物の生息環境（産卵場所や隠れ家など）を奪います。結果として水が濁ってしまうなど、景観まで変えてしまいます。また、病気を媒介して、日本の固有種で絶滅危惧種であるニホンザリガニやほかの甲殻類を死滅させてしまうことも心配されます。

●もはや対策は手遅れなのでは？

そこら中に蔓延しているように見えても、実はまだ入っていない場所などもあります。そういった場所に入ってしまうと希少種を含む在来の水生生物が大きな被害を受ける心配がありません。

●既に日本の自然になじんでいて、いても問題がないのでは？

かなり古くから日本各地、特に田んぼや用水路など市街地周辺に広まっており、多くの国民にとって子どもの頃から身近な生き物になっていたため、一部にそのような誤解を受けることもあります。上記の通り、最近の研究によって、日本の自然・希少な絶滅危惧種などに非常に大きな影響を与えることが改めて明らかになっています。

●捕獲したり、飼育したりすることも良くないの？

自然とのふれあいという観点で、身近な生き物であることは確かであり、必ずしも捕獲することや飼育することを全面的に否定するものではありません。ただ、合わせて外来種問題について考えていただきたいと思いますし、特に捕まえた場所と違う場所に放流することは絶対に控えて下さい。

出典：「アメリカザリガニ Q&A」（環境省）

※一部抜粋している。また、内容は対策検討を進めながら随時更新される予定である。

図 4.22 アメリカザリガニの取り扱いについて

事業者の取組

- ⊙ ビルなどの整備においても緑化や水辺環境の整備を推進するとともに、在来種の選定やビオトープなどの取組にも積極的に参加します。
- ⊙ 事業活動により外来生物が拡大しないよう、敷地内での外来生物の駆除・防除に積極的に取り組みます。
- ⊙ 外国産のペットや希少植物を安易に販売することはせず、販売時・譲渡時には終始飼養することを飼養者に呼びかけます。

コラム

危険な外来生物

外来生物の中には、住環境や生態系への悪影響だけではなく、「人の生命・身体」への被害が報告される種も存在します。

東京都では、このような種を「危険な外来生物」と定めています。

現在まで、区内で定着が確認された生き物はありませんが、被害が発生しないよう、また万一が一区内に侵入した場合には、直ちに防除が図れるよう、まずはこれらの生き物の存在を知っておくことが肝要です。



セアカゴケグモ



ハイロゴケグモ



クロゴケグモ



キョクトウサソリ



ヒアリ



アカカミアリ



カミツキガメ

出典：東京都

東京都内で発見事例のある危険な外来生物 7 種

基本目標4 「すこやかで快適な暮らし」を実現する（生活環境）



基本目標 4-1 すこやかな暮らしを守る

きれいな水や空気、そして穏やかな住環境は、「すこやかで快適な暮らし」を実現する上で欠かせません。生活環境の維持・向上のため、大気汚染や悪臭、騒音等の環境負荷を低減し、全ての人が心安らかに暮らせる地域づくりに取り組みます。

区の現状・課題

大気環境は、低公害車の普及等により経年的に改善傾向であり、2020（令和2）年度以降は全地点でNO₂とSPMの環境基準を達成しています。水質については、河川のBOD*や運河および海域COD*については改善しつつありますが、海域の全窒素および全りんについては環境基準を全て上回っており、適切な対策を講じる必要があります。

騒音については、環境基準の達成率は9割を超えているものの、建設作業や生活騒音などの騒音苦情が増加しており、建設作業時の指導と生活騒音防止の啓発をあわせて推進する必要があります。

また、野生のカラスやハトへの苦情も発生しており、生態系のバランスを保ちながら、人の生活空間との棲み分けを考えていく必要があります。

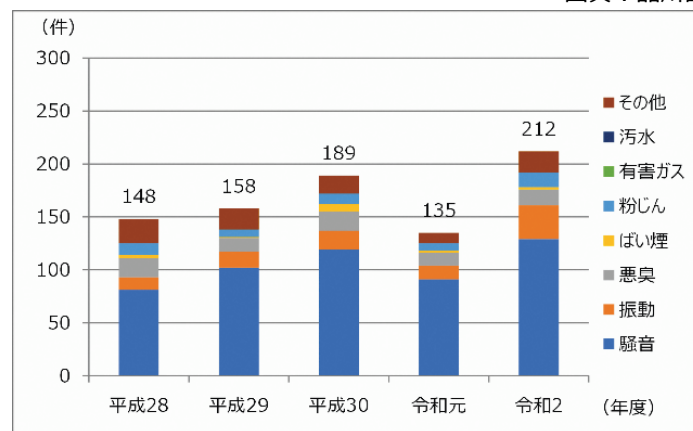
表 4.2 大気汚染物質の測定結果（2021（令和3）年度）

局名		二酸化窒素(NO ₂)		浮遊粒子状物質(SPM)	
		環境基準		環境基準	
		98%値	達成状況	2%除外値	達成状況
一般局	八潮測定局	0.035ppm	○	0.028mg/m ³	○
自排局	大井中央陸橋測定局	0.060ppm	○	0.032mg/m ³	○
自排局	平塚橋交差点測定局	0.041ppm	○	0.032mg/m ³	○

※98%値は、1年間の全ての測定値（日平均値）の内、低い方から有効測定日数の98%にあたる日数番目の測定値。

※2%除外値は、1年間の全ての測定値（日平均値）の内、高い方から有効測定日数の2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値。

出典：品川区ホームページより作成



出典：「公害苦情相談の状況」（品川区ホームページ）より作成

図 4.23 区内の公害苦情相談結果

区の施策

大気、水質、土壌等の保全および騒音・振動等への対応

環境保全対策全般に関して、継続的に取組を進め、良好な生活環境を維持することが必要です。大気や水質、騒音等の環境基準の達成に努め、公害等を防止します。

化学物質の適正管理

有害な化学物質の適正管理等に関する指導や情報提供を行います。

鳥獣等による被害への対策

カラスやハト、ネズミ、コウモリ、ハチ等による被害への対策を行います。

区の実取組

- 有害物質等の使用管理・土壌汚染に関する、法令等に基づく指導・監督・情報提供を実施します。
- カラス対策等を実施します。

区民・団体等の取組

- 楽器や家電製品を使用する時間帯を考慮する等、日常生活における騒音等について、近隣への配慮を心がけます。
- 低公害車の利用やエコドライブの実施により自動車排出ガスを低減していきます。

事業者の実取組

- 各種の法令等に基づく環境への負荷抑制に取り組み、地域のすこやかな暮らしや従業員の健康確保に取り組みます。
- 運送車両等の低公害車への転換や、エコドライブの徹底により自動車排出ガスの低減に取り組みます。
- 騒音を発する工事では、防音シートの使用等、近隣への配慮を図ります。

コラム 典型7公害

環境基本法では、公害とは、事業活動そのほか人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる次のものと定義しています。このうち、①大気汚染、②悪臭、③騒音、④振動、⑤水質汚濁、⑥地盤沈下、⑦土壌汚染の7つの公害を「典型7公害」と呼んでいます。

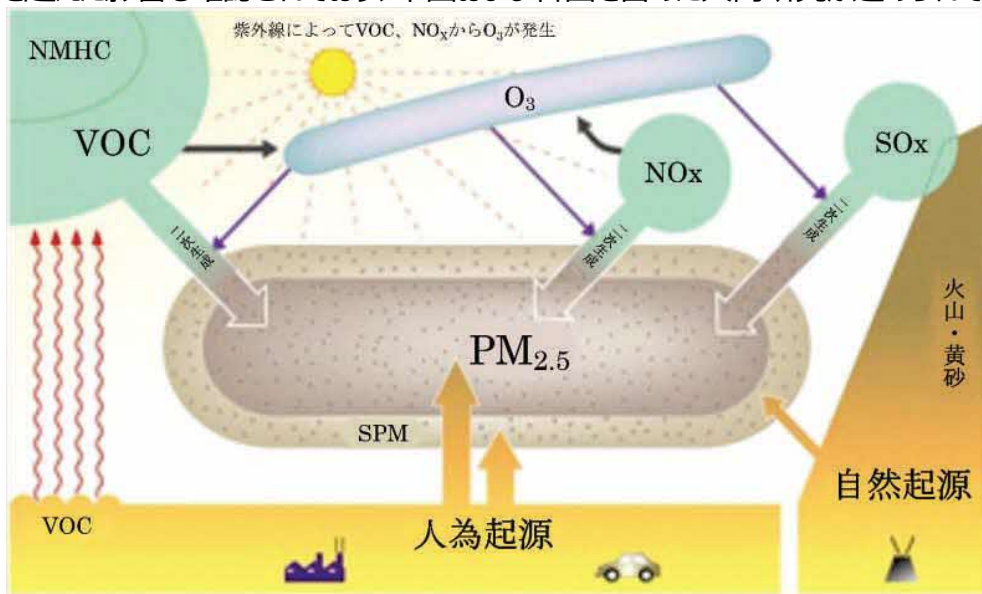


出典：2002年度子ども環境白書（環境省）

コラム PM2.5とは

微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する小さな粒子のうち、粒子の大きさが2.5 μm （1 μm =1mmの千分の1）以下の非常に小さな粒子のことで、物の燃焼から直接排出されるもののほか、硫酸化物（SO_x）、窒素酸化物（NO_x）、揮発性有機化合物（VOC）等の大気汚染物質から大気中で粒子化したものが含まれます。非常に小さいため（髪の毛の太さの1/30程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されており、2009（平成21）年9月に大気環境基準に新たに追加されました。

国境を超えた影響も確認されており、中国および韓国を含めた共同研究が進められています。



出典：「PM2.5の生成メカニズム」（環境省）より作成

基本目標 4-2 人にやさしい地域づくりを目指す

さまざまな人々が暮らす区において、全ての人が暮らしやすい、安心・安全な地域づくりがより一層必要とされています。

年齢・性別・国籍や障害の有無等に関わらずたくさんの人が使いやすいユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実や、歩行者・自転車に配慮した地域づくりを進めます。

区の現状・課題

さまざまな人々が暮らす区において、全ての人のために安心・安全な地域とするために、例えば、大井坂下公園は区内の子どもたちが考えたアイデアを取り入れ、障害の有無にかかわらず、あらゆる子ども達と一緒に遊べる公園として再整備されました。また、大井町駅周辺では、重点整備地区として歩道のセミフラット化、点字ブロックの整備、バリアフリー仕様の水飲み台設置などが実施されています。

一方で、アンケート調査結果では、区民の人にやさしい地域づくりに関する重要度は高いものの、歩道や自転車道の整備状況の満足度は低い状況です。そのため、駅周辺や一部の公園に限らず地域全体の歩道や自転車道等の整備が必要です。

区の施策

ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

全ての人が、年齢・性別・個人の能力に関わらず、快適に移動できる環境整備が必要となっています。公共交通施設や歩道へのスロープの設置等のバリアフリー化、駅・バス施設へのユニバーサルデザインの導入を進めます。

利便性の高い公共交通網の整備

鉄道網が発達した区内において、バス等で鉄道網を補完しながら、鉄道を中心とした交通の利便性を向上していく必要があります。利用者ニーズに応じた交通網の整備を事業者に求めていきます。

安全な歩行者・自転車の空間整備

歩行者・自転車が安全で快適に通行できる環境づくりが必要となっています。歩行者・自転車空間の整備、放置自転車対策等の取組を進めます。

区を取組

- ⊙ 区有建築物のユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ⊙ 安心して通行できる歩行者・自転車空間の整備を推進します。
- ⊙ 自転車等の放置禁止対策を実施します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 自転車・自動車の利用に際して、交通ルールを守り安全運転を心がけ、定められた場所に駐車します。

事業者の取組

- ⊙ 再開発や建物の新築・改修に際しては、スロープの勾配の改善、バリアフリートイレの整備、多様な利用者に配慮した案内表示の設置等を導入していきます。
- ⊙ 店舗・事業所への来訪者による自転車駐輪・自動車駐車が、ほかの交通の妨げにならないよう定められた場所に駐車します。

基本目標5 「やすらぎとにぎわいの都市景観」を形成する（文化環境）



基本目標 5-1 歴史や文化を大切に、魅力あるまちなみをつくる

地域の文化や歴史と調和したまちなみの保全・創出は、住民にとっても来訪者にとっても魅力あるまちづくりにつながります。

区の歴史的な位置づけや受け継がれてきた伝統への理解を深め、区民が「大切」と思うことができる魅力あるまちなみの保全と創出に取り組みます。

区の現状・課題

品川区内には区指定の文化財が142件と、数多く存在しています。歴史的・文化的環境を将来に引き継ぐため、それらの維持・保全に努めるとともに、区民がふれあうことのできる機会を増やす必要があります。

区の施策

多様な品川らしさを踏まえたまちづくりへの活用

歴史のあるまちなみ、新しく洗練されたまちなみ、そしてそれをつなぐみどりや川、これらの個性を活かしつつ、調和の取れた景観づくりが必要となっています。デザインに配慮した屋外広告物の配置や集約化、舟運ルートの開拓・運用を進めます。

歴史あるまちの景観の再生と活用

地域で蓄積してきた地域固有の歴史・伝統・文化を景観まちづくりに反映していくため、旧街道等歴史を伝えるまちなみの形成が重要です。まちなみ修景や、区の歴史を伝える社寺や大名屋敷跡地の緑化、協調性のある建築物等のデザインや伝統色の採用等、歴史的な雰囲気伝えるまちなみづくりを進めます。

生活に密着した住宅地景観の保全と誘導

住宅地においては、地域固有の資源や個性を活かし、みどりの保全や創出により、親しみのあるまちなみや潤いのある景観を形成する必要があります。良好な住宅地景観の保全と育成、住宅地の緑化等を進めます。

活力に満ちたにぎわいや調和の取れた景観の創出

多様な人々が暮らし、働き、活動する区においては、地域それぞれの特性に合った景観の創出が必要となっています。商業・業務・文化・行政等の施設が集積する商業地や、日常生活に必要な買い物の場としての商店街では、にぎわいと個性のあるまちなみを形成していきます。暮らしや活動する場には、社寺・公園・樹木・建造物等の地区の個性を創り出す景観資源を活かした景観形成を進めます。

新たなまちの景観の整備と誘導

区内には、規模の大きな開発によるまちづくりが進められている地区と、日常生活における商店街等が中心となる地区があり、それぞれの特性を活かした景観形成が必要となっています。

区の取組

- ⊗ 歴史・文化を伝えるまちなみ整備を促進します。
- ⊗ 地域からの景観計画における「重点地区」指定の要望を受け、推進します。

区民・団体等の取組

- ⊗ 地域特性に応じたルールづくりによる住環境の保全・創出に協力します。

事業者の取組

- ⊗ 建築物デザイン・広告掲示・緑化等において、まちの美観やにぎわい創出等に協力します。
- ⊗ 五反田～天王洲等の新たな舟運ルートを開拓し、利用者へ定着させていきます。

共通目標 次世代につながる「日常的に実践する人」を育てる (環境教育・環境コミュニケーション)



今後、さまざまな環境課題が見込まれる中、区の特性を踏まえた取組を推進するためには、広く区民の環境への関心を高め、環境保全について自ら学び、実践してもらうことが重要です。

2022（令和4）年5月にオープンした品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」を中心に、環境教育および環境コミュニケーションのためのさまざまな取組を展開します。

(1) 環境教育の促進

区民のアンケート調査結果によれば、設備導入を伴う取組や環境教育についての関心は低くなっています。身近な環境課題にそれぞれが関心を持ち、日常の行動の中に環境に配慮した商品やサービスを自ら選択する行動につなげることが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、区民のライフスタイルや社会経済が変化する中、新たな生活様式の浸透により、ウェブを活用したコミュニケーションも普及しつつあります。

区民が主体的に学べる機会や情報発信を増やし、身近な環境への関心を深める必要があります。

(2) さまざまな主体による環境活動の促進

区内には多くの事業所があります。事業者のアンケート調査結果によれば、環境に配慮した取組についての関心は高いものの、取り組まれている割合は低くなっています。一方で、今後取り組みたいという意向も高いことから、取組実施に向けた後押しが必要です。

事業者や団体の情報交流や活動の機会を増やすことで、さまざまな主体間の連携や協働による環境活動の広がりを図ることが求められます。

共通目標1 環境情報を発信する

今後、一人世帯や高齢人口の増加等が見込まれる中、環境に関する情報をよりきめ細やかに提供し、それを受け取った区民・事業者が主体的な実践に移行することが望めます。

区のホームページ等を含め、各種媒体を通じて情報を効果的に発信し、年齢や国籍、使用言語の違いに合わせた啓発を行っていきます。また、環境活動推進会議や環境保全活動顕彰を通じて、区民・事業者・区が情報を共有し、取組への意欲向上を図ります。

区の現状・課題

基本目標 1～5 の達成に向けて、多くの担い手と継続した取組が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大以降、ウェブを活用したコミュニケーションも普及しつつあります。ホームページやエコルとごしでの企画展示等を活用した情報発信を積極的に行っていますが、学生、社会人、高齢者など、さまざまな立場・ライフスタイルに浸透する情報発信方法や、情報を受け取る側との環境コミュニケーション方法も検討する必要があります。

区の施策**環境に関する情報の整理と効果的な発信**

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、区民の意識向上や取組の実践につながります。区およびエコルとごしのホームページや SNS、パンフレット等を通じて、区民が環境を身近に感じ、興味・関心を持つきっかけをつくり、行動を促すような情報を発信します。

区の取組

- ⊙ 区およびエコルとごしのホームページ・SNS・各種パンフレット・エコルとごしで開催する企画展で情報を発信し、区民・事業者への有効活用を促進します。
- ⊙ エコルとごしの建物の特性を活かした情報発信として ZEB の理解促進に向けた建物紹介や木材利用の啓発を行います。
- ⊙ 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）を主催します。
- ⊙ 環境保全活動顕彰（優れた環境活動を実施している企業・団体・個人を顕彰）を実施します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 区およびエコルとごしが発信する環境情報をホームページ等で入手し、活用していきます。
- ⊙ 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

事業者の取組

- ⊙ 区およびエコルとごしが発信する環境情報をホームページ等で入手し、活用していきます。
- ⊙ 環境活動推進会議（学識経験者・区民・事業者の委員で構成）に委員として参加します。

共通目標2 環境学習・体験を推進する

地域の貴重な環境を保全し、継続して維持・活用していくためには、環境に関する学びや理解を促進し、自ら行動する人材の育成が必要です。区民・事業者・区の連携により、学校におけるイベントや、体験型の学習機会の充実を図りながら、環境教育を推進します。

区の現状・課題

身近な環境課題にそれぞれが関心を持ち、日常の行動の中に環境に配慮した商品やサービスを自ら選択する行動につなげることが大切です。エコルとごしでは、次世代を担う子どもたちをはじめとする区民が環境の保全について関心や理解を深められる環境学習展示やイベント等を行っています。エコルとごしの機能を最大限活用しながら、あらゆる主体の行動につながる環境教育を推進する必要があります。

区の施策

次世代を担う人材の育成

エコルとごしでの活動を通じて、環境保全について日常的に実践する人を育て、次世代につなぐ環境都市の実現を目指し、区民や活動団体などが交流できる場を提供します。

区民・事業者の環境学習・体験の機会づくり

良好な環境を保全していくためには、環境について学ぶだけでなく、実際に環境活動に参加することや、日常において環境保全行動を実践することが必要です。環境に関するイベントや体験型学習講座、学校と連携した環境学習の実施等、区民や事業者の取組意欲の向上につながる機会を提供します。

区民主体の環境活動の支援

エコルとごしのボランティアや、2021（令和3）年度より新設した登録制度「品川区環境保全活動団体・個人」など、主体的に環境活動を行う人材、環境活動に意欲のある人材の積極的な登録を促し、活躍の場を提供します。

区役所職員の環境学習・行動の推進

区役所が率先して業務から生じる環境負荷を減らし、職員一人ひとりが環境配慮行動を実践することにより、区民や事業者の行動をけん引する必要があります。公共事業等における環境保全を推進するとともに、区の職員が日常業務の中で環境保全行動を実践できるよう、各種研修等を実施します。

区を取組

- ⊗ エコルとごしでの環境学習講座の実施、さまざまな活動を通じて人材育成に努めます。
- ⊗ 環境意識を高める機会を持ち、事業全般で環境負荷の低減を意識します。

区民・団体等の取組

- ⊗ 各種のイベントや学習講座に参加し、知識の取得と活動を実践します。

事業者の取組

- ⊗ 各種のイベントや学習講座に参加・支援し、経験や技術等を活用した社会貢献活動に取り組めます。

コラム 環境教育等促進法の改正

2003（平成15）年に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」が、2011（平成23）年6月に成立・公布されました。

国際連合の「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」の動きや、環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、人づくりにつながる環境教育をいっそう充実させる必要があるとして、基本理念の充実を図りつつ、地方自治体による推進枠組みの強化や環境教育等の基盤強化などが示されました。

具体的には、「体験の機会の場」の認定制度や、行政機関および民間団体等による「協働取組の推進のための協定制度」などが導入されており、体験学習に重点を置いた取組から、幅広い実践的人材づくりへと発展させるとともに、具体的な規定を充実させています。



出典：「体験の機会の場」（環境省）

コラム ESD（持続可能な開発のための教育）

現在、世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等のさまざまな問題があります。ESD（Education for Sustainable Development）とは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、身近な所から取り組むことで、持続可能な社会を実現することを目指して行う学習・教育活動です。

ESDでは、国際問題をはじめとするさまざまな課題に対して、探究的な学習過程を重視し、グループ活動を取り入れ、話し合い、調査や結果のまとめ、発表を行うなど、協働で学びます。また、地域や大学・企業との連携の視点を取り入れること、児童・生徒による発信と学習成果の振り返りを適切に行うことなどが重要とされています。

新型コロナウイルス感染症により、従来の社会システムやライフスタイルが一変しただけではなく、戦争で世界情勢が不安定な中、グローバルな視点での持続可能な社会構築に向けた行動が求められています。



ESDの基本的な考え方

出典：「持続可能な開発のための教育（ESD：Education for Sustainable Development）」（文部科学省）

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

共通目標3 協働により環境活動を推進する

環境課題は限られた取組で解決することは難しく、区や区民はもちろん、事業者・団体等さまざまな主体、ひいては周辺地域も含めた幅広い取組が必要となります。

区民・事業者・団体等、環境活動を行うさまざまな主体が連携することで、取組のさらなる拡大や発展につなげることができます。

環境活動を行う事業者・団体等への支援や情報の共有を図るとともに、周辺自治体・交流自治体等との連携を推進し、協働による取組を進めます。

区の現状・課題

エコルとごしの貸室をはじめとした交流スペースや共有スペースで実施する企画展等を充実させるほか、ボランティアなどの団体活動の支援も行っています。

事業所や団体等との連携・協働をいっそう推進し、環境学習・イベント参加を促していくことが期待されます。

区の施策**環境活動・環境教育を行う人材との協働**

多岐にわたる環境の課題に対応し、良好な環境を維持・保全していくためには、区民・団体・事業者・大学等の教育・研究機関等、さまざまな主体と協働し、行動の輪を広げていくことが必要です。事業者による環境活動や、区民による環境ボランティア活動の支援を行います。

環境に配慮した事業活動の支援

事業活動において、さまざまな側面で環境に配慮することにより、環境への負荷を低減していくことが必要です。事業者による食品ロス削減等、環境に配慮した事業活動を支援します。

他地域での環境活動の促進

環境の課題は区内のみにとどまらず、周辺地域との関連性が深い場合が多いため、地域での取組が不可欠です。周辺自治体との連携を促進するとともに、交流自治体等における環境活動や、交流自治体の木材等の産材利用を推進します。

区の取組

- ⊙ エコルとごしを活用して、各主体が環境活動を通じて交流・連携できる場の提供や、自主的な活動の支援を行います。
- ⊙ SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等を推進します。
- ⊙ 他自治体における環境活動（産材利用・森林整備等）を推進します。

区民・団体等の取組

- ⊙ 環境学習やイベントの運営支援を行う等、地域で率先して行動します。
- ⊙ 食品ロス削減等に取り組む店を積極的に利用します。

事業者の取組

- ⊙ 各主体が環境活動を通じて交流・連携するイベント等の運営に協力します。
- ⊙ 区等が実施するセミナーや支援制度を活用し、環境に配慮した経営を行います。
- ⊙ SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト（食品ロス削減の協力店の募集・広報）等に協力します。

コラム 区内商店街での国産間伐材啓発イベント

区内商店街の持つメディアネットワークを最大限に活用し、「間伐材を知る」、「間伐材に触れる」きっかけをつくり、国産間伐材の有効活用による森林保全・環境保全の周知・啓発を行うとともに、商店街を舞台として事業展開を行うことで、商店街の活性化を図っています。



ふくい しながわ ハッピーウッドキャラバン

(2022 (令和4) 年 11 月実施 品川区商店街連合会と福井県との連携事業)

コラム 区内企業・高校と食品ロス等削減イベント

区内小学生とその保護者を対象にした「食品ロス削減・使い捨てプラスチック削減推進 区内企業・学校連携イベント“もったいない食材”をみんなで食べよう！」を 2022 (令和4) 年 8 月にエコルとごしで実施し、親子 16 組 35 名 (大人 16 名・子ども 19 名) が参加しました。

このイベントは区内企業や区内の高校の協力により開催しています。食を通じて食品ロスや使い捨てプラスチック削減について考える契機とし、夏休み最後に家族の交流などをサポートすることがねらいです。



コラム

品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」のオープン

自然豊かで歴史ある戸越公園内に品川区立環境学習交流施設「エコルとごし」が 2022（令和 4）年 5 月にオープンしました。環境について楽しく学べるよう、わたしたちの暮らしと自然環境との関わりを疑似体験できる映像展示や、「みる・きく・さわる」といった体験を重視した常設展示を備えているほか、多彩なイベント・講座などを開催しています。



また、公園内の一施設として、区民の皆さんや公園利用者の皆さんの憩いと交流の場として利用できます。

■省エネと創エネを実現した「Nearly ZEB」認証建築物

エコルとごしは、東京都内の公共建築物として初めて「Nearly ZEB」の認証を取得し、建物の竣工時点で、基準となる建築物と比較し、91%のエネルギー量削減が見込まれています。LED 照明や人感センサー、地中熱を利用した空調システムなどの「省エネ（使うエネルギーを減らす）」技術と、太陽光発電設備や蓄電池など再生可能エネルギーを利用する「創エネ（エネルギーをつくり、利用する）」技術を組み合わせて導入しています。そのほかにもトイレの洗浄水に雨水を利用し、夏場の室温上昇を防ぐ壁面緑化、深いひさしや遮熱性の窓ガラスなど、省エネにつながる建築の技術が多く採用されています。

●太陽光エネルギーの利用
（発電設備と蓄電池）

1 日当たり約 215kWh（一般家庭 1 日当たりの約 11 世帯分）の電力を発電しつつ、蓄電池を併設することにより災害時は一部の照明、機器へ電源供給し、平時は夜間電力として使用できます（容量は 120kWh（一般家庭 1 日当たりの約 6 世帯分））。



●壁面緑化や深いひさしによる温度上昇の抑制

奥行約 3mの深いひさしを設けることで夏場の室内への直射日光を遮へいするとともに、壁面緑化により夏場の日射遮蔽効果、葉※の蒸散効果により室温上昇を防ぎます。



※樹種は在来種であるキヅタを採用。

●最新型の空調・省エネ設備、BEMS の採用

人感センサーを併用した LED 照明や、自然換気や地中熱を活用した空調設備など最新の設備とともに、各機器の利用状況などのデータを一元管理し、最適化する BEMSを採用することで、快適な室内環境と省エネの両立を図っています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

■環境教育・環境コミュニケーションのための多様な機会の提供

エコルとごしでは、体感を重視した展示や、多彩なイベント・講座の開催により、特に次世代を担う子どもたちが環境を楽しみながら学ぶことができる施設を目指しています。

展示やイベントだけではなく、最先端の環境情報の発信や、環境保全に取り組む人材の育成・活動支援も行うことで、区民および事業者の環境意識の向上と自主的な環境活動の推進につなげていきます。

●環境を身近に楽しく学べる体験型の環境学習展示

映像展示「いきものタッチ」・「バランスプラネット」では、床・壁一面のダイナミックな映像空間で、都市と自然の「バランス」や「いきもの」とのふれあいを体験することができます（右写真）。

また、常設展示「トイカケのジカン」では、1秒・1日・1年・10年の時間軸をテーマに、さまざまな仕掛けを通して、身近な視点で環境との関わりを学ぶことができます。



●自然とふれあいながら、環境情報に触れるコミュニティラウンジ

自然豊かな公園と一体感のある広々とした空間や、自由に過ごせるスペースを提供しながら、キッズスペースや情報コーナーを充実させることにより、気軽に多世代の区民が集い、環境情報に触れる場を提供します（右写真）。



●環境活動拠点の提供・イベントの開催

区民をはじめとした利用者の地域活動・交流のための地域交流室や、エコルとごしのボランティアや、環境活動を行う団体・個人の活動のためのボランティア室を備え、さまざまな主体の環境活動の拠点としての役割を担っています。

また、環境を身近に感じられる多彩な講座・ワークショップの開催をはじめ、貸出利用も可能な多目的スペースも備えています（右写真）。



●交流自治体の建材の活用

品川区では、7つの自治体と個別で協定を結び、交流を深めています。エコルとごしでは、交流自治体との「絆」をつなぐ拠点を目指し、交流自治体の建材や家具などを施設に活用しています。また、東京都・多摩地域で育成した「多摩産材」も使用しています。東京都内における「地産地消」により、東京都全体の林業の活性化や森林の保護につながります。

2. みんなで取り組む“重点プロジェクト”

(1) 重点プロジェクトとは

区の地域特性や環境に関する最新の動向、環境の課題等を踏まえ設定し直した本計画の5つの基本目標と共通目標を達成する上で、残りの計画期間を考慮して特に重点的かつ分野横断的な展開を図る必要のある主要なテーマを「重点プロジェクト」と位置づけ、推進します。

重点プロジェクトとは、以下の方針に則り設定しました。

〈重点プロジェクトの設定方針〉

- 基本目標と共通目標を強力にけん引するものであること
- 区民・団体等・事業者のそれぞれの行動を促し、単独では得られない相乗的な効果を期待できること
- 区の次世代を担う人材の育成につながるものであること

(2) 重点プロジェクト

前述の方針に則り、重点プロジェクトは以下の5つとします。

重点プロジェクト1 快適な脱炭素型ライフスタイルへの転換プロジェクト

- ① あらゆる「賢い選択」を推進
- ① 区内建築物のZEB、ZEH化の水平展開
- ① 太陽光発電の普及拡大

重点プロジェクト2 さまざまな連携による地域全体の脱炭素化の推進

- ① ほかの地域と連携した横断的な取組の推進
- ① 環境面と経済面の統合的な向上を図る事業やサービスの推進

重点プロジェクト3 プラスチックごみ対策・食品ロス削減の推進

- ① 製品プラスチックを含めたプラスチック分別回収の検討
- ① 使い捨てプラスチックごみ削減の啓発
- ① SHINAGAWA“もったいない”プロジェクト

重点プロジェクト4 水とみどりを活かしたつながりづくり

- ① まちづくりと一体となったみどり環境の保全と創出
- ① 水辺の生き物の生息・生育空間の保全と創出
- ① 生物多様性の理解促進

重点プロジェクト5 次世代を担う人材への学びの機会の充実

- ① エコルとごしを活用した学びの機会の充実

重点プロジェクト 1

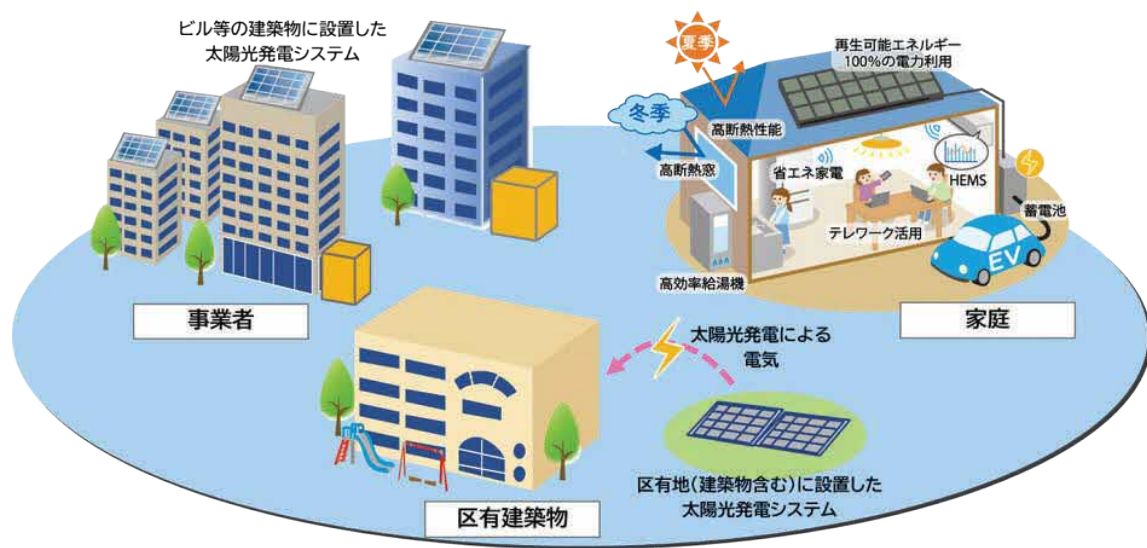
快適な脱炭素型ライフスタイルへの転換プロジェクト

重点プロジェクトの概要

地球温暖化対策を強力に推進するためには、二酸化炭素の排出要因の大部分を占める、エネルギーの使用を削減することが必須となります。区のエネルギー使用量の約75%は家庭や事業所が占めており、当面は人口や世帯数、オフィスビルや店舗といった業務系施設の延床面積の増加により、エネルギー使用量が減りにくい状況が続くことが想定されます。

そのため、特に家庭や事業所の省エネルギーおよび再生可能エネルギー利用による脱炭素型ライフスタイルへの転換に重点的に取り組む必要があります。中でも、家電や設備機器等の省エネルギー型機器への転換や区でポテンシャルの高い太陽光発電システムの導入は、長期的な光熱費の削減につながるだけでなく、快適な空間の維持、ひいては健康維持や災害時のレジリエンス強化にもつながります。

重点プロジェクトの全体イメージ



個別の事業例

① あらゆる「賢い選択」を推進

省エネを日常的に実践する、高効率な設備へ更新する、よりクリーンな商品・サービスを利用するなど、区、区民・団体等、事業者の多様な主体が、あらゆる行動で「脱炭素を意識した賢い選択」を実践することで、区全体で使われるエネルギーを徹底的に削減します。

0.6kg CO₂ ※ビール 100g当たり
 ※栽培データ：2010年8月～2011年6月
 http://www.cfp-japan.jp
 検証番号：CV-BF04-004

商品品のライフサイクル全体の二酸化炭素排出量を示したカーボンフットプリントラベル*

家庭での節電・節水 再生電力への切替え
 出典：経済産業省

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

① 区内建築物の ZEB、ZEH 化の水平展開

東京都内の公共建築物としては初となる「Nearly ZEB」認証を受けたエコルとごしなどを活用しながら、建築物の ZEB、ZEH 化の認知度向上を図ります。

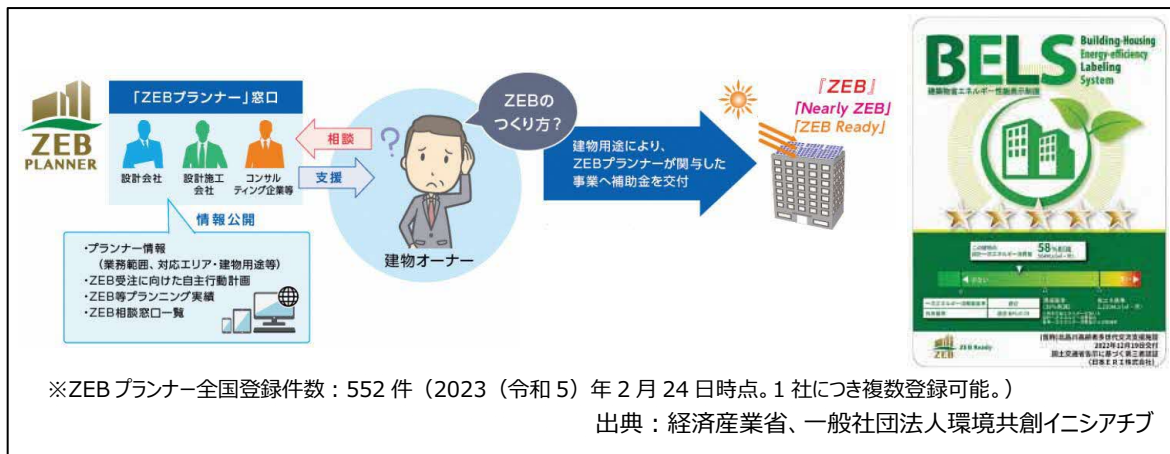
① 「Nearly ZEB」認証を受けたエコルとごしを活用した啓発推進

エコルとごしでは、太陽光発電や省エネ設備のほか、地中熱や蓄電池を活用するなど最新の技術を身近なものとして感じてもらうことにより、ZEB 化の啓発につなげます。



② ZEB プランナー*、BELS（第三者認証）*を活用した普及推進

民間建築物の建物所有者等に対し、国の補助制度や ZEB プランナー登録制度、BELS（第三者認証）の利用を促し、ZEB、ZEH 化の普及推進を図ります。



① 太陽光発電の普及拡大

① 区有建築物への導入検討

区内建物の先進事例となるよう、区の重要な再生可能エネルギーである太陽光発電設備と蓄電池の率先した導入を推進します。また、太陽光発電設備と蓄電池を一体で設置することで、近年多発化する自然災害により、電気の供給が停止した際も、災害時の活動などに利用することができます。

区では、以前から区有建築物の新築や改築の際に太陽光発電設備を導入してきましたが、今後は、既存の区有建築物についても現地調査、設置検討を行い、計画的に導入を推進します。

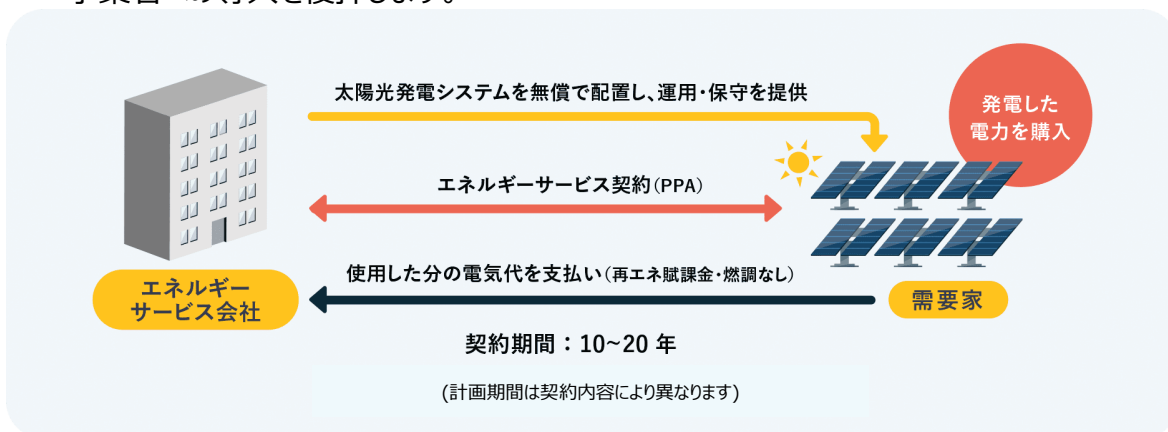


区有建築物における太陽光発電設備の設置状況

② 区民・事業者の導入促進

・PPAモデルの活用

PPAモデル[※]は、事業者が、事業者や家庭が保有する建築物等に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を所有者や需要先へ供給する仕組みです。事業者や家庭は設備を保有しないことから、初期費用や維持管理費用をかけずに、再生可能エネルギーを利用することができます。PPAモデルの導入方法や活用可能な補助金等の情報を周知し、区民および事業者への導入を後押しします。



出典：「再エネスタート」（環境省）

※PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で第三者モデルとも呼ばれる。

・太陽光発電システム等の助成事業の周知

区では、太陽光発電システム等の助成事業を行っており、これらを周知することで、区民や事業者の取組の支援を行います。

～太陽光発電システム・蓄電池システム設置助成事業～

地球温暖化対策の推進および環境保全の意識啓発を図るとともに、再生可能エネルギーの導入を促進するために、区民・中小企業者が家庭および事業所等に太陽光発電システムおよび蓄電池システムを設置する際の費用の一部を助成しています。

～そのほかの助成事業～

太陽光発電以外にも、区ではさまざまな助成事業により、脱炭素化を推進しています。

助成事業名	目的	主な内容
事業所用 LED 照明設置助成事業 (対象：事業者)	LED 照明の普及を促進	区内施工業者を利用し、LED 照明を設置する事業者に対し、その設置に要する経費の一部を助成
高効率給湯器設置助成事業 (対象：区民)	高効率給湯器の導入を促進	高効率給湯器を設置する区民に対し、その設置に要する経費の一部を助成
低公害車買換支援事業 (対象：事業者)	低公害車への買い替えを促進	東京都の融資あっせんを受けた際、補助されない自己負担分を区が助成

重点プロジェクト2

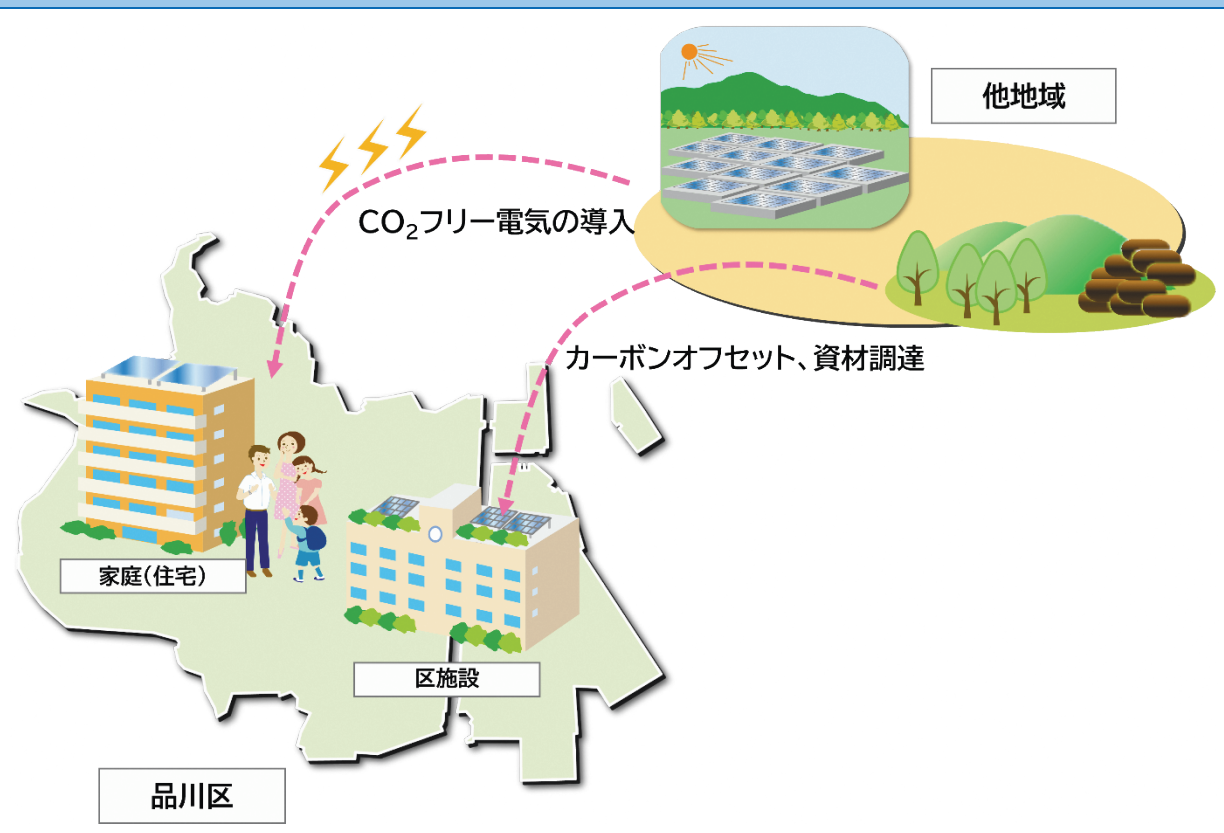
さまざまな連携による地域全体の脱炭素化の推進

重点プロジェクトの概要

地球温暖化対策を推進するためには、重点プロジェクト1によるエネルギー使用量の削減に加え、普段使用しているエネルギーを再生可能エネルギーに転換していくことが重要です。しかし、都市化が進んだ品川区では、大規模な発電施設はもちろんのこと、住宅や事業所等への再生可能エネルギー等の設備導入（自家消費型の太陽光発電システム等）も、設置場所や施工性についての大きな制約があり、導入には限界があります。

そのため、再開発等の機会を活用しながら、まちづくりと一体となり再生可能エネルギー利用を拡大する、区外でのカーボンオフセット事業の展開を行うなど、事業者や他自治体などとの連携を視野に入れた新たな取組を検討しながら脱炭素化を推進します。

重点プロジェクトの全体イメージ



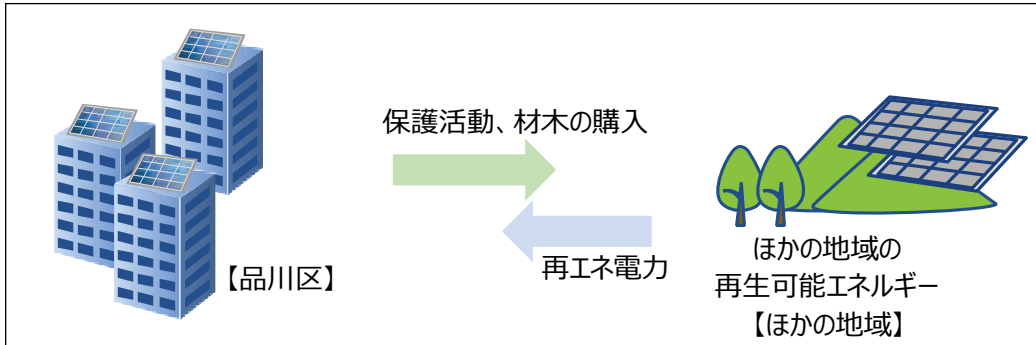
個別の事業例

① ほかの地域と連携した横断的な取組の推進

① 区域外からの再生可能エネルギー調達

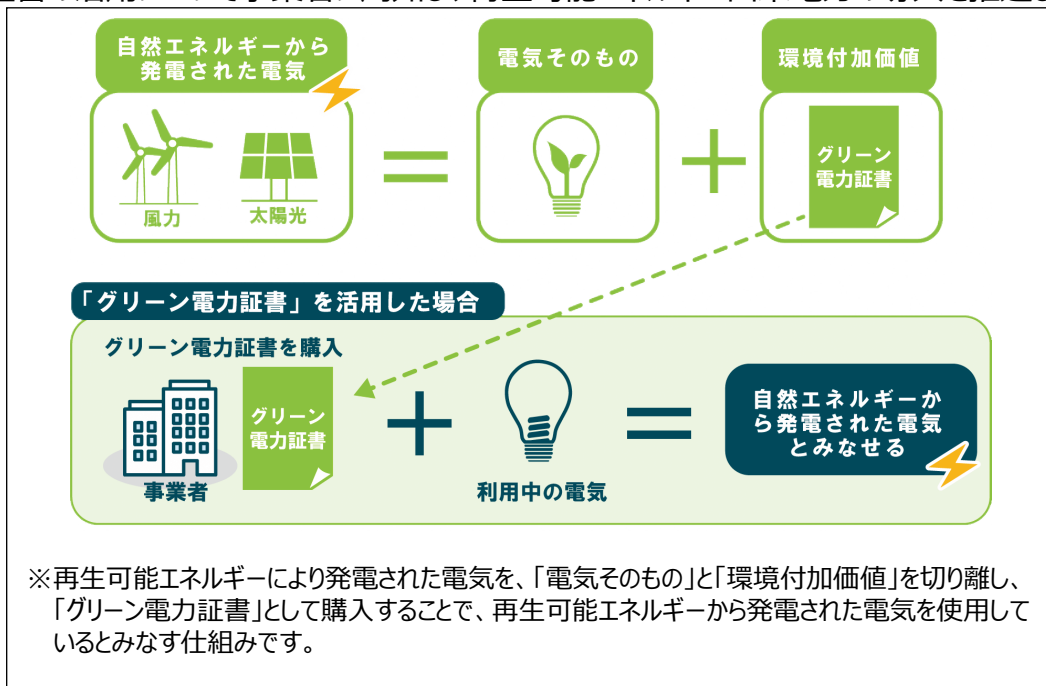
区では太陽光発電設備を最大限導入しても、区内の需要電力量を賚うことはできません。再生可能エネルギーの発電ポテンシャルが高い他地域から調達した再エネ電力を区内で利用することで、再エネ電力が足りない分を補うことができます。

区からは、連携先となる地域に対し、森林保護活動や環境教育、材木の優先購入などによる支援を行うことで、相互の地域特性を活かした連携体制の構築を検討します。



② グリーン電力証書の活用の推進

太陽光発電設備などの所有が難しい事業者でも、電力の環境価値を取引できるグリーン電力証書の活用について事業者にも周知し、再生可能エネルギー由来電力の導入を推進します。



① 環境面と経済面の統合的な向上を図る事業やサービスの推進

① 公共事業のグリーン化の推進

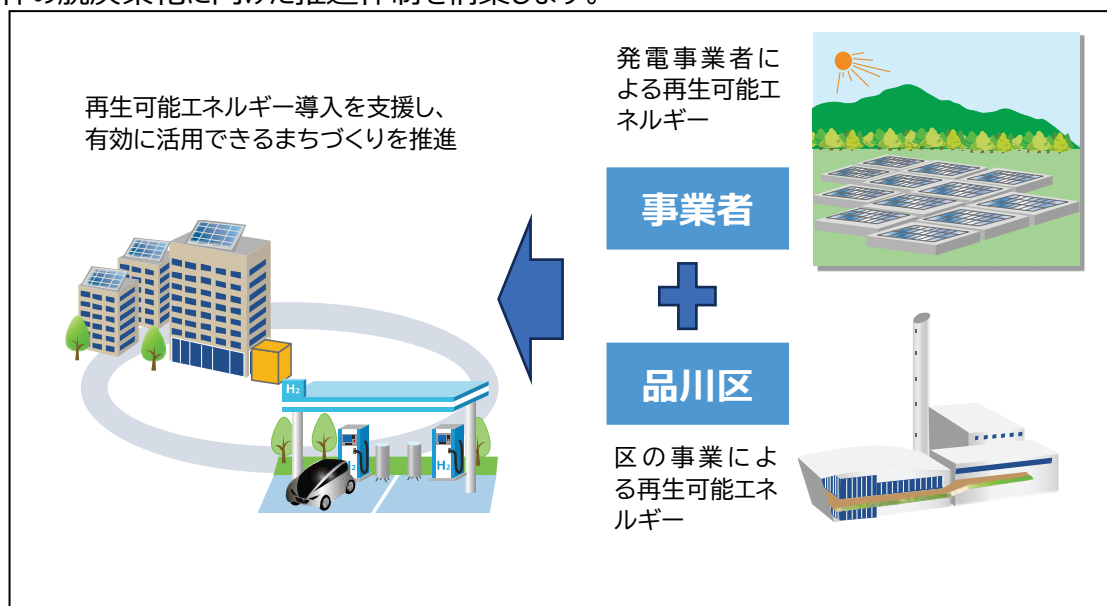
区が発注する公共事業は、入札制度や事業者評価を行うことで環境に配慮しています。今後、より環境負荷の少ない事業や、身近な資材を活用するなど、一層のグリーン化を推進します。



東京の木 多摩産材および品川区交流自治体の地域産材の活用

② 事業者との連携による脱炭素化まちづくりの推進

かつては公共が主体であったまちづくりも、民間と公共の垣根を超えたまちづくりが主流となりつつあります。脱炭素化に向けた区の将来像を発電事業者や区民と共有しながら、地域全体の脱炭素化に向けた推進体制を構築します。



第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章

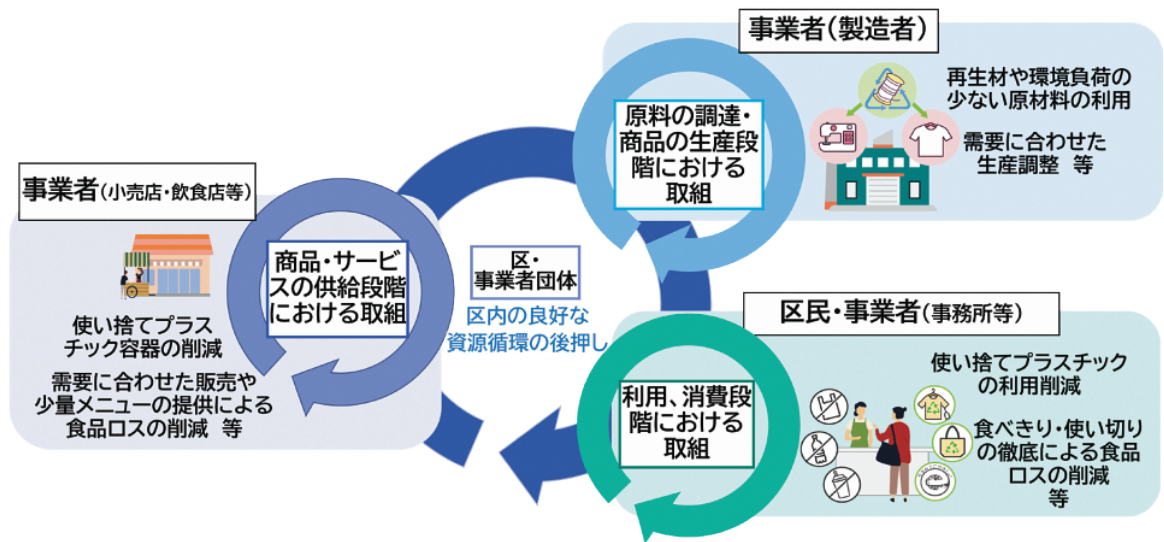
重点プロジェクト3 プラスチックごみ対策・食品ロス削減の推進

重点プロジェクトの概要

2022（令和4）年度のプラスチック資源循環推進法の施行に伴い、ごみとなるプラスチックを減らすため、プラスチック製品の製造から廃棄、リサイクルに至るまでそれぞれの段階での対策が求められ、行政においては、プラスチックごみの分別回収によるさらなる資源化を検討・推進する必要があります。

そのため、事業者と連携した使い捨てプラスチックごみ削減およびリサイクルや、通常のごみに新たな回収品目として加えることも視野に、さまざまな視点でプラスチックごみの削減および循環利用を検討し、取り組んでいきます。また、食品ロスについては、飲食店や小売業者等と連携し、削減に取り組めます。

重点プロジェクトの全体イメージ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

個別の事業の例

① 製品プラスチックを含めたプラスチック分別回収の検討

プラスチック資源循環推進法では、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するものとしており、品川区清掃事務所では、本法に基づいた効率的な分別回収開始に向けて検討を進めます。

① 使い捨てプラスチックごみ削減の啓発

区で主催するイベントでリユース食器を使用するほか、区民まつりにおいても環境配慮型容器購入の助成を行い、使い捨てプラスチックごみ削減の意識啓発を図ります。

また、マイボトル用給水機の設置を推進することにより、マイボトルを持つ習慣づくりを進め、使い捨てプラスチックごみ削減につなげます。



マイボトル給水機（エコルとごし）

① SHINAGAWA"もったいない"プロジェクト

SHINAGAWA"もったいない"推進店登録制度、フードドライブ、もったいないレシピコンテストなどにより食品ロスに対する認知度の向上や幅広い世代に対し食品を大切に扱う意識の醸成を図る事業を展開します。

● SHINAGAWA"もったいない"推進店登録制度

小盛り対応や食べ残し削減のPR活動など食品ロス削減に取り組んでいる、区内の飲食店や食品を扱っている小売店等を区が紹介することで、区民や事業者の意識の醸成を図っています。

● フードドライブ

使わない、または使い切れない食品を持ち寄ってもらいイベント等で回収することで、食品の在庫や消費期限をチェックするきっかけをつくるほか、集まった食品を福祉団体などで活用してもらうことで食品ロスを削減します。



重点プロジェクト4 水とみどりを活かしたつながりづくり

重点プロジェクトの概要

区の特徴である水辺・みどりと、区外も含めた緑地や水辺のネットワークを活かしつつ、既にある生き物の生息・生育区間の保全を推進することで、都市整備と一体となった新たな生息・生育空間の創出を推進します。また、水辺の清掃活動や生き物観察会などの区内の生き物の生息状況を把握しながら、区民や事業者身近な自然にふれあう機会を設けることにより、生物多様性の理解の浸透を図ります。

重点プロジェクトの全体イメージ



個別の事業例

① まちづくりと一体となったみどり環境の保全と創出

① 区民との協働によるみどりの保全

区民や地域団体とともに区有施設（公園、学校、街路樹など）での樹木や花壇、ビオトープについて、生き物観察会や清掃活動を通じ、協働で良好な自然環境を維持・管理する体制の構築を検討していきます。



しながわ花海道

② 事業者との協働によるみどりの保全・創出

市街地再開発事業等に携わる開発事業者に対して、再開発区域内に広域的なみどりの保全・創出、適正な管理を図れるよう調整を進めます。



再開発で創出された品川シーサイドのみどり

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

① 水辺の生き物の生息・生育空間の保全と創出

① 水鳥の生息・繁殖場所の保全・創出

カルガモなどの水鳥が安心して子育てできるように、運河に面した区立公園で水鳥の人工巣の設置を検討していきます。

渡り鳥が羽休めできるように、運河に面した区有施設などで水鳥の止まり木の設置を検討していきます。



京浜運河の栈橋跡の朽木で羽を休めるイソシギ

② 水辺の生き物の生息場所の創出

汽水域の生き物が生息しやすくするため、運河に面した区有施設などで石積などの設置を検討していきます。



東品川海上公園の石積に生息するイワガニ

① 生物多様性の理解促進

① 子どもに向けた環境教育

区内の水とみどりの多様なフィールドを活用し、体験プログラムやエコルとごしにおける生き物観察の実施などを通じた意識啓発に取り組みます。

② 区民・事業者への働きかけ

エコルとごしを活用して、生き物観察などの講座の開催や、展示や SNS などによる情報発信をしていきます。

事業者が生物多様性に配慮した経営の一助となるように、環境にも経営にも役立つ情報の配信をしていきます。



エコルとごしで実施する環境学習講座での生き物観察の様子

重点プロジェクト5 次世代を担う人材への学びの機会の充実

重点プロジェクトの概要

環境保全への取組をこれまで以上に強化していくためには、区による意識啓発だけでは限界があります。区民・事業者の主体的な行動につなげるためには、区も含めた連携の推進と、取組の輪を広げるとともに、環境保全の必要性を「実感」することでより効果が高まります。

エコルとごしを活用しながら、これまであまり環境保全に積極的ではなかった区民・事業者も含め、気軽に参加できる環境を整えることが、取組の裾野を広げるために必要です。

重点プロジェクトの全体イメージ



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

個別の事業の例

① エコルとごしを活用した学びの機会の充実

持続可能な社会を目指すためには、区民や事業者などに対し、環境課題の実態や新たな技術について、わかりやすく学ぶ場を提供することが重要です。エコルとごしでは体感を重視した展示や多彩なイベント・講座を通じて、環境を楽しみながら学ぶことができます。



エコルとごしの常設展示

第5章 計画を進めるために

1. 推進体制と進捗管理指標

(1) 推進体制

区では、計画を推進するため、庁内組織である「環境対策推進会議」および「環境対策庁内会議」により全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取組を進めます。

また、有識者や区民・事業者・団体の代表・学生で構成される「環境活動推進会議」は、専門的な見地および区民の立場から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直しや区に対しての助言・提言を行います。

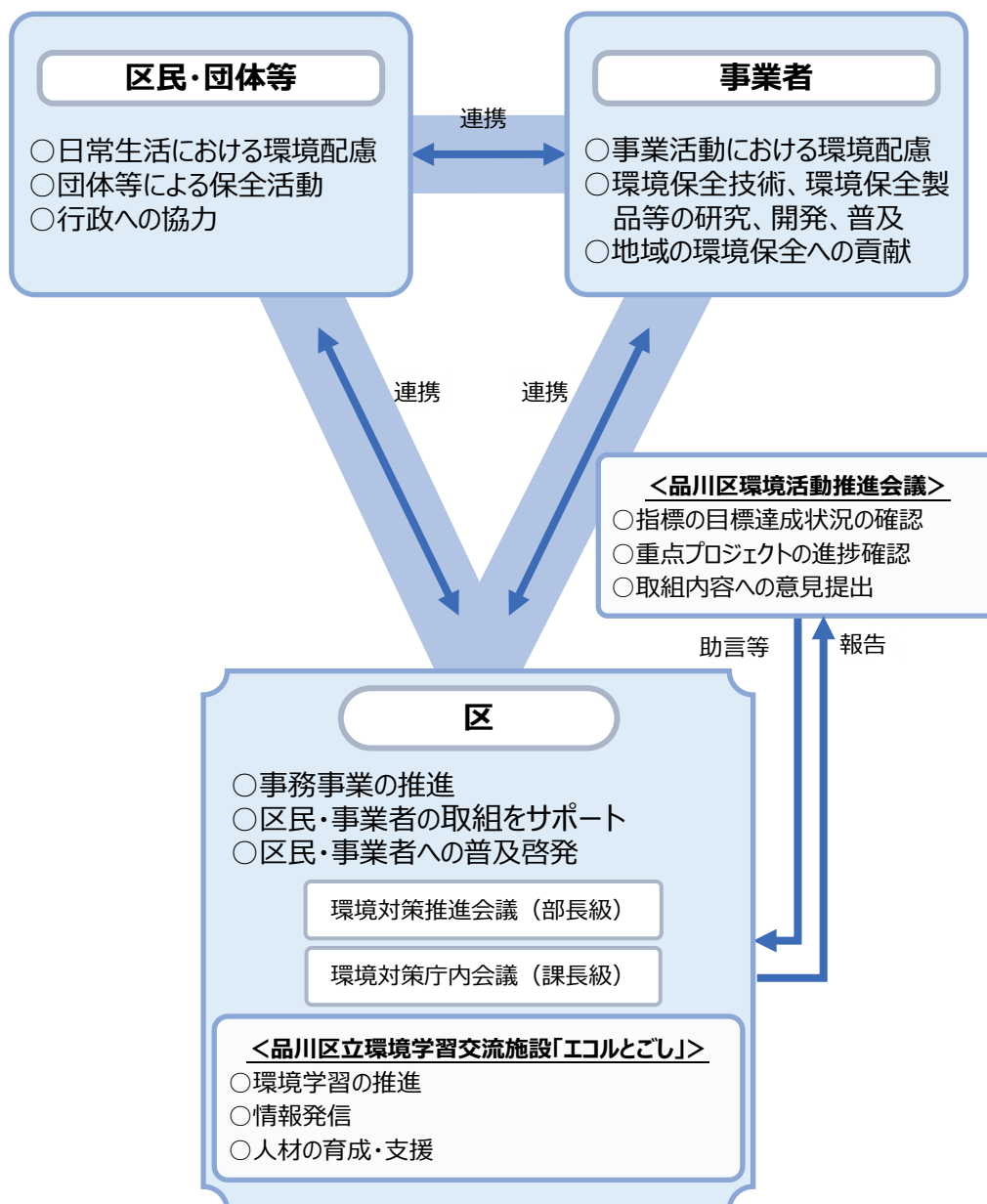


図 5.1 推進体制

(2) 進捗管理指標

計画の進捗状況を点検するための進捗管理指標は下記のとおりです。

■ 基本目標 1 関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
品川区の二酸化炭素排出量	2,219 千 t-CO ₂	1,109 千 t-CO ₂ ^{※1}
区有建築物への再生可能エネルギー導入量	33 施設	60 施設
シェアサイクル配置台数	200 台	増加を目指す
打ち水大作戦参加者数	4,795 名	7,000 名/年
区有建築物の ZEB・ZEH 化 ^{※2}	0 施設 ^{※3}	12 施設
既存区有建築物の照明 LED 化	3 施設	対象施設完了

※1 2030（令和 12）年度を目標年とする。2019（令和元）年度の排出量は 1,837 千 t-CO₂ であり、目標達成のためには、今後、年間 66.2 千 t-CO₂ 以上のペースで削減する必要がある。

※2 経済産業省の評価による全ての ZEB・ZEH を対象とする。

※3 2022（令和 4）年度末現在、Nearly ZEB1 施設、ZEB Ready2 施設、ZEH-M1 施設の計 4 施設。

■ 基本目標 2 関連

指標	2013（平成 25）年度	2027（令和 9）年度
区民 1 人 1 日あたり収集ごみ量	567g	440g
資源化率	26%	31%
スケルトン車両を使った環境学習	44 ヶ所	継続
使い捨てプラスチック製品をなるべく使わない区民の割合	—	28.5%
フードドライブに協力してくれた区民	—	160 名

■ 基本目標3 関連

指標	2013（平成25）年度	2027（令和9）年度
良好な水環境の維持・向上	環境基準達成 （目黒川・立会川）	環境基準達成継続 （目黒川・立会川）
みどり率増加	21.1% （2018（令和元）年）※1	22.6%→21.7 （2031（令和13）年）※2
水のきれいさや水辺空間の 区民満足度	31.3% （2019（令和2）年）※1	50%※2
区有船着場の利用回数	150回/年	450回/年※2
みどりや水辺の保全への関心度	53.8%	70%※2

※1 それぞれの調査実施年度の数値とする。

※2 2022（令和4）年3月に改定した品川区水とみどりの基本計画・行動計画に合わせ、22.6%を21.7%に変更し、目標年度は2031（令和13）年度とする。

■ 基本目標4 関連

指標	2013（平成25）年度	2027（令和9）年度
大気測定局における環境基準 達成状況	2局	全3局達成
放置自転車・放置バイク台数	1,286台	削減を継続
各地区バリアフリー計画の特定 事業計画に基づく整備状況	各特定事業計画	計画通りの整備実施 （118件）

■ 基本目標5 関連

指標	2013（平成25）年度	2027（令和9）年度
景観「重点地区」指定地区数	2地区	地域からの指定要望に 随時対応

■ 共通目標関連

指標	2013（平成25）年度	2027（令和9）年度
エコアクション 21 認証取得事業所数	35 社	70 社
SHINAGAWA“もったいない”推進店数	48 店舗	185 店舗
環境学習講座の開催回数	50 回 (2022(令和4)年見込み)	100 回
環境情報の更新回数 ※	700 回 (2022(令和4)年見込み)	850 回
エコルとごしの年間来館者数	200,000 人 (2022(令和4)年見込み)	240,000 人
エコルとごしの環境ボランティア登録人数	27 人 (2022(令和4)年見込み)	50 人
環境活動団体登録数	18 団体 (2022(令和4)年見込み)	25 団体

※ エコルとごしの公式ホームページ、SNS（LINE、Instagram、Twitter）の情報を更新した回数の合計を集計。

2. 進行管理

本計画を実効性のあるものとするため、施策の実施状況、関連する進捗管理指標の推移などの点検を行い、その結果に基づき、改善を進めるPDCAのサイクルが必要です。

区は、行政評価等により環境の現状や環境施策の進捗を全体的に把握し、評価を行い、その後の施策展開へ反映します。

また、継続的にPDCAサイクルを実施する中で、施策の進捗状況、国や東京都の計画策定等の動向、社会情勢の大きな変化があった場合は、必要に応じて、目標および施策の強化などの見直しを検討していきます。

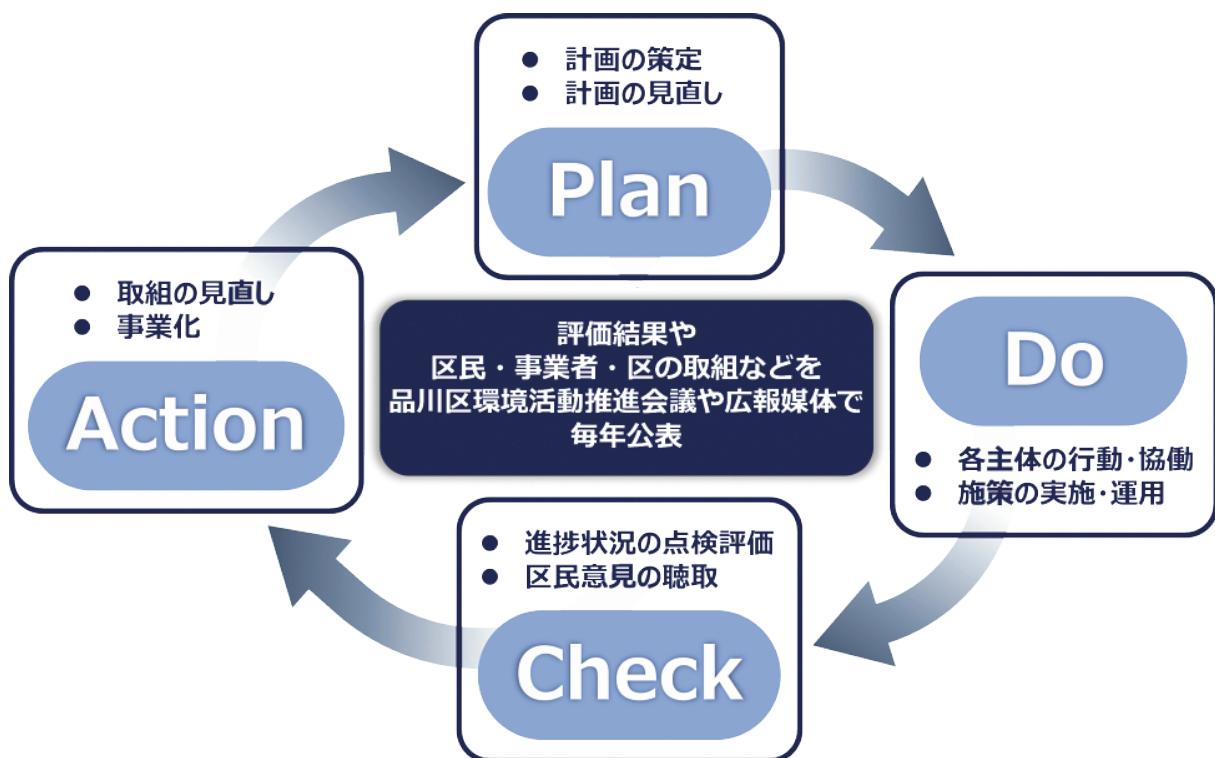


図 5.2 計画の進行管理方法

第6章 資料編

1. 区民・事業者等の環境意識

(1) 2022(令和4)年度 環境に関するアンケート調査の実施概要

	区民	事業者	CSR 企業
対象	満 18 歳以上の区民 1,500 人	品川区内の事業者 500 事業者	区内の CSR 企業 ^{※2} 88 事業者
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・属性 ・環境の現状認識 ・環境保全活動の状況 ・品川に残したい環境 ・区の環境行政に対する意見等 	<ul style="list-style-type: none"> ・属性 ・環境保全対策の取組状況 ・廃棄物の減量・リサイクルの取組 ・環境管理の取組状況 ・地球温暖化対策への取組状況 ・環境の保全・創造のための仕組みづくり ・環境の現状認識 ・区に望む環境保全に関する施策 	
回収数	36.8% (549/1491 ^{※1})	27.1% (134/495 ^{※1})	25.3% (22/87 ^{※1})
実施時期	2022(令和4)年6月10日 ～7月1日	2022(令和4)年6月15日～7月1日	
調査方法	郵送による調査票の送付および回収、WEB 回答の併用		

※1 宛先不明で返却された分は、母数から除外している。

※2 CSR 企業：区民（企業）と区との協働で「私たちのまち」品川区をつくるという理念に基づき、企業の社会貢献活動を推進することを目的に発足した「しながわ CSR 推進協議会」の会員企業。

(2) 区民 調査結果

1) 総括

- 身近なみどりの保全や公園緑地の整備に対する要望が高く、品川区というオフィスビルや商業施設の中にも公園や河川といった水辺空間が存在する特徴を反映した結果となっています。
- 省エネの行動は浸透しているものの、省エネ・再エネ機器の導入率は低く、今後の導入意向も低いことから、導入による効果や導入方法などの普及啓発と補助事業などによる後押しが必要です。
- グリーン電力への切替えは、今後購入予定も含めると3割と比較的高いものの、導入方法や効果がわかりにくいという回答も多く、認知度を高めつつ、さらなる普及啓発が必要です。
- 生物多様性については認知度が低く、重要度などの関心も低くなっています。水辺や公園緑地に関する要望は高いことから、みどりの保全と併せた普及啓発が必要です。

2) 品川区の環境に対する満足度および重要度について

アンケートの回答で重要度が高いとされた項目は全体的に満足度も高くなっています。重要度が高い一方で満足度が低い項目としては「歩道、自転車道の整備状況」があります。

満足度・重要度ともに高い項目 (重点維持分野)	公共交通機関の利用のしやすさ 区全体のごみの収集、処理の状況
満足度は高いが重要度は低い項目 (維持分野)	史跡や遺跡、神社、寺などの文化財の保存状態
満足度は低いが重要度は高い項目 (重要改善分野)	歩道、自転車道の整備状況
満足度・重要度ともに低い取組 (検討分野)	星の見やすさ、生き物の豊かさ、まちなかの暑さ

3) 家庭での環境に配慮した取組について

節電、節水、公共交通機関の利用など、普段身の回りでできる取組の実施率が高くなっています。一方で環境イベントや環境活動などへの参加率は低くなっており、「今後行いたい」を合わせた割合もそれほど高くありません。

4) 「省エネルギーや再生可能エネルギー機器などの利用」について

利用者が多いものは LED 照明など、普及段階の機器等が多いものの、太陽光発電など現状利用者が少ないものは、価格や、集合住宅では導入しづらいといった理由が挙げられていることから、こうした障壁を低くするためのアプローチが必要です。

利用者が多いもの	LED 照明、省エネルギー型エアコン、省エネルギー型冷蔵庫
利用者が少ないもの	太陽熱利用システム、住宅用エネルギー管理システム（HEMS*）、太陽光発電システム、次世代自動車

(3) 事業者 調査結果

1) 総括

- 環境保全対策の取組は、CSR 企業については取組が進んでいるものの、そのほかの事業者については現在取組めていないが今後取り組みたいとの回答が多いことから、導入による効果や導入方法などの普及啓発による後押しが必要です。
- 省エネの行動は浸透しているものの、省エネ・再エネ機器の導入率は低く、今後の導入意向も低いことから、導入による効果や導入方法などの普及啓発と補助事業などによる後押しが必要です。
- グリーン電力への切替えは、利用事業者も導入予定事業者も少なく、効果や導入手法についての認知度を高めることが必要です。
- 生物多様性については認知度が低く、重要度などの関心も低くなっています。水辺や公園緑地に関する要望は高いことから、みどりの保全と併せた普及啓発が必要です。

2) 「省エネルギーや再生可能エネルギー機器などの利用」について

利用者が多いものは LED 照明など普及段階の機器等が多いものの、太陽光発電など現状利用者が少ないものは、価格や、集合住宅では導入しづらいといった理由が挙げられていることから、こうした障壁を低くするためのアプローチが必要です。

利用者が多いもの	高効率照明器具、屋上緑化・壁面緑化、省エネルギー建築（二重サッシ、複層ガラス、床断熱など）、太陽光発電システム
利用者が少ないもの	コージェネレーションシステム（業務用）、エネルギーマネジメントシステム（BEMS、FEMS など）、太陽熱利用設備、風力発電システム、地中熱利用システム、V2H（電気自動車用充電電装置）

2. 主な環境関連の法律・条例、計画(2023(令和5)年3月現在)

(1) 主な環境関連法律・条例

分類	法令	公布日および最終改正
環境全般	環境基本法	1993(平成5)年11月19日公布
		2021(令和3)年5月19日最終改正
	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	2011(平成23)年8月30日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
公害	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	1971(昭和46)年6月10日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
大気環境	大気汚染防止法	1968(昭和43)年6月10日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
	自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)	1992(平成4)年6月3日公布 2019(令和元)年5月24日最終改正
	ダイオキシン類対策特別措置法	1999(平成11)年7月16日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	2005(平成17)年5月25日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	1988(昭和63)年5月20日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正	
フロン類の使用の合理化および管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	2001(平成13)年6月22日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正	
水環境	水質汚濁防止法	1970(昭和45)年12月25日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
	河川法	1964(昭和39)年7月10日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観および環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律	2009(平成21)年7月15日公布 2018(平成30)年6月22日最終改正
海洋汚染および海上災害の防止に関する法律	1970(昭和45)年12月25日 2022(令和4)年6月17日最終改正	
化学物質	化学物質の審査および製造等の規制に関する法律	1973(昭和48)年10月16日 2022(令和4)年6月17日最終改正
	特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律(化管法、PRTR法)	1999(平成11)年7月13日公布 2002(平成14)年12月13日最終改正
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB特別措置法)	2001(平成13)年6月22日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正	
騒音	騒音規制法	1968(昭和43)年6月10日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
振動	振動規制法	1976(昭和51)年6月10日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
地盤沈下	工業用水法	1956(昭和31)年6月11日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正
	建築物用地下水の採取の規制に関する法律	1962(昭和37)年5月1日公布 2022(令和4)年6月17日最終改正

第6章 資料編

分類	法令	公布日および最終改正
悪臭	悪臭防止法	1971（昭和46）年6月1日公布
		2022（令和4）年6月17日最終改正
エネルギー	省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）	1979（昭和54）年6月22日公布 2022（令和4）年5月20日最終改正
	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	1997（平成9）年4月18日公布
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	2011（平成23）年8月30日 2022（令和4）年6月17日最終改正
	エネルギー政策基本法	2002（平成14）年6月14日公布
	バイオマス活用推進基本法	2009（平成21）年6月12日公布
	エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用および化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律	2009（平成21）年7月8日公布 2022（令和4）年5月20日最終改正
	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	2011（平成23）年8月30日公布 2022（令和4）年6月17日最終改正
	建築物省エネ法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律）	2015（平成27）年7月8日公布 2022（令和4）年6月17日最終改正
	廃棄物・リサイクル	循環型社会形成推進基本法
廃棄物処理法（廃棄物の処理および清掃に関する法律）		1970（昭和45）年12月25日公布 2022（令和4）年6月17日最終改正
容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律）		1995（平成7）年6月16日公布 2011（平成23）年8月30日最終改正
家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）		1998（平成10）年6月5日公布 2017（平成29）年6月16日最終改正
食品ロス削減推進法（食品ロスの削減の推進に関する法律）		2019（令和元）年5月31日公布
プラスチック資源循環促進法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）		2021（令和3）年6月11日公布 2022（令和4）年6月17日最終改正
建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）		2000（平成12）年5月31日公布 2022（令和4）年6月17日最終改正
食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）		2000（平成12）年6月7日公布 2019（令和元）年12月4日最終改正
自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）		2002（平成14）年7月12日公布 2022（令和4）年6月17日最終改正
小型家電リサイクル法（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律）		2012（平成24）年8月10日公布
資源の有効利用	グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）	2000（平成12）年5月31日公布 2021（令和3）年5月19日最終改正
	資源の有効な利用の促進に関する法律	1991（平成3）年4月26日公布 2022（令和4）年5月20日最終改正
	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律	2008（平成20）年5月28日公布 2020（令和2）年12月9日最終改正
温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	1998（平成10）年10月9日公布 2022（令和4）年6月1日最終改正
	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律	2007（平成19）年5月23日公布 2021（令和3）年5月19日最終改正

分類	法令	公布日および最終改正
環境アセスメント	環境アセスメント法（環境影響評価法）	1997（平成9）年6月13日公布
		2020（令和2）年6月10日最終改正
自然環境	自然環境保全法	1972（昭和47）年6月22日公布
		2022（令和4）年6月17日最終改正
	自然公園法	1957（昭和32）年6月1日公布
		2022（令和4）年6月17日最終改正
	都市緑地法	1973（昭和48）年9月1日公布
		2022（令和4）年6月17日最終改正
	首都圏近郊緑地保全法	1966（昭和41）年6月30日公布
		2017（平成29）年5月12日最終改正
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	2004（平成16）年6月2日公布	
	2022（令和4）年5月18日最終改正	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

3. 用語解説

【アルファベット・英数字】

2R

発生抑制に相当する Reduce（リデュース）、再使用に相当する Reuse（リユース）を指す。

30by30 目標

健全な生態系を回復し、生態系による恵みを取り戻すために、2030（令和 12）年までに陸域と海域の 30%以上を保全とした COP15 により示された新たな世界目標であり、生物多様性国家戦略においても用いられている。

3010 運動

宴会の時の食品ロスを減らすためのキャンペーンのこと。乾杯からの 30 分間とお開き前の 10 分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうとすること。

3R

3R は Reduce（リデュース、ごみの削減）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の 3 つの R の総称。

BELS（第三者認証）

Building-Housing Energy-efficiency Labeling System（建築物省エネルギー性能表示制度）の略でありベルスと読む。「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく制度であり、住宅の性能（構造耐力、省エネルギー性、遮音性等）に関する表示の適正化を図るため、共通ルールや基準を設け、第三者機関により客観的で信頼性の高い評価が行われる。

BOD

Biochemical Oxygen Demand の略。バクテリアが、水中の有機物を分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標のひとつである。普通 20℃において 5 日間に消費する量を、ppm 又は mg/l で示す。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BOD は河川の汚濁指標として用いられる。

COD

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値である。BOD とともに、水質汚濁の程度を示す指標である。

Eco-DRR

Ecosystem-based disaster risk reduction（生態系を活用した防災・減災）の略。生態系を維持することで危険な自然現象に対する緩衝帯として活用できることや、生態系からの食糧や水の供給機能により、人間や地域社会の自然災害への対応力を支えるという考え方である。

HEMS

住宅用エネルギー管理システム（Home Energy Management System）の略で、家電や照明などのエネルギー消費量を可視化し、各機器の運転を最適な状態に制御することで、省エネやピークカットの効果を狙う仕組みである。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

気候変動に関連する科学的、技術的および社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見について政策決定者をはじめ広く一般に利用するため設立された 195 の国・地域が参加する政府間組織のこと。5～7 年ごとに評価報告書、不定期に特別報告書などを作成・公表している。

J-クレジット制度

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適切な森林管理による二酸化炭素等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

本制度により創出されたクレジットは、経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなどの用途に活用できる。

KPI

Key Performance Indicator の略。日本語では重要業績評価指標、重要達成度指標などと呼ぶ。目標を達成する上での評価の指標を意味する。

MaaS

Mobility as a Service の略でマースと読む。地域住民や旅行者一人一人の移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービスである。また、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決等の重要な手段となるものである。

Nearly ZEB

ZEB に限りなく近い建築物として、ZEB Ready の要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量を75%削減可能とした建築物。

SHINAGAWA"もったいない"推進店

SHINAGAWA"もったいない"プロジェクトの中の一事業として行われている小盛り対応や食べ残し削減のPR活動など、食品ロス削減に取り組んでいる区内の飲食店や小売店等を区が登録する事業。

SHINAGAWA"もったいない"プロジェクト

"もったいない"の精神を普及するため、「食品ロス削減」をテーマとし、食品ロスの認知度向上や幅広い年代に対し、食品を大切に扱う意識醸成を図る事業。

ZEB

ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（Net Zero Energy Building）のこと。建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量が大幅に削減されている最先端の建築物である。

ZEB Oriented

ZEB Ready を見据えた建築物として、外皮の高性能化および高効率な省エネルギー設備に加え、さらなる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物のこと。

目標を達成しにくい大規模建築物向けに新設されたカテゴリーで、対象は延べ面積が10,000平方メートル以上の建物で、一次エネルギー消費量削減は施設の種類によって異なる。

ZEB Ready

ZEB を見据えた先進建築物として、外皮

の高断熱化および高効率な省エネルギー設備を備えた建築物のこと。

対象は、再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物となっている。

ZEB プランナー

「ZEB プランナー（ZEB プランナー制度）」とは、「ZEB 設計ガイドライン」や「ZEB や省エネ建築物を設計するための技術や設計知見」を活用して、一般に向けて広くZEBの普及に向けた相談や業務支援（建築設計、設備設計、設計施工、省エネ設計、コンサルティング等）を行う事業者を登録する制度である。

ZEH

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Net Zero Energy House）のこと。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを旨とした住宅である。

ZEH-M（ZEH-M Ready）

ZEH 基準を満たすマンションなどの集合住宅を指す。

※ZEH-M Ready は、ZEB Ready と同様。

【あ】**愛知目標**

2010（平成22）年10月に愛知県名古屋市中で開催された生物多様性条約第10回締約国会（COP10）で採択された世界目標である「戦略計画2011-2020」は、2050（令和32）年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020（令和2）年までにミッション（短期目標）および20の個別目標の達成を目指すものである。この20の個別目標をCOP10の開催地にちなみ愛知目標という。

アンモニア

常温では色のない気体であり、強い刺激臭をもつ。ナイロンや合成ゴムの原料、肥料としてとして身近に利用されている。多様な二

ズのため多くのアンモニアが合成されている。エネルギー分野では、水素をアンモニアに変換して輸送し、また水素に戻すという手法が研究されている。

ウォーカブル

「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった意味を持ち、都市の魅力を向上させまちなかににぎわいを創出することや、車中心から人中心の空間に転換する取組のこと。

雨水浸透施設

雨水を地下へと浸透させ、雨水の流出抑制や地下水の涵養に役立つ施設のこと。

雨水タンク

雨水を貯める容器のことであり、雨水利用タンクや、雨水貯留タンクとも呼ばれる。

屋根に降った雨水を、雨どいを通じてタンクに集め、タンクの下部に付いている水栓からタンク内の水を使用し、震災や豪雨など緊急時の備えとして生活用水として活用することができる。

打ち水

日本では古来より行われてきた夏の暑さを和らげるために路面に水を撒くこと。打ち水の目的には、夏の暑さを和らげることに加えて、道の土埃をしずめるほか、客を招く時に玄関先や道に水を撒くことで心地よく迎えるといったお清めの意味などがあつたと考えられている。現代では主に暑さ対策として行われる。

温室効果ガス（Greenhouse Gas）

大気中に熱を吸収する性質を持つガスのことである。人間活動によって増加した主な温室効果ガスには、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガス等がある。

【か】

カーシェアリング

1 台の車を複数の人々と共同で利用する仕組み。社会全体の車の数を減らすとともにメリハリのある利用が促進されるため、環境負荷の軽減を図ることができる。

カーボンクレジット

排出量見通し（ベースライン）に対し、実際の排出量が下回った場合、その差分をMRV（モニタリング・レポート・検証）を経てクレジットとして認証するもの。

カーボンニュートラル

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量から森林などによる吸収量を差し引いて、全体としての排出量を実質ゼロにする考え方のこと。

カーボンフットプリントラベル

商品の製造から廃棄に至るライフサイクル全体における二酸化炭素の排出量を定量的に算定するための制度である。事業者は、商品の「見える化」された情報を用いて、サプライチェーン全体で更なる二酸化炭素排出量削減を推進することが、消費者としては、商品に「見える化」された情報を用いて、自ら低炭素なサービスや商品を選択し、変革していくことを目指している。

各戸収集

ごみ集積所（ごみステーション）などにごみを集めるのではなく、家庭の玄関先や、集合住宅の前等、建物ごとに出されたごみを巡回して収集する方法である。

化石燃料（化石系燃料）

石炭、石油、天然ガス等、地質時代にかけて動植物の死骸などが地中に堆積し、長い年月をかけて地圧・地熱等により変成されてきた有機物の化石で、燃料として用いられるものこと。

機器・建材トップランナー制度

機械器具等（自動車、家電製品や建材等）に係る措置として、『トップランナー制度』による省エネ基準を導入している。トップランナー制度では、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促すとともに、エネルギー消費効率の表示を求めている。

目標となる省エネ基準（トップランナー基準）は、現在商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れているもの（トップランナー）の性能に加え、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めている。

キャップ&トレード制度

「国内排出量取引制度」とも呼ばれ、企業それぞれに設けられた温室効果ガスの排出枠（限度＝キャップ）の余剰分や不足分を企業間で取引する制度のこと。

クールスポット

夏の暑さを忘れられるような、身近で涼しく過ごせる休息空間のこと。水辺、公園、日陰、

また休憩が可能な建物などがある。

国・地方脱炭素実現会議

2020（令和2）年12月24日に内閣で決裁された、国と地方の協働・共創による地域における2050（令和32）年脱炭素社会の実現に向けた議論と取りまとめを行う会議である。特に地域の取組と密接に関わる「暮らし」、「社会」分野を中心に、国民・生活者目線での2050（令和32）年脱炭素社会実現に向けたロードマップおよびそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討を行っている。

グリーンインフラ

社会資本や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（防災・減災や地域振興、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のこと。

グリーントランスフォーメーション（GX）

産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革をして成長につなげることをいう。

下水熱

下水の持つ熱のこと。大気に比べ、冬は暖かく夏は冷たい下水の性質を融雪や冷暖房で活用する方法である。下水管や下水処理場等、熱需要の多い都市部に豊富に存在しており、ほかの未利用エネルギーに比べ複数のメリットがあると考えられている。

建築物省エネ法

2015（平成27）年7月8日に公布された「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成27年法律第53号）のこと。建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、住宅以外の一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度の創設等の措置が講じられた。

また、2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるための「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が2022（令和4）年6月17日に公布された。

高齢者等ふれあい収集

ごみの収集の際、高齢者世帯などごみの持ち出しが困難な家庭を対象として、区の職員が自宅までごみの収集に行くサービスのこと。ごみ収集だけでなく、安否確認なども併せて行う見守りの役割も果たすことがある。

コージェネレーション

熱電併給とも呼ばれる、天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。

昆明（こんめい）・モンリオール生物多様性枠組

2022（令和4）年12月に開催された生物多様性条約締約国会議（COP15）で採択された、愛知目標に代わる新たな国際的な目標（ポスト2020生物多様性枠組）のこと。愛知目標で掲げた目標の約1/3が未達成であったことを踏まえ、2050（令和32）年ビジョンのための長期的ゴールをかかげ、ゴールに向けた2030（令和12）年までに達成すべき18のターゲットが示された。

【さ】

再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱そのほかの自然界に存する熱・バイオマス等の持続的に利用可能なエネルギー源によってつくられるエネルギーのこと。

再生プラスチック

石油由来の原料の代わりに、廃プラスチックをリサイクルすることによりつくられたプラスチックである。

サステナブルファッション

衣服の生産から着用、廃棄に至るプロセスにおいて将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境や関わる人・社会に配慮した取組のこと。

サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。日本語では「供給連鎖」とも呼ばれる。

事業系リサイクルシステム

事業系リサイクルシステムは、区内の各事業所を専門に回収するリサイクルシステムのこと。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

2015（平成 27）年 9 月 25 日に、ニューヨーク・国際連合本部で開催された国連サミットで採択された計画（agenda）で、序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。

遮熱性舗装

太陽エネルギーの約 50%を占めるといわれる近赤外線を効率的に反射する舗装を指す。路面温度の上昇を抑制し、舗装体への蓄熱を減らすことでヒートアイランド現象の緩和に資するもの。

集団回収

町内会や自治会、ボランティア等の地域コミュニティの中で住民が自主的にグループをつくり、家庭から出る空き瓶や空き缶、古紙、段ボール等の資源ごみを、一定の場所と日時を決めて集めた後、資源回収業者に引き渡し、資源として再利用するシステムのこと。

重点地区

品川区の「品川区景観計画」において定められている、良好な景観形成を図るための区域設定の一つ。地域固有の資源や個性を活かしてきめ細やかな景観形成を図るため、重点地区を指定している。

循環経済（サーキュラー・エコノミー）

従来の 3R の取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動である。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指す。

シェアサイクル

自転車等を共有する仕組みのことで、各所にある指定の場所であれば借りた場所以外にも返却ができる。渋滞などで混雑する東京都心なら、車を使い移動するより時間も正確で、走行中は二酸化炭素の排出がない移動方法である。

食品ロス

食べ残し、期限切れによる直接廃棄、皮の剥き過ぎなどの過剰除去により発生する本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

水素

水素は、地球上でもっとも軽い気体であり、

酸素と結びつくことで発電したり、燃焼させて熱エネルギーとして利用することができる。燃焼の際に二酸化炭素を発生しないことが特徴である。

生態系サービス

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられているが、これらの恵みを「生態系サービス」と呼ぶ。

生物多様性

さまざまなタイプの自然があるという「生態系の多様性」、さまざまな生物種がいるという「種の多様性」、同じ種内でも多様な個体差があるという「遺伝子の多様性」の 3 つのレベルの多様性があるとしている。

生物多様性条約

生き物の多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用および遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約のこと。1992（平成 4）年に採択され、1993（平成 5）年に発効した。

生物多様性条約締約国会議（COP）

1992（平成 4）年の地球サミットで採択された生物多様性条約の最高意思決定機関である締約国会議（COP：Conference of the Parties）のこと。おおむね 2 年に 1 回開催される。

ゼロカーボンシティ

2050（令和 32）年度までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すことを表明した自治体の総称。

ゼロカーボン・ドライブ

太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時の二酸化炭素排出量がゼロの運転のこと。

早朝収集

品川区では、カラスによる被害を防ぐため、2000（平成 12）年 5 月より早朝収集の実施を行っている。

少しでも早くまちをきれいにし、カラスによる被害を防ぐため、区内の主な商店街で、午前 7 時台にごみを収集している。

ソーラーカーポート

簡易的な車庫であるカーポートの屋根部

分に太陽光パネルを設置、もしくは屋根部分と一体化したものを。建築基準法上の「建築物」に該当するため、建築基準法に則った設計・施工・監理が必要。

【た】

脱炭素社会

温室効果ガスの排出が実質ゼロとなっている社会のこと。

脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、2050（令和 32）年カーボンニュートラルに向けて、民生（家庭・業務）部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の 2030（令和 12）年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域で、「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のこと。

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル

環境省が、地球温暖化対策の推進に関する法律（1998（平成 10）年法律第 117 号）第 3 条第 3 項に基づく国の責務の一環として、地方自治法（1947（昭和 22）年法律第 67 号）第 245 条の 4 に基づいて示す技術的な助言について記載しているものである。

使い捨てプラスチック代替容器

プラスチックごみを減らすため、プラスチックから紙などの自然素材に変更した使い捨て製品のことを指す。例としてはストローやスプーン、菓子の包装などがある。

低炭素アスファルト

通常と比べ製造時の加熱温度を 10～30℃程度低減させることで二酸化炭素排出量を削減したもの。

デジタルトランスフォーメーション（DX）

将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術を活用して組織・業務モデルの柔軟な改変・新たな創出をすること。

電源構成

一定地域に電力を供給するための電源の組み合わせをいう。一定地域とは、主として国全体または特定電力会社の供給エリアを指す。また、電源とは発電設備のことであり、通常は使用するエネルギー源で大きく分類される。典型的な分類としては水力発電、火力発電、原子力発電、その他発電（廃棄物、風力、太陽光など）が挙げられる。

電力の二酸化炭素排出係数

電気の単位量当たりから排出される二酸化炭素の量のこと。1ヶ月の電気使用量に二酸化炭素排出係数をかけると、1ヶ月の二酸化炭素排出量が算出できる。

ドライミスト

人工的に微細な霧を発生させてその気化熱により周辺気温を下げる装置である。

【な】

日本の約束草案

「約束草案」とは COP21 に先立って各国が提出した、各国内で決めた 2020（令和 2）年以降の地球温暖化対策に関する目標のことである。日本の約束草案では、温室効果ガス排出量を 2030（令和 12）年度に 2013（平成 25）年度比-26.0%（2005（平成 17）年度比-25.4%）の水準（約 10 億 4,200 万 t-CO₂）としている。

燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

【は】

廃棄物エネルギー

廃棄物を処理する工程や廃棄物そのものから回収されるエネルギーのこと。発電機を介して得られる電気と、温水や蒸気等のかたちでそのまま利用する熱とに大別される。バイオガスやごみ固形燃料等でのエネルギー回収も含まれる。

廃棄物減量等推進員

一般廃棄物の減量のための行政施策へ協力そのほかの活動を行う一般市民をいう。品川区では約 500 人を推進員として登録し、地域におけるごみ減量・リサイクル活動の推進のほか、清掃およびリサイクル事業に関する調査等への協力などの活動を行っている。

排出係数

二酸化炭素排出係数の場合、電気、ガス等の単位量当たりから排出される二酸化炭素の量のこと。1ヶ月の使用量に二酸化炭素排出係数をかけると、1ヶ月の二酸化炭素排出量が算出できる。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

避暑シェルター

品川区では、夏季において、暑さをしのぐ一時避難場所として品川区内の公共施設を休憩スペースとして利用できる「避暑シェルター」を開設している。具体的な施設としては、地域センター、文化センター、児童センター、シルバーセンター、保健センターなどを指定している。

フードドライブ

家庭で余っている食べ物を持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設などへ提供する活動。

保水性舗装

保水性舗装とは、舗装体内に保水された水分が蒸発し、水の気化熱により路面温度の上昇を抑制する性能をもつ舗装である。

ポスト 2020 生物多様性枠組

ポスト 2020 生物多様性枠組とは、2020（令和 2）年までの国際目標であった愛知目標に代わる、2021（令和 3）年以降の新たな国際目標のことである。

【ま】**マイクロプラスチック**

一般に 5 mm 以下の微細なプラスチック類のこと。含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

メタネーション

二酸化炭素と水素から「メタン」を合成する技術のこと。「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」の実現に向けて、ガスについても脱炭素化の動きが加速しており、その方法のひとつとして有望視されている。

【ら】**リユース食器**

使い捨て容器に替えて使用する、繰り返し利用できる食器のこと。「使い捨て容器ごみ」の削減による資源の節約、廃棄物発生量の削減、利用者への環境啓発の効果等が期待できる。

レジリエンス

「回復力」や「しなやかさ」を意味する言葉であり、防災分野や環境分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さを指す。

品川区環境基本計画

発行日 : 令和5年3月

発行 : 品川区

編集 : 都市環境部 環境課

住所 : 〒140-8715 品川区広町 2-1-36

電話 : 03-5742-6749

FAX : 03-5742-6949

表紙、裏表紙は古紙パルプ配合
率 60%再生紙を使用しています

本編は古紙パルプ配合率 70%再
生紙を使用しています

